

はじめに

人口減少や少子・高齢化の進行、家族形態の変化、就労形態の多様化など、周辺をとりまく環境の変化によって、家庭や地域のつながりが希薄になってきています。また、家庭や地域が抱えるさまざまな課題も複雑化、多様化しており、課題に対応するためには、行政や関係機関が行う福祉サービスと連携して、住民や関係団体などが地域の中で相互に支え合う仕組みを作る必要があります。

このような中、本市では、「第3次周南市地域福祉計画」の基本理念を引き継ぎ、地域を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら、地域の担い手による「支え合い」「助け合い」によって、だれもが住み慣れた地域で生活できるよう、「第4次周南市地域福祉計画」を策定しました。

また、より効果的に地域福祉の取り組みを推進するために、周南市社会福祉協議会が策定している「第3次周南市地域福祉活動計画」も併せて改訂し、「第4次周南市地域福祉計画」と「第4次周南市地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

この計画では、「地域でつながり、支え合う 安心して暮らせる福祉のまちしゅうなん」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げて今後取り組んでいく内容をまとめています。

計画の推進につきましては、住民、福祉事業者、関係団体、地域の関係者と行政が相互に連携し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合って暮らすことができるよう包括的な支援体制の構築に向けて取り組むことが必要と考えておりますので、皆さま方の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、ご協力をいただきました「周南市地域福祉計画評価・策定委員会」委員の皆さまや、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

周南市長 藤井 律子



はじめに

近年、少子高齢化の進展に伴い、ライフスタイルの多様化や家族形態の変化により、人々の暮らしを取り巻く環境が大きく変容し、住民相互のつながりの希薄化、子どもの貧困、虐待、ひきこもり、8050問題など様々な生活課題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響を受けて、失業や収入の減少による生活困窮者が増大し、地域の行事・活動が延期や中止に追い込まれるなど新たな社会問題も生じています。

こうした複雑化・多様化する生活課題や社会問題に対応するには、従来の高齢者、障害者、児童といった各福祉分野における縦割りの公的支援だけでは対応が難しく、また、住民相互の支え合い活動だけでも対応することが極めて難しい状況にあります。

このような中、本市では、市が「第3次周南市地域福祉計画」を、社会福祉協議会が「第3次周南市地域福祉活動計画」をそれぞれ策定しておりましたが、社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、市と社協の連携を強固なものとし、より効果的に地域福祉の推進を図るために、第4次計画づくりにあたっては、両計画の一体的な策定に取り組むこととし、「第4次周南市地域福祉計画・周南市地域福祉活動計画」を策定することになりました。これにより、福祉サービスの充実と住民相互の支え合い活動が一層推進され、地域福祉の向上に寄与できるものと確信しています。

本計画を実現するためには、地域住民の皆様や関係機関・団体等の参画が必要不可欠であり、「計画の実現＝地域共生社会づくりへの第一歩」と考えます。計画の着実な実施に向けて、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ、市民アンケート等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆さんに、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

会長 佐原 昌弘



目次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向	3
3 計画の期間	3
4 これまでの地域福祉計画の基本理念	3
5 計画の位置づけ	4
6 計画の策定方法	5
第2章 前計画の総括	6
第3次周南市地域福祉計画（周南市）	6
第3次周南市地域福祉活動計画（社会福祉法人 周南市社会福祉協議会）	11
第3章 計画の基本的考え方	16
1 基本理念	16
2 基本目標	16
3 計画の体系	17
第4章 基本目標ごとの取り組み	18
【基本目標1】安心・安全に暮らせるまちづくり	18
1－（1）だれもが生活しやすい地域環境づくり	18
1－（2）災害時における要配慮者支援体制の整備	20
【基本目標2】みんなが助け合う地域づくり	22
2－（1）見守り体制の充実	22
2－（2）支え合い意識の醸成	24
2－（3）地域福祉の担い手づくり	26
2－（4）社会参加の推進	27
【基本目標3】自分らしい生き方を支える仕組みづくり	29
3－（1）相談体制の充実	29
3－（2）権利擁護の推進	30
3－（3）情報提供の充実	32
【基本目標4】必要な福祉サービスを受けられる体制づくり	33
4－（1）包括的な福祉サービスの基本整備	33
4－（2）支援が届きにくい人への対応	35
第5章 周南市再犯防止推進計画	37
1 策定の背景	37
2 計画の位置づけ	37

3	基本目標ごとの取り組み	38
(1)	広報・啓発活動の推進	38
(2)	就労・住居の確保	39
(3)	保健医療・福祉的支援	40
(4)	非行の防止と修学支援	41
(5)	関係機関・団体との連携	43
第6章	周南市成年後見制度利用促進計画	44
1	策定の背景	44
2	計画の位置づけ	45
3	成年後見制度について	46
4	本市の状況	47
5	現状から見えた課題	47
6	基本目標ごとの取り組み	48
(1)	地域連携ネットワークづくり	49
(2)	制度の啓発・利用促進	52
(3)	助成制度の整備	53
第7章	計画の推進について	54
1	計画の推進体制	54
2	計画の普及	54
3	計画の進捗管理	54
第8章	用語集	55
1	周南市地域福祉計画、周南市地域福祉活動計画	55
2	周南市再犯防止推進計画	60
3	周南市成年後見制度利用計画	61
資料編		62
【資料1】	地域福祉に関する市民意識調査	63
【資料2】	地域福祉に関する市民意識調査報告書	78
【資料3】	成年後見利用促進計画資料	104
【資料4】	周南市地域福祉計画評価・策定委員会 委員名簿	109
【資料5】	周南市成年後見制度利用促進計画 委員名簿	110
【資料6】	周南市地域福祉計画の策定経過	111
【資料7】	計画の施策とSDGsの関連	113

第1章 地域福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 「地域福祉」とは、だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して生き生きと暮らせるよう、地域の住民や住民団体、社会福祉協議会、民間事業者、行政などが相互に連携し、様々な福祉課題の解決を図る取り組みのことをいいます。

- 人口減少や少子・高齢化の進行、家族形態の変化、就労形態の多様化など、周辺をとりまく環境の変化によって、家庭や地域における人と人、人と社会の「つながり」が希薄化してきており、地域や家庭で支え合う力が低下しています。

- まちづくりの課題や住民ニーズが複雑かつ多様化する中で、高齢者や子ども等への虐待、孤立死、ひきこもり*、生活困窮者の増加など、様々な社会問題が顕在化しています。

- 既存の制度や行政サービスだけでは解決できない問題や課題が増加する中、地域のつながりによって、一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らすことができる「地域共生社会」*の実現を推進する必要があります。

- 本市では、これまでの取り組みに加え、高齢者や障害者、子どもという対象によらない、「地域」を中心に「支え合い」「助け合い」ながら、福祉課題に対応するための計画として「第4次周南市地域福祉計画」「第4次周南市地域福祉活動計画」を策定しました。

- 国は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」*（以降、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」という。）により、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（以降、「地域福祉計画に盛り込むべき事項」という。）を示しています。
そのため、本計画では、該当する基本目標に盛り込み、策定しています。

＜市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項＞

○ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

○ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○ 包括的な支援体制の整備に関する事項

2 国の動向

■社会福祉法の改正により、地域住民は支援を必要としている住民や世帯のあらゆる課題を把握し、課題を解決するために必要な関係機関と連携して、その課題の解決を図るよう留意することとなりました。

■地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、次の3つの支援を一体的に取り組むよう市町村に働きかけています。

◎高齢・障害・子ども・生活困窮などといった分野別（本人や世帯の属性）にかかわらず受け止める相談支援。

◎地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。また、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた参加支援。

◎地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す、地域づくりに向けた支援。

■地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法や生活困窮者自立支援法など、関連する法律の改正が進められています。

3 計画の期間

■令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。

■計画の進捗状況については、毎年評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

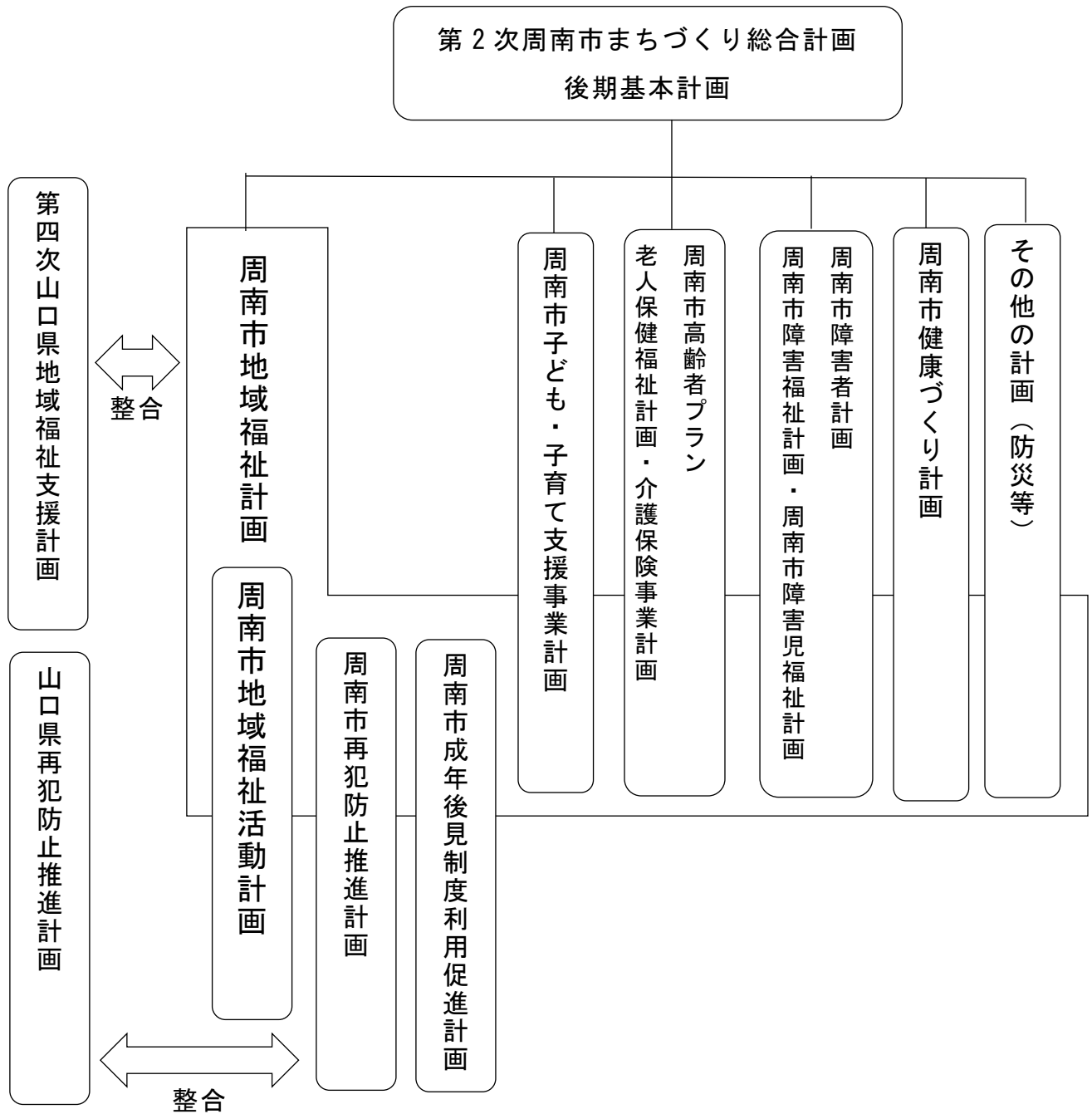
4 これまでの地域福祉計画の基本理念

■第1次地域福祉計画 【計画期間：平成18年度～平成22年度】
だれもが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまちづくり

■第2次地域福祉計画 【計画期間：平成23年度～平成27年度】
地域でつながり、共につくろう 笑顔あふれる福祉のまち しゅうなん

■第3次地域福祉計画 【計画期間：平成28年度～令和2年度】
ふれあい支え愛 いのちと心をつなぐ 周南

5 計画の位置づけ



6 計画の策定方法

■福祉分野の関係者や公募で選出された委員で構成する周南市地域福祉計画評価策定委員会を設置し、策定しました。

■計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民意識調査を実施し、広くニーズや意見等を調査しました。

地域福祉に関する市民意識調査の概要

調査地域 : 周南市全域

調査対象者 : 市内の18歳以上の方から3,000人を無作為抽出

調査期間 : 令和元年11月5日から令和元年12月2日まで

調査方法 : 郵送による配布、回収

回収結果 : 1,376人（回収率：45.9%）

◎調査票配布の内訳（人口は、令和元年10月31日現在）

年齢層	男性 (人)	女性 (人)	人口 (人)	構成比 (%)
75歳以上	275	275	23,964	19.7
65～74歳	275	275	22,382	18.4
55～64歳	250	250	17,163	14.1
45～54歳	250	250	19,949	16.4
35～44歳	200	200	16,532	13.6
25～34歳	150	150	12,833	10.5
18～24歳	100	100	9,056	7.3
	1,500	1,500	121,879	100

第2章 前計画の総括

第3次周南市地域福祉計画(周南市)

前計画の4つの基本目標である、「安心・安全に生活できるまちづくり」「共に支え合う地域づくり」「福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり」「必要な福祉サービスを受けられる体制づくり」別に、取り組みの評価と課題の抽出を行いました。

—基本目標別評価—

基本目標	取り組みの評価と課題
1. 安心・安全に生活できるまちづくり	1 災害時における要配慮者支援体制の整備 評価指標としていた「自主防災組織の組織率」は、平成28年度末までに市内全域に組織されました。 また、「避難行動要支援者名簿」を毎年更新し、令和元年度末現在、支援体制を整えている市内9か所の自主防災組織に名簿を提供しています。そのうち、4か所の自主防災組織が、避難支援の方法を具体的にするため、「避難行動要支援者個別計画票」を作成しています。 市内全ての自主防災組織に名簿を提供し、具体的な支援体制が整備されるよう、さらなる取り組みが必要です。 福祉避難所の指定は、令和元年度末現在で、18か所（公的機関6か所、協定書を締結している民間施設12か所）を指定しています。 2 防犯活動の推進 評価指標としていた「防犯パトロールを行っている団体数」は、令和元年度末までに目標を達成していません。 広島矯正管区更生支援企画課提供の資料（令和元年度統計）では、周南警察署管内で刑法犯総数184件、光警察署管内で総数65件の認知件数が発生しています。 高齢者や障害者等の消費者トラブルに速やかに対応するため、平成29年8月に「周南市消費者見守りネットワーク協議会」が設立されています。 今後も、犯罪被害に遭わないよう啓発活動を継続するとともに、市民の防犯意識を高めることが必要です。

基本目標	取り組みの評価と課題
1. 安心・安全に生活できるまちづくり	3 見守り体制の充実 評価指標としていた「見守り協定事業者数」は、令和元年度末現在で、目標100社に対して68社の協定締結であり、目標を達成していません。 社会福祉協議会との連携により、地域における支え合い活動の拠点となる「もやいネット地区ステーション」設置の取り組みを支援し、平成27年度末までに市内31か所に設置が完了しています。 また、民生委員・児童委員、福祉員、地域福祉コーディネーターなどが重層的な見守り活動を行っています。 地域の人々や企業、ボランティア、関係機関・団体、行政などが協力し、連携した見守り体制を今後も整備する必要があります。 4 だれもが地域で生活しやすい環境づくり 評価指標としていた「路線バス・乗合タクシー等の利用者数」は、令和元年度末現在で、目標124万人に対して141万人であり、目標を達成しています。 人口減少や少子高齢化が進展する中、市では、生活交通の役割を明確化し、まちづくりに寄与する持続可能な公共交通を形成することを目的として、平成28年3月に「周南市地域公共交通網形成計画」を策定しました。 さらに、高齢者や子育て中の家族など、誰もが生活しやすいコンパクトなまちづくりと公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「周南市立地適正化計画」を平成29年3月に策定しました。 環境づくりの具体的な事例をあげると、徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅北口駅前広場に、視覚障害者誘導用ブロック、手すり、音声・音響案内装置の整備が行われたほか、路線バスの低床化も進んでいます。 引き続き、公共交通等の移動手段確保、ユニバーサルデザインによる公共施設の整備や既存施設のバリアフリー化など生活しやすい環境づくりが必要です。

基本目標	取り組みの評価と課題
2. 共に支え合うまちづくり	1 支え合い意識の醸成 評価指標としていた「人権講座や出前講座の参加者数」「認知症サポーター養成数」は、令和元年度末時点で、目標1,700人に対して1,953人、目標10,000人に対して14,347人で、ともに目標を達成しています。 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。 また、地域の助け合い、支え合い活動を促すため、各地区の地域福祉コーディネーターと共に、地域の課題について話し合う協議体の設置を進めています。 さらに、平成28年度から「大人の発達障害セミナー」を開催し、大人の発達障害についての周知や様々な関係者のネットワークづくりの推進を図っています。 今後も、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、支え合う意識の醸成と支援を提供する体制の整備が必要です。 2 地域福祉の担い手づくり 子どもを取り巻く現状と課題を学び、子どもの居場所・こども食堂の開設を促進させるとともに、地域の子どもと支援事業をつなぐ「地域の担い手養成研修」を開催しました。 自治会、コミュニティ等の活動を支援することや、ボランティア・NPO活動など地域の関係者との連携を図り、研修会の開催等を通じて地域活動を担うリーダーの育成を継続して支援する必要があります。 3 社会参加の推進 評価指標としていた「老人クラブの会員数」は、毎年の推移が横ばいとなっており、令和元年度末時点で目標を達成していません。 「いきいき百歳体操」「ふれあい・いきいきサロン」など、住民の自主的・主体的な活動の支援や、「機能訓練・体操・談話スペースを一体的空間とした集いの場」として市内2か所に設置している「基幹型集いの場事業」など、介護予防事業に取り組んでいます。

基本目標	取り組みの評価と課題
3. 福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり	1 相談体制の充実 平成28年1月に、これまでの相談窓口を再編し、「もやいネットセンター」を、対象者を限定せず相談を受ける「福祉総合相談窓口」としました。この窓口では、ひきこもりなど制度の狭間にある人の相談も対象としています。 さらに、地域包括支援センター5か所、高齢者相談窓口としてランチ2か所、サテライト1か所を設置し、日常生活圏域に相談窓口を設けています。 子育て世代を支える仕組みとしては、令和2年度に「あんしん子育て室」を新設し、「母子保健」と「児童福祉」が一体となり、妊娠から子育て期にわたる、切れ目のないきめ細やかな支援に取り組んでいます。 行政、地域の相談機関、地域のネットワーク、関係機関が相互に連携した相談・支援体制のさらなる充実が求められます。 2 情報提供の充実 「広報しゅうなん」「市のホームページ」「しゅうなんメールサービス」をはじめ、様々な媒体を活用し効果的な情報提供に努めています。 また、子ども・子育てに関する情報を一元的に集約し、必要な人に効率的かつ効果的に伝達するためのスマートフォンアプリを活用した情報発信を推進しています。 さらに、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者への「合理的配慮」の提供が求められている中で、行政情報のアクセシビリティの向上のため、「広報しゅうなん」の点訳化・音訳化や、市から発送する文書の音声コード化と、発信した部署の名称を表す点字シールの貼付の取り組みを進めています。 今後も、情報収集能力の強化や関係者間の情報共有を図り、適正な時期に必要な人へ情報が提供される必要があります。

基本目標	取り組みの評価と課題
4. 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり	1 包括的な福祉サービスの基盤整備 住み慣れた地域で適切な医療と介護サービスを受けられるよう、徳山医師会等の協力を得ながら、医療・介護の多職種ネットワーク「あ・うんネット周南」等の取り組みにより、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進しています。 障害者施設共同受注センター協議会と連携し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的調達を進めています。 また、認知症高齢者や障害者など判断能力が不十分な人には、地域で安心して生活できるように、成年後見制度の利用促進が必要です。制度の内容や利用方法の周知を図り、利用しやすい環境を整備することが求められます。 2 安心して子供を産み、健やかに育てられる環境づくり 「あんしん子育て室」を新設したことで、母子保健関係機関と、児童福祉に関わる多分野・多職種の連携体制が強化され、切れ目のない支援の充実が図られています。 3 生活困窮者支援の体制整備 生活困窮者とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者」と生活困窮者自立支援法で定義づけられています。 市では、平成27年度に周南市社会福祉協議会への委託により、生活困窮者自立支援事業を実施し、令和元年度から、相談支援のさらなる充実のために、家計や就労に関する計画的、専門的な支援を実施する体制を強化しました。 生活困窮者の支援にあたっては、支援員が相談者の抱える問題を把握し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考えたうえで具体的な支援計画を作成し、ハローワーク等の関係機関へ同行訪問するなど、相談者に寄り添い、自立に向けた支援を行っています。 今後も、日常生活や社会生活の自立に向け、本人に合わせた支援体制が必要です。

第3次周南市地域福祉活動計画(社会福祉法人 周南市社会福祉協議会)

前計画の各基本目標について、以下の通り評価を行い、詳細について説明します。
なお、評価基準については、以下の通りです。

○評価基準

記号	評価	説明
○	達成または継続	取り組みの成果が十分表れており、今後も継続する必要がある。 目標通り実施している、または目標の大部分を実施している。
△	見直したうえで継続	取り組みが進んでいないが、今後も進めていく努力が必要。
×	見直しまたは廃止	取り組みとして掲げたが、計画期間での目標達成が困難。次期計画で取り組むかどうか検討が必要。

第3次周南市地域福祉活動計画評価の総括表

基本目標1 安心・安全に生活できるまちづくり	評価
災害時における要配慮者支援体制の整備	○
防犯活動の推進	○
見守り体制の充実	○
だれもが地域で生活しやすい環境づくり	△

基本目標2 共に支え合う地域づくり	評価
支え合い意識の醸成	△
地域福祉の担い手づくり	△
社会参加の促進	△

基本目標3 福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり	評価
(1) 相談体制の充実	○
(2) 情報提供の充実	△

基本目標4 必要なサービスを受けられる体制づくり	評価
(1) 包括的な福祉サービスの基盤整備	△
(2) 安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり	△
(3) 生活困窮者支援の体制整備	○

基本目標5 新しい課題に取り組む体制づくり	評価
ニーズを発見する仕組みづくり	△
地域の課題に取り組める人づくり	△
地域の課題に取り組める組織づくり	△

市社協が取り組むべき課題と方策	評価
(1) 総合相談支援体制の強化	△
(2) 地域課題の発見と解決	△
(3) 「人」、「組織」をつなぎ、支える社協としての役割	○
(4) 善意銀行、社協会費、共同募金等の寄付金収入の減少への対応	△
(5) 市社協（本部・支部）と地区社協との連携強化	△

第3次周南市地域福祉活動計画の評価について

基本目標	取り組みの状況と評価
1. 安心・安全に生活できるまちづくり	(1) 災害時における要配慮者支援体制の整備 (2) 防犯活動の推進 (3) 見守り体制の充実 (4) だれもが地域で生活しやすい環境づくり ○取り組みの状況 市内全域で自主防災組織が設立され、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援個別計画を策定する地域がありました。 市社協としては災害時、災害ボランティアセンターを設置することとなっており、平成28、29年度、令和元年度に周南3市（光市、下松市、周南市）合同災害ボランティア養成講座を実施、市からは、3回の開催で100名以上の参加者があり、関心の高さを示しました。さらに、平成30年7月豪雨災害に際には、市社協熊毛支部に災害ボランティアセンターを設置し、被災家屋の復旧作業に取り組みました。 平成29年度には、日本財団から災害ボランティアセンターで使用する資材の寄贈を受け、災害時の機能強化に努めることができました。 ○取り組みの成果 ・災害時必要資材の整備 ・災害ボランティア養成講座の開催 ・災害ボランティアマニュアルの見直し（令和元年度） ・警察、消費生活センターとの連携による注意喚起 ・各地区においての小学生登下校時の見守り活動 ・市社協職員、地域福祉コーディネーターの地域ケア会議への出席

基本目標	取り組みの状況と評価
2. 共に支え合う地域づくり	(1) 支え合い意識の醸成 (2) 地域福祉の担い手づくり (3) 社会参加の促進 ○取り組みの状況 地域住民の皆さんに支え合い意識を高めていただくために、市、市社協主催で、地域住民の皆さんの協力のもと「共に支え合うまちづくりフォーラム」を開催しました。 このフォーラムを契機に、地区社協単位で、地域の課題を把握し、助け合いの仕組みづくりにつなげる、「協議体」の設置に取り組んでいます。 この協議体づくりに取り組む中で、これまで地域活動に参加していない新たなメンバーが加わった地域もありました。住み慣れた地域に関心を持っていただくよう、地域福祉を進めてきた成果と考えています。 ○取り組みの成果 ・「共に支え合うまちづくりフォーラム」の開催 ・日常生活圏域ごとのミニフォーラムの開催 ・地区社協単位での話し合いの場づくりに向けた協議と話し合いの場の設置 ・福祉員の役割についての研修会開催 ・地域住民に地域課題の話し合いの場（第2層協議体）へ参加する人が見られた。
3. 福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり	(1) 相談体制の充実 (2) 情報提供の充実 ○取り組みの状況 市内では、高齢、障害、子ども、生活困窮者、医療介護連携等の相談窓口が設置され、各分野での専門性を発揮した支援に取り組んでいます。 市社協においても、総合相談窓口の機能を発揮し、関連する相談窓口が連携し、課題を抱えた人の支援に取り組んでいます。 高齢者、若年層、それぞれが利用する情報の媒体は異なっており、各世代に合わせた情報発信を考える必要があります。 ○取り組みの成果 ・市広報、社協だよりでの相談窓口業務の啓発

基本目標	取り組みの状況と評価
4. 必要なサービスを受けられる体制づくり	(1) 包括的な福祉サービスの基盤整備 (2) 安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり (3) 生活困窮者支援の体制整備 ○取り組みの状況 市と連携して、高齢、障害、子ども、生活困窮など、様々な福祉サービスに取り組み、中でも、生活困窮に陥る前のセーフティネットとしての役割を期待された相談機関（周南市自立相談支援センター）の設置は、課題を抱えた人に伴走型の支援を行うことで、徐々に成果が表れています。 また、市の事業として、平成30年度から令和元年度に子どもの居場所づくりモデル事業（市内2か所）に取り組みました。市、市社協、地域ボランティア、徳山大学等と連携し、子どもの第三の居場所について取り組み、検証を行いました。 ○取り組みの成果 ・生活困窮者自立支援事業の取り組み ・子どもの居場所づくり事業（2年間）
5. 新しい課題に取り組む体制づくり	(1) ニーズを発見する仕組みづくり (2) 地域の課題に取り組める人づくり (3) 地域の課題に取り組める組織づくり ○取り組みの状況 年々、地域福祉を取り巻く環境も変化しています。福祉の地域づくりはこれまで以上に市、市社協、地域住民が協働し、取り組んでいく必要があります。 地域の中で課題を抱えている人を発見することや、その課題を地域住民同士で解決できないか協議すること、市に要望が必要なことを話し合う場を設ける取り組みなどを行っていますが、その成果が出るまでには時間が必要です。 地域の中にも、自治会、コミュニティ、地区社協、民生委員・児童委員、防犯・防災の関係者など、多くの組織や団体があります。 地域が抱える課題は、それぞれが役割の枠を超えた組織同士のつながりがなければ解決できません。お互いの課題を率直に話し合う機会をつくり、市、市社協も連携して取り組んでいきます。 ○取り組みの成果 ・地域の課題を話し合う場づくりへの協力（生活支援体制整備事業第2層協議体の設置） ・市内の社会福祉法人の連携による、地域公益活動の開始（周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の設立）

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「地域でつながり、支え合う

安心して暮らせる福祉のまち しゅうなん」

2 基本目標

だれもが住み慣れた地域でいつまでも自立した生活ができるよう、次の目標を設定します。

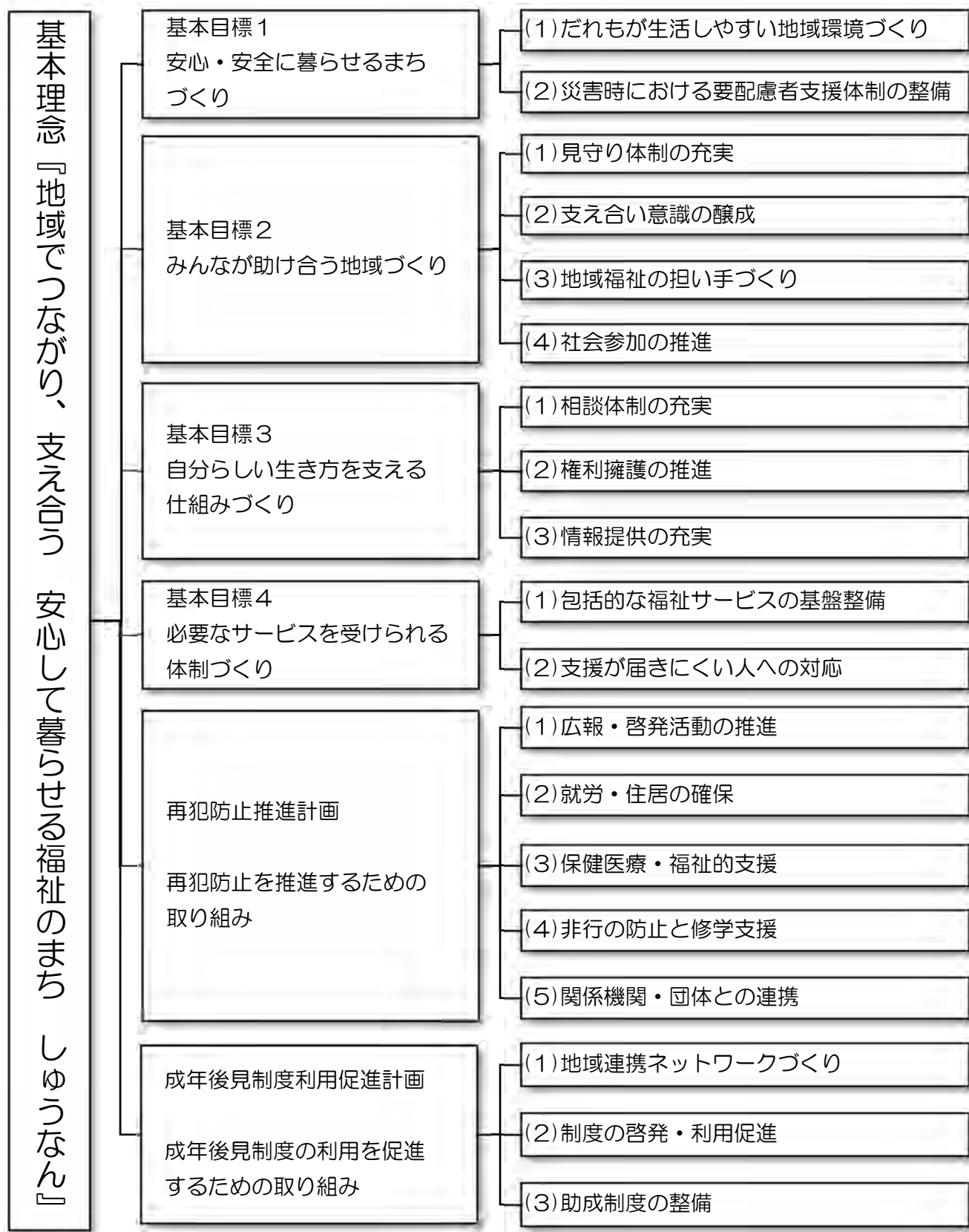
基本目標1 安心・安全に暮らせるまちづくり

基本目標2 みんなが助け合う地域づくり

基本目標3 自分らしい生き方を支える仕組みづくり

基本目標4 必要なサービスを受けられる体制づくり

3 計画の体系



第4章 基本目標ごとの取り組み

【基本目標1】安心・安全に暮らせるまちづくり

1-(1)だれもが生活しやすい地域環境づくり

見守り体制の中で、だれもが自分らしく安心して生活し、活躍できる地域環境の整備を目指します。

＜市民意識調査より＞

- 高齢化と車がないと生活できない地域にも配慮した道路整備はもちろんのこと、公共交通（移動手段）や地域の交通手段を定期的に考えて欲しい。
- 健康維持、地域のコミュニティづくりなどの目的に合うような公園を整備して欲しい。
- 障害のある人にも配慮した道路整備を、より一層進めて欲しい。
- 就労意欲のある人の働き場所を創出するまちづくりをして欲しい。

＜現状と課題＞

- 人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、だれもが安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクト・プラス・ネットワーク*によるまちづくりを進める必要があります。
- 年齢や性別、人格と個性や特性を尊重し合いながら共生し、それぞれが自分らしく生活できるまちづくりが必要です。
- 市内の刑法犯罪認知件数が減少する一方、インターネットや情報機器の急速な普及により、サイバー犯罪や高齢者を狙ったうそ電話詐欺など、悪質・巧妙化する犯罪に巻き込まれる事案が増加しています。
だれもが安心・安全に暮らし続けられる環境の整備や取り組みが必要です。
- 就労意欲のある人や就労に関する課題を抱える人に対して、就労や活躍の場を創出し提供することが必要です。
- 住居に課題を抱える人への横断的な支援が必要です。

※「地域福祉計画に盛り込むべき事項」を該当する基本目標に反映した一覧を、

113ページ及び114ページに掲載しています。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- ユニバーサルデザインに配慮した、だれもが使いやすい環境整備によるまちづくりを進めます。
- 居住及び都市機能の確保と、地域と拠点または拠点と拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成により、市全体で暮らしやすい都市構造となるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの構築に向けて取り組みます。
- 住民や住民団体、社会福祉協議会などの関係機関、民間事業者、行政などが連携して、だれもが安心・安全に暮らし続けられる取り組みを進めます。
- 幼稚園、保育所、小学校などと家庭、地域が連携して、子どもの安全を守る取り組みを推進します。
- 高齢者や障害者等が悪質商法やうそ電話詐欺などの被害にあわないよう、警察や福祉関係者などと連携し、啓発活動や見守り体制の充実に取り組みます。
- 就労意欲のある高齢者やひきこもり状態にある人など、就労に関する課題を抱える人それぞれに対し、能力や希望に応じて就労や活躍の場を創出するために、医療や労働など各分野と連携して取り組みます。
- 自ら住居を確保することが困難な人に対し、身元保証や住宅提供ができる体制を整備します。

○社会福祉協議会の取り組み

- 学校や地域からの福祉教育の要請に対し、車いす体験やアイマスク体験、高齢者疑似体験等の体験講座を行い、ノーマライゼーション*やソーシャル・インクルージョン*の理念の浸透を図ります。
- 市内の福祉施設や総合支援学校等に協力してもらい、高校生向けのボランティアサマースクールを開催し、福祉体験の場づくりに努めます。
- 車いすで生活している人の移動を支援するため、福祉車両の貸出し事業を積極的に推進します。
- 「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証制度」の利用促進を図ります。
- 一時的に車椅子を利用される場合や、地域や学校で車椅子の体験学習を行う場合に、無料で車椅子を貸し出します。
- 住民や住民団体、関係機関、民間事業者、行政などが連携して、だれもが安心・安全に暮らし続けられる取り組みを進めます。

- 周南市自立相談支援センターにおいて、生活困窮者やひきこもり状態にある人など、就労への課題を抱えている人が、就労体験やボランティア活動をとおして、就労につながっていくような場づくりを関係機関・団体と連携して進めていきます。

1-(2)災害時における要配慮者支援体制の整備

災害時に迅速に避難できるよう、平常時から福祉的支援が必要な人を見守り・支援する地域のつながりを醸成します。

<市民意識調査より>

- 市民が危機意識を強くもつために、災害時に備え、災害の恐ろしさや、避難生活の大変さについて、より一層啓発に力を入れる必要がある。
- 人口減少が進む中での活動を考えていくと、ボランティアの人員確保・育成は困難となってくるのではないかな。
- ボランティアは、事前に登録者を募り、活動参加型にシフトしていく必要がある。

<現状と課題>

- 災害時に自力で避難することが困難な人の名簿として、市が毎年、避難行動要支援者名簿を作成し、記載内容の外部提供に同意した人については、市消防や警察等の関係機関、自主防災組織と情報共有するなど、避難の際の支援体制整備を進めています。
- 「避難行動要支援者名簿」の情報を市と共有・管理する自主防災組織が、地域の中心となり、要支援者一人一人について「避難行動個別計画票」の作成を進めています。こうした取り組みを市全体に展開することが必要です。
- 災害時、通常の避難所での避難生活が困難な人のために開設する福祉避難所の指定を、さらに進める必要があります。
- 民間の福祉施設を運営する社会福祉法人などとの「福祉避難所の設置及び運営に関する協定」締結をはじめ、福祉分野の県専門職団体との人的支援や福祉用具供給の協定も結んでいます。
- 平常時から、地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や、啓発のためのあいさつ・声掛けをすることが大切です。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 地域防災の要である自主防災組織との連携を進め、避難行動要支援者名簿をより効果的に活用した防災に努めます。
- 福祉的支援を必要とする人が、災害当初から迅速に避難できるよう、市は、地域の見守り活動に携わる福祉関係者と防災活動に携わる地域住民との情報交換の場づくりに努め、連携を図ります。
- 率先避難促進の取り組みにより、災害リスクのある地域で、住民の適切な避難行動が自主的に行われるための体制づくりに努めます。
- 福祉避難所の指定箇所を増やすよう努めます。

○社会福祉協議会の取り組み

- 災害ボランティア活動について周知・啓発を図るとともに、災害発生時に備える活動を支援します。
- 災害ボランティア講座を開催し、災害時にボランティアセンターの運営に協力していただける人材を養成します。
- 「災害ボランティア活動マニュアル」（令和元年度改訂）の見直しを必要に応じて行い、更なる活動の充実につながるように努めます。
- 「災害ボランティアセンター職員行動マニュアル」（令和2年度に策定）を基に社協職員研修会を開催し、災害時における社協職員の役割について点検作業を行います。
- 地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等の関係団体、民生委員・児童委員、福祉員等の福祉関係者、社会福祉法人地域公益活動推進協議会、地域包括支援センター等の関係機関による相互の協力・連携を促進し、日常的な見守り活動と連動させながら、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

＜評価指標と目標＞

評価指標	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
率先避難促進事業に取り組む自主防災組織（数）	2	35
※県が実施する取り組みを市内全自主防災組織に水平展開		

【基本目標2】みんなが助け合う地域づくり

2-(1)見守り体制の充実

地域で孤立する人や見守りを必要とする人を地域全体で見守る体制の充実を目指します。

＜市民意識調査より＞

●地域で参加している活動のうち、「自治会やコミュニティ」が39.5%と最も多い一方、47.9%は、「特に参加していない」という回答が得られています。

＜現状と課題＞

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、高齢者をその家族が見守ることが困難になっています。高齢者が孤立しないよう、地域全体で見守る体制の充実が必要です。
- 近所づきあいや地域の行事・活動への参加機会の減少により、住民同士の関わり合いによる見守り機能の低下が懸念されることから、地域住民による声かけ、見守りや支え合い活動の充実が求められます。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 地域で孤立しがちな、高齢者や認知症のある人、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、見守りを必要とする人を地域で継続的に見守り支援するため、民生委員・児童委員、関係機関や団体などが連携した活動の推進を図ります。
- もやいネット支援事業者（見守り協定事業者）の拡充や、声かけ、見守り体制の更なる強化を図ります。
- 高齢者が徘徊等により行方不明になったときなどに、警察だけでなく地域や事業所が協力し、速やかに発見又は身元を確認する仕組み「徘徊SOSネットワーク*」の啓発に努めます。
- 認知症に対する正しい理解を促進するため、住民、事業者、児童・学生*など、高齢者と接する様々な人に認知症サポーター養成講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支える体制の強化を図ります。

- 地域で孤立しがちな家庭の早期把握や児童虐待の早期対応を図るため、複合的な課題を抱える子育て家庭や、多機関連携支援が必要な家庭について、「子ども・子育て相談センター」が要保護児童対策地域協議会*の調整機関として、情報の集約や支援状況の進捗管理を行います。
- 医療や福祉に係るサービスの提供基盤の安定化として、関係機関や高等教育機関*などと連携し、資格を有する人材の育成や確保、資質の向上を図ります。

○社会福祉協議会の取り組み

- 市と連携して、「もやいネットセンター*」と「もやいネット地区ステーション*」の連携強化に努め、「もやいネット地区ステーション」の機能充実を図ります。
- 懇談会、意見交換会などの機会を活用して、「民生委員・児童委員、福祉員、地域福祉コーディネーター（もやいネット地区ステーション職員）」で相互の連携強化を図り、地域における見守り活動の充実に取り組みます。
- 住民の福祉員活動に対する一層の理解促進と活動への協力を促すために、市社協だよりや地区社協だより、ホームページなどを活用し、福祉員活動の普及・啓発を図ります。
- 支部（新南陽、熊毛、鹿野）の圏域及び地区社会福祉協議会（31地区）単位で福祉員研修会を開催し、福祉員の資質向上を図り、活動の充実強化に取り組みます。
- 福祉員を設置できていない自治会に、設置に向けた働きかけを行い、地域福祉活動の環境整備を図り、活動の基盤強化に取り組みます。

<評価指標と目標>

評価指標	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
認知症サポーター 累計養成数（人）	14,347	19,000

2-(2) 支え合い意識の醸成

地域のつながりをつくり、深める機会や場の提供と併せて、「支え合い」「助け合い」による地域福祉を推進します。

＜市民意識調査より＞

- 近所に困っている人がいる場合、手助けしていると回答した人は1,376人中258人と少ないものの、今後、「安否確認の声かけ」や「買い物・ゴミ出し」等の何らかの身近な支えあい活動ができると多くの人が回答しています。

＜現状と課題＞

- 地域住民のつながりの希薄化やライフスタイルの多様化などにより、地域を基盤とする日常的な支え合い、助け合い機能の低下が懸念されることから、地域住民や地域の多様な主体が参画しつながりを創る「地域共生社会」の実現が求められています。
- 地域のつながりを強め、支え合い、助け合う仕組みをつくるためには、様々な交流活動などを通じ、他人事を「我が事」に変え、住民一人ひとりや住民同士の支え合いの意識を醸成することが必要です。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 地域活動情報の提供や、防災・防犯活動や様々な交流などを通じ、地域福祉に対する住民の関心や支え合いの意識を深め、実践的な地域活動につながるよう啓発に努めます。
- 地域、学校、各種団体等と連携し、地域共生社会の実現に向け、地域での支え合いや助け合いの必要性について周知・啓発します。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮など、全ての人が生きがいをともにつくり、地域で支え合い、生活を支える仕組みが機能するよう働きかけます。
- 地域食堂*やコミュニティカフェ*など、住民同士が出会い、参加できる場や共生の居場所の確保に向けた支援を行います。
- 市民センターや隣保館*等を拠点に地域福祉活動を支援します。

○社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活で支援を必要とする高齢者や障害者等に対して支援を行い、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを進めます。（生活支援体制整備事業*の推進）
- 地域における話し合いの場（第2層協議体*）づくりをとおして、買い物支援サービスやごみ出しなど、地域の実情に合った生活支援サービスの開発を推進します。（生活支援体制整備事業の推進）
- 生活支援コーディネーター*による集いの場*の創出やニーズと取り組みのマッチングを行うなど、地域におけるコーディネート機能の強化を図ります。
- 地区社会福祉協議会が実施する住民同士の支え合い活動をより積極的に支援します。
- 社協だよりやホームページを使って、地域の支え合い活動を紹介するなど、地域福祉活動の普及・啓発を行います。
- 地域福祉推進セミナーやボランティア講座を開催し、社会福祉に関する意識啓発を行います。
- 共同募金運動*を通じた市民や生徒・児童に対する福祉教育を推進します。
- 共同募金（地域配分）の配分方法を見直し、地域活動への配分増額について検討します。
- 赤い羽根共同募金が、地域福祉活動やボランティア活動を支援し、地域福祉の向上のために活用されていることを広く市民に周知します。
- 支部の圏域及び地区社会福祉協議会単位に福祉員研修会を開催し、地域における支え合い活動を推進します。
- 閉じこもりがちや要介護状態になる恐れがある高齢者等を対象に、社会的孤立の解消や介護予防を図ることを目的に、「ふれあい・いきいきサロン*」を推進します。
- 子育て中の保護者が地域で孤立しないように、交流や情報交換の場として、「ふれあい子育てサロン*」を推進します。

<評価指標と目標>

評価指標	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
週1回「いきいき百歳体操」に取り組む「住民運営の通いの場」の数（カ所数）	114	145

2-(3)地域福祉の担い手づくり

地域がつながり、「支え合い」「助け合い」の中で解決できるよう、人材の育成や担い手としての資質の向上を目指します。

＜市民意識調査より＞

- 地域福祉活動に「率先して参加したい」3.9%、「どちらかといえば参加したい」29.7%という積極的な意見と「どちらかといえば参加したくない」23.2%、「参加したくない」9.5%という消極的な意見がそれぞれ約3割と回答が拮抗しています。

＜現状と課題＞

- 地域福祉を推進するために、地域福祉に関わる人材の確保・育成が必要ですが、人口減少、高齢化が進行する中で、担い手不足が懸念されます。
- 地域福祉活動に取り組む意欲や担い手としての技術・資格などを持つ潜在的な人材を発掘し、その能力を活かすことにより、地域福祉活動を活性化させる原動力となることが期待されます。
- 地域において支援を必要とする人の多様なニーズに対応するため、地域福祉に関係する機関や団体には情報交換の場、担い手には研修の機会を設ける必要があります。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 地域福祉の担い手として活動する、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ等の団体の役割について、様々な機会をとらえて地域住民に紹介、周知し、理解を深めます。
- ボランティアや各団体の交流会や活動発表の場を設けることにより、活動への市民の参加や新たな人材の発掘を促進します。
- 関係機関や団体などが連携して地域課題を適切に解決できるよう、研修会などの開催を通じ、担い手としての資質向上やリーダーの育成を支援します。
- 高等教育機関との連携による地域福祉に関する講座の実施や、学生のボランティア活動の推進などにより、地域福祉の必要性の啓発や参画への動機づけに努めます。
- 生活支援体制整備事業や社会福祉協議会のボランティア養成と連携し、担い手の養成を検討します。

○社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉推進セミナーやボランティア講座、各種研修会を開催し、地域での活動に参加するきっかけづくりを行います。
- ボランティアとそれを必要とする人を結びつけるマッチング機能の充実を図るとともに、活動の場の確保に努めます。
- 社協だより、ホームページ、掲示板等を活用して、活動の場の情報提供を行います。
- 市内 31 箇所に設置されている地区社会福祉協議会が、地域の課題解決に向けた独自の取り組みができるように支援します。
- 市内の福祉施設や総合支援学校等に協力してもらい、高校生向けのボランティアサマースクール*を開催し、福祉体験の場づくりをとおして、若者の担い手育成に努めます。
- 地区社会福祉協議会単位で、福祉員活動の啓発を図り、担い手づくりへの働きかけを行います。

2-(4)社会参加の推進

自らも地域を支える担い手として役割を持ち、活躍できる機会を提供します。

＜市民意識調査より＞

- 「住民が地域で活動できる場の確保・整備」を今後取り組むべき地域福祉課題と感じている人が 13.3%います。

＜現状と課題＞

- 高齢者や障害者等が、地域で安心して生活できるよう支援を受けると同時に、地域とのつながりを持ちつつ自らも活躍する「地域を支える担い手」として社会参加することにより、健康年齢の延伸も期待されます。
- 「団塊の世代」を初めとする高齢者の地域での社会参加の意欲に応えるため、地域のニーズに沿いつつ、高齢者一人ひとりの知識や技術を生かすことができる活動の場や機会を創出することが必要です。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 多様なニーズを持つ、全ての人が生きがいや役割を持つことができるよう、社会活動、地域活動、ボランティアなどへの参加を促し、地域社会で活躍できる機会を提供します。
- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、多世代間の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。
- 一般就労及び福祉的就労に関する相談窓口、支援制度について周知を図り、関係機関と連携して支援します。

○社会福祉協議会の取り組み

- ボランティア講座の開催や社協だより、ホームページによる情報提供をとおり、高齢者が地域社会で活躍できる場づくりを進め、社会参加の促進を図ります。
- ふれあい・いきいきサロンやふれあい子育てサロンを通じて、人と人との交流を深め、生きがいを持って地域で生活する環境づくりに努めます。
- 地区社会福祉協議会が地域におけるボランティア活動の場となるよう、活動の充実強化を図ります。

＜評価指標と目標＞

評価指標	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額 (万円)	2,597	2,850
※市の業務における調達額		

【基本目標3】自分らしい生き方を支える仕組みづくり

3-（1）相談体制の充実

分野や世代を超えた相談支援体制や多機関連携による課題解決の取り組みを推進します。

＜現状と課題＞

- 核家族化の進行、高齢者の一人暮らしや単身世帯の増加とともに、地域の中での住民同士のつながりが希薄化しています。
- 福祉に関する相談者の抱える課題が複雑化・多様化する中で、適切な相談機関に結びつかないまま孤立しているケースもあります。
- 高齢者や子ども等への虐待が社会的問題となっています。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 福祉総合相談窓口「もやいネットセンター」の普及・啓発を図ります。
- 包括的な支援体制*の構築を目指し、多機関連携による課題解決のための中核機関として、もやいネットセンターの機能を強化します。
- 包括的な支援体制の構築を目指し、必要な研修を計画的に実施します。
- 妊娠期から18歳までのワンストップ相談窓口として、「こども・子育て相談センター」の機能を充実し、子育てに寄り添う切れ目のない支援体制を推進します。
- 虐待に関しては、養護者や保護者への支援も必要であることから、世帯全体の抱える課題を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて、多機関で連携した支援を実施します。

○社会福祉協議会の取り組み

- 「もやいネット地区ステーション」の取り組みについて周知を図り、だれもが相談できるように努めます。
- 生活課題を持つ人がその人らしい生活ができる地域づくりをめざして、自立相談支援事業*・就労準備支援事業*・家計改善支援事業*の一体的実施に取り組むことで、生活困窮者自立支援事業*の充実に努めます。

-
- 地域福祉権利擁護事業*（日常生活自立支援事業）や成年後見人受任事業の取り組みを一層強化するとともに、成年後見制度利用促進における地域連携ネットワークの中心的な役割となる中核機関の機能充実に努めます。
 - もやいネットセンターや地域包括支援センター*、社会福祉法人地域公益活動推進協議会等との連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築を進めます。
 - 本会が事務局を担っている社会福祉法人地域公益活動推進協議会において、「福祉なんでも相談会」を実施します。
 - 社会福祉法人地域公益活動推進協議会で作成した「相談窓口一覧表」を活用して、他法人とも連携した相談支援に努めます。
 - 社会福祉法人地域公益活動推進協議会*の担当相談員が定期的に連絡を取り合う機会をつくり、相談を繋ぎやすくなるよう、法人間のネットワークづくりに取り組みます。

3-（2）権利擁護の推進

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護支援に取り組みます。

<現状と課題>

- 少子化や核家族化など、社会構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択、継続するための身元保証や金銭管理などについて、親族から支援が受けられない人が増加しています。
- 高齢化社会の進展に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が増えているものの、成年後見制度が十分に認知されておらず、利用が進んでいない状況にあります。
- 判断能力に不安のある人が、適切に諸制度を利用できる仕組み作りが必要です。

<具体的な取り組み>

○市の取り組み

- 「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の内容や利用方法を周知します。

-
- 認知症、知的障害、その他の精神上的の障害等により、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人の権利を擁護するために、成年後見制度利用促進計画（後述、第6章）に沿って、支援に取り組みます。

○社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度のパンフレットを作成し、その内容や利用方法を広く周知します。
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度に関する研修会を開催し、市民への理解促進を図ります。
- 地域で開催される研修会・勉強会の場を利用して、事業や制度の内容、利用方法について周知を図ります。
- 市と連携して、成年後見制度の利用を促進する体制を確立します。
- 判断能力に不安のある人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、支援活動を行います。（法人成年後見人受任事業）
- 軽度の認知症高齢者や障害者（知的障害者・精神障害者）等の判断能力に不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。（地域福祉権利擁護事業）
- 成年後見の申立てや後見人の活動に関する相談に応じ、必要な支援を行います。（成年後見制度の利用支援）
- 判断能力に不安のある人の権利を擁護するため、市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成に着手します。

<評価指標と目標>

評価指標	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
もやいネット支援事業者 研修会の開催（人）	40	250
※累計受講者数		

3-(3)情報提供の充実

情報を必要とする人に、新しい情報が分かりやすく伝わる情報発信を目指します。

<現状と課題>

- 「広報しゅうなん」や「しゅうなんメールサービス」を活用した情報発信を行っています。
- 市ホームページは、在日外国人が情報を得られるように、外部サイトの無料翻訳サービスを利用できるように整備しています。
- 視覚障害のある人が市ホームページの情報を得られるように、音声読み上げ機能や背景色の変更が可能となるように整備しています。
- アプリを活用し子育て支援情報の発信を行っています。
- インターネットや情報機器の普及、それに伴うSNSなどの利用拡大により、多様な情報発信手段が利用可能になっています。
- 親族などから支援を受けられない独り暮らしの高齢者や単身生活者が増加し、また、地域の住民同士のつながりが希薄化する中、生活に必要な情報が地域の中で伝わる仕組みが必要になっています。

<具体的な取り組み>

○市の取り組み

- 「広報しゅうなん」「しゅうなんメールサービス」を活用し、市民向けの情報発信を行います。
- SNS(ツイッター、フェイスブック、ブログ)を活用し、適時・適切な情報を発信します。
- 子育て支援アプリを活用し、登録者の世帯状況に応じた情報発信をします。
- 市から発送する郵便物への「点字シール貼り付け」「音声コードによる文書の送付」など、音声・点字への対応を促進します。
- 県と連携し、手話通訳を行うことができる人材の確保に努めます。
- 地域共生社会の実現を目指し、身近に支援してくれる人がいない場合でも、適切に生活に必要な情報や災害時の避難情報を入手できる施策を検討します。

○社会福祉協議会の取り組み

- ホームページの文字の大きさやレイアウト等を見直し、福祉に関する情報を必要とする人に分かりやすく伝えられるように工夫します。
- ホームページに掲載する情報を定期的に更新し、最新の情報を提供するように努めます。
- 社協だよりの掲載内容について見直しを行い、常に新しい情報を伝えられるように努めます。
- メールや本会掲示板などを活用して、新しい情報をすみやかに伝えられるように努めます。
- 報道機関等を通じて、幅広い福祉情報の提供や発信に努めます。
- 把握したニーズは、市と連携して対応を検討します。

【基本目標4】必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

4-(1)包括的な福祉サービスの基本整備

必要とする福祉サービスを受けられるよう、分野や世代を超えた支援体制の整備を目指します。

＜市民意識調査より＞

- 自治会活動の中で住民ボランティアの連携による地域での支え合う仕組み作りが足りないと思う。助け合う方法が必要と思う。

＜現状と課題＞

- 支援を必要とする人が住みなれた地域で安心して暮らすために、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの公的な福祉サービスに加え、地域ニーズを踏まえた住民主体のサービスも必要です。
- 事業所に限らず、地域での見守りや家事支援等の生活支援も含めた多様なサービス提供主体を育成し、支援を必要とする人の地域生活を支えていくことが必要です。
- 公的な福祉サービスにおいても、事業者に対し研修や指導を行うなど、そのサービスの質の向上を図る必要があります。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 住み慣れた地域での在宅生活を支えるために、地域での支え合いによる日常生活支援・介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。
- 地域共生社会の実現を目指し、分野や世代を超えた居場所、生活支援サービス、共生ボランティア等の充実に努めるとともに、全庁的な体制整備を推進します。
- ひきこもりや発達障害、若年性認知症等により一般就労が困難な人に関して、就労訓練や福祉的就労の場が利用できるよう検討します。
- 重層的支援体制整備事業*を視野に入れ、高齢、障害、子ども、生活困窮等の事業を一体的に運営できる体制の構築を目指します。
- 定期的な情報の共有・連携強化の場として、地域住民の話し合いの場である協議体の設置・運営を支援し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。
- 本市の在宅医療介護連携の多職種ネットワーク「あ・うんネット周南」において、包括的な支援の提供に向けた検討や市民啓発を行います。
- より質の高いケアマネジメントをサービス利用者に提供するため、サービス等利用計画を作成する介護支援専門員や相談支援専門員等を対象にした研修会を開催します。

○社会福祉協議会の取り組み

- もやいネットセンターや地域包括支援センター、社会福祉法人地域公益活動推進協議会等の関係機関との連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築を進めます。
- 第2層協議体や地区社会福祉協議会における定期的な話し合いの場において地域の福祉課題を受け止め、関係機関・団体などと連携して解決に向けた取り組みを行い、継続的に支援します。
- 市と連携して、包括的な支援体制の構築に向けた検討を行います。

＜評価指標と目標＞

評価指標	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
第2層協議体設置数 (カ所数)	11	22

4-(2)支援が届きにくい人への対応

必要な人に、必要な福祉サービスや支援が届く環境の整備を目指します。

＜市民意識調査より＞

- 本当に福祉の手を差し伸ばさなければいけない人を見つけ出すのが大切だと思う
- 何らかの理由で罪を犯してしまった人が、再びそのようにならないよう、市、地域の人達も気づき、手をさしのべる地域活動ができる環境にして欲しいと思います。

＜現状と課題＞

- 生活困窮者やひきこもり状態にある人など、支援を必要とする人を、適切な支援に結びつける体制の強化が必要です。
- 犯罪をした人が、社会の中で更生できる仕組みの強化が必要です。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 福祉総合相談窓口であるもやいネットセンターが多機関と連携し、複合的課題に対応できる相談支援体制を強化します。
- 民生委員・児童委員やもやいネット地区ステーションなどによる、高齢者や認知症のある人、障害者、子育て家庭、生活困窮者などへの見守り体制を構築し、支援を必要とする人を地域で発見するとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。
- 関係機関と連携して地域での見守りや支援に関する研修を検討します。
- 自ら住居を確保することが困難な人に対し、身元保証や住宅提供ができる体制を整備します。
- ひきこもり状態にある人が社会参加を果たせるよう、関係機関と連携して自立相談支援や就労準備支援などを継続的に取り組みます。また、ひきこもりの実態把握や居場所づくりに努めます。
- 「犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」については、「周南市再犯防止推進計画」（後述、第5章）に沿って進めます。

○社会福祉協議会の取り組み

- 生活上の課題を持つ人がその人らしい生活ができる地域づくりをめざして、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施に取り組むことで、生活困窮者自立支援事業*の充実に努めます。
- 自立相談支援事業については、生活困窮者やひきこもり状態にある人など、支援を必要とする人が適切な支援に結びつくように、寄り添い型の支援に努めます。また、ハローワーク等との連携を強化し、円滑な就労支援に取り組みます。
- 就労準備支援事業については、「ひきこもり状態で社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」「就労経験が少なく、仕事をしていない期間が長い」など、直ちに就労することが困難な人が社会参加できるよう、職場体験やボランティア体験の場の提供や一般就労のための基礎能力の養成を行い、就労につながるよう支援します。
- 家計改善支援事業については、相談者自らが家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や関係機関への紹介等を行いながら、継続的に自立に向けた支援を行います。
- 認知症や知的・精神障害により判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように、地域福祉権利擁護事業や成年後見事業の普及・啓発に努めるとともに、相談業務職員の質の向上に努めます。
- 生活上の課題を持つ人がその人らしい生活ができる地域づくりをめざして、地域と福祉の関係者が相互に連携することに努めます。

第5章 周南市再犯防止推進計画

～再犯防止を推進するための取り組み～

1 策定の背景

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、県や市に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）が課せられました。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

こうした生きづらさを抱える人たちの課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、県、市、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

とりわけ、地域社会で生活するこれらの人たちに対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市の役割も重要となってきます。

こうしたことから、本市では、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした人も社会の一員として迎え入れ、市民が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無などに関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現に向け、市が取り組む再犯防止の施策として「周南市再犯防止推進計画」を、福祉の総合的な計画となる「第4次周南市地域福祉計画」と併せて策定します。

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項にいう地方再犯防止推進計画とします。

また、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により「地域福祉計画に盛り込むべき事項」とされた、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画とします。

3 基本目標ごとの取り組み

(1) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人たちの更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要となります。

<現状と課題>

- 市民意識調査（以下、「調査」という。）の結果では、市が行う再犯防止の取り組みを約8割が「知らない」と回答しています。
- 毎年7月に実施している「社会を明るくする運動」*を、調査では約7割が「知らない」と回答しています。
- 調査では、犯罪をした人の立ち直りに、約3割が「協力したい」と回答しています。
- 広く理解や関心を深めるためには、テレビや新聞などの媒体を利用することや、自由参加の講習会やシンポジウムの充実、地域・社会教育の場で話し合うことをあげています。
- 再犯防止より未然に防ぐ取り組みに力を入れて欲しいとの意見があります。
- 市民は広報活動や財政支援など、後方支援からでなければ入りにくいとの意見があります。

<具体的な取り組み>

○市の取り組み

- 犯罪や非行の防止と更生に関する市民の理解を促進するため、関係機関、地域の関係団体と連携し、広報・啓発活動に取り組みます。
- 「社会を明るくする運動強調月間」の周知・啓発
毎年7月に全国展開される「社会を明るくする運動強調月間」において、推進委員会を構成する各関係団体と連携して周知・啓発活動に取り組みます。
- 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
関係機関と連携し、薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」の構築を図ります。

- 犯罪被害者やその家族についても、社会全体で支えていく機運の醸成に努めます。
- 犯罪被害者やその家族が平穏な生活ができるよう、医療や福祉、労働など各分野と連携して取り組みます。

○社会福祉協議会の取り組み

- 市と連携して広報・啓発活動に取り組みます。

(2)就労・住居の確保

全国的には、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことや、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な帰住先が確保されないままであったことなどから、再犯防止には生活の安定のための就労の確保及び適切な住居の確保が必要であると言えます。

<市民意識調査より>

- 貧困や社会的な問題、何らかの障害など、根本的な原因を取り除かなければ問題解決にならない。
- 犯罪歴のある人を含めた雇用に協力する事業主を増やす取り組みが必要だと考える。

<現状と課題>

- 犯罪をした人たちの中には、身元保証人を得ることが困難であることや、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどにより、適当な住居が確保できないまま刑事施設や更生保護施設*を退所し、再犯等に至る人も存在しています。
 - 本市を所轄する周南・光警察署の令和元年度のデータでは、犯行時に約5割が無職であり、刑法犯の約5割が再犯となっています。
- ※「法務省矯正局提供データ（令和元年度）」より

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- ハローワーク等と連携しながら、生活保護制度等も視野に入れた必要な支援に取り組みます。
- 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭等）が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度について、山口県住居支援協議会と連携し、普及や利用促進を図ります。
- 市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し、情報の提供に努めます。

○社会福祉協議会の取り組み

- 市や山口県地域生活定着支援センター（県社会福祉協議会に設置）と連携した取り組みに努めます。

(3)保健医療・福祉的支援

高齢者や障害のある人たちの、保健医療・福祉的支援を必要としながら犯罪をした人に対しては、地域での生活が可能となるよう適切に保健医療・福祉サービスにつなげていくことが、円滑な社会復帰や再犯の防止に向けて重要となります。

＜市民意識調査より＞

- 疾病や障害などから起因する犯罪に対しては、まず治療や福祉的支援を優先して欲しい。
- 更生保護活動と併せて周囲の環境を整備する取り組みも必要。
- 更生保護施設の利用や行政の継続的な支援が必要ではないか。

＜現状と課題＞

- 求職活動や就労に必要な知識・資格等を習得する必要がある。
- 社会人としてのマナー、対人関係の形成や維持のために必要な能力を高めることが求められる。
- 職場での人間関係を良好に構築する能力を身に付けておく必要がある。
- 能力や特性、興味に応じた適切な職業選択ができない等により、いったん就職しても離職してしまう場合がある。
- 犯罪をした人たちの中には、障害が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労することが困難な人が存在する場合もある。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 国や県の機関、山口県地域生活定着支援センター（県社会福祉協議会に設置）と連携した取り組みに努めます。
- 高齢者や障害のある人たちが必要な福祉サービスを受けることができるよう、関係機関で支援します。

○社会福祉協議会の取り組み

- 市や山口県地域生活定着支援センター（県社会福祉協議会に設置）と連携した取り組みに努めます。

（4）非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生します。それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援の推進を目指します。

＜市民意識調査より＞

- 再犯防止カウンセリングや道徳教育の推進が必要と考える。
- 行政と地域が一体となって、手を貸すことができる地域活動の環境にして欲しい。
- 愛情を伝える地域環境となって欲しい。

＜現状と課題＞

- 調査では、再犯防止の取り組みとして、約1割が「学校の授業で取り上げるよう働きかける」よう回答しています。
- さらに、「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる」よう約2割が回答しています。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

- 青少年健全育成への意識向上を図るため、「社会を明るくする運動強調月間」と「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に、一体的な取り組みとしてイベントを実施し、犯罪や非行の防止と更生へ向けた啓発を推進します。
- 警察等と連携し、街頭補導を通じた適切な指導を行うとともに、青少年やその保護者からの相談対応などを通じて、非行防止や青少年の健全育成に努めます。
- 万引きは犯罪であることを啓発し、警察等と連携して、万引き防止対策に取り組みます。
- 保護観察対象少年の再非行の防止や修学支援に向け、保護司（保護司会*）と学校の連携強化を進めるとともに、国関係機関と学校関係機関の相互協力に努めます。
- 法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）*の専門的な相談支援機能と連携し、非行防止の取り組みを進めます。
- 市、学校、地域等が連携して、子どもの居場所づくりや生活困窮家庭・ひとり親家庭等への学習支援を行います。
- スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*との連携等により、いじめや不登校への対応等、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。

○社会福祉協議会の取り組み

- 犯罪や非行の防止と更生へ向けた啓発として、市と連携して取り組みます。

(5)関係機関・団体との連携

犯罪をした人たちに対する就労支援を切れ目のない、継続的なものとするためには、地域の就労に関する関係機関・団体や、刑事司法関係機関等との連携を密にすることが重要となります。

<市民意識調査より>

- 「福祉」として本当に必要な事や、行政にしかできない事を、自信をもって取り組んで欲しい。
- 温かい目で見守っていても、不審者に捉えられる不安がある。
- 互いにあいさつをしない環境になり、人間関係が希薄となっている。
- 再犯防止と同じくらい初犯対策にも取り組んで欲しい。

<現状と課題>

- 山口保護観察所管内の保護司の定数は850人、周南保護区保護司会の定数は73人で、更生保護活動に取り組んでいます。
- 本市の管内では、52事業所が協力雇用主として登録されています。
(令和元年度末時点)

<具体的な取り組み>

○市の取り組み

- 刑事司法関係機関や保護司会、更生保護女性会*、BBS会*等、民間協力者団体が実施する研修会等に参加し、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。
- 更生保護の取り組みについて、市のホームページへの掲載や公共施設へのポスター掲示により、支援を必要とする相談者等への周知を図ります。
- 地域における更生保護活動の推進に向け、保護司や更生保護女性会、関係機関等が行う犯罪・非行防止活動や人材の確保等を支援します。

○社会福祉協議会の取り組み

- 犯罪や非行の防止と更生に向け、市と連携して取り組みます。

第6章 周南市成年後見制度利用促進計画

～成年後見制度の利用を促進するための取り組み～

1 策定の背景

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他の精神上の障害等により、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人が、本人の財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

以前は、禁治産制度・準禁治産制度という制度が存在していましたが、禁治産という名称が差別的な印象を与え、さらに禁治産者であることが戸籍に記載されるなど、社会的な偏見や差別を生む等の問題があったため、これに代わる制度として、平成12年に成年後見制度が施行されました。

その後、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

こうしたことから、本市においても成年後見制度の利用を促進していくために、「周南市成年後見制度利用促進計画」を策定し、制度の利用促進に向けて取り組んでいきます。

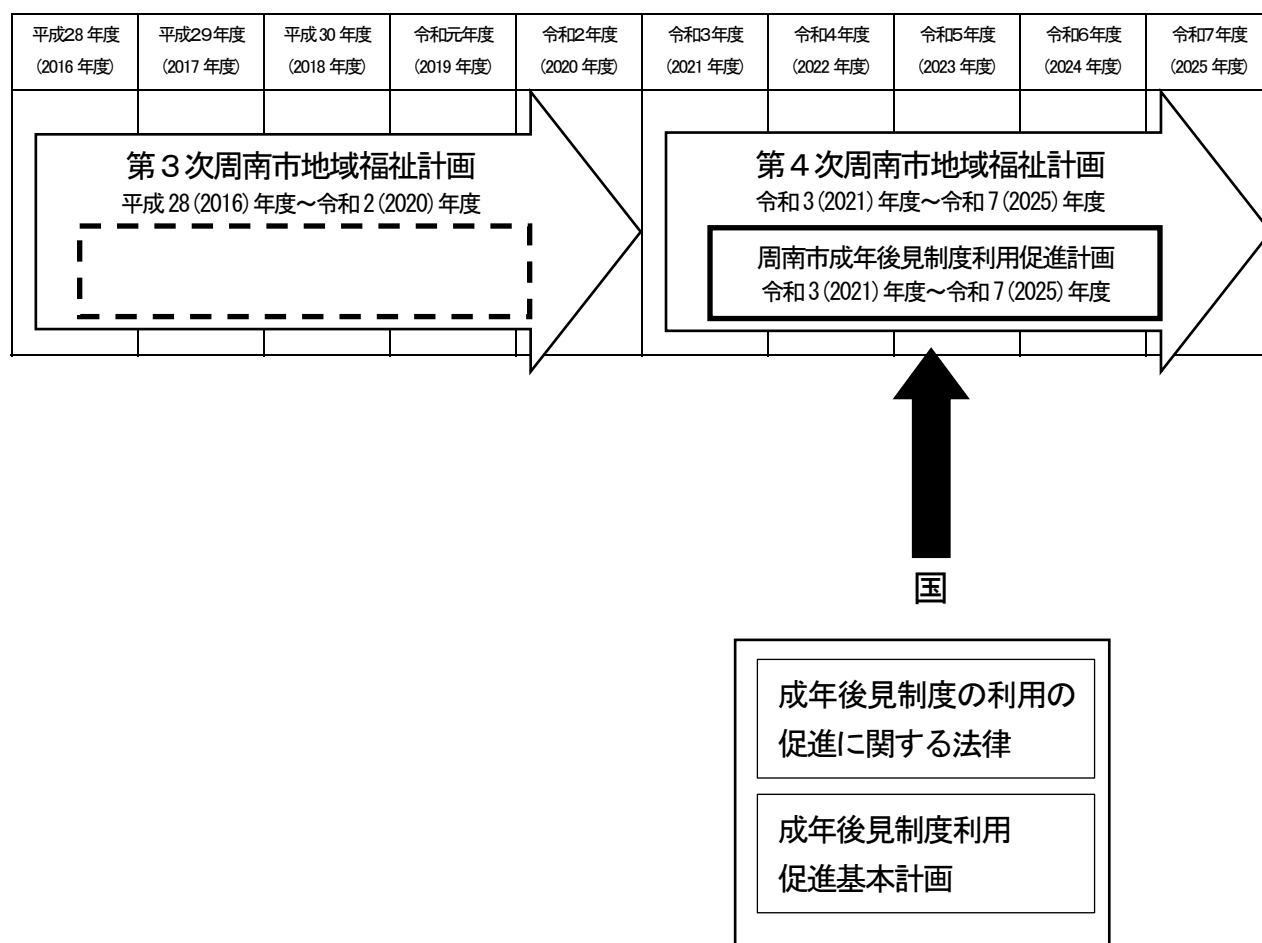
2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく、本市の「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」とします。

また策定にあたり、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、「第4次周南市地域福祉計画」「第4次周南市地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

さらに、この計画は、成年後見制度について専門的な知見を有する山口県弁護士会・山口県司法書士会・山口県社会福祉士会の周南地区の代表者、周南市社会福祉協議会、山口家庭裁判所と、「周南市成年後見制度利用促進体制連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において成年後見制度利用促進に関する意見交換を行い、策定しました。

計画の位置付けと計画の期間



3 成年後見制度について

■ 成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、残存能力の活用を理念とし、認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力に不安のある人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度です。

■ 成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「**法定後見制度**」とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

類型	後見	保佐	補助
対象	常に判断能力を欠いている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

「**任意後見制度**」とは、本人に十分な判断能力があるうちにあらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

■ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、令和元年12月末には全国で約22万人いるとされ、認知症高齢者の増加や、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加する中、今後一層制度の必要性が高まると考えられます。

■ 法の基本理念と目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第3条では、

- 1 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視）
- 2 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- 3 成年後見制度の利用に関する体制の整備

の3点を基本理念として定めています。

また、第1条では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

4 本市の状況

※資料については、104ページから108ページに掲載しています。

5 現状から見た課題

全国的な傾向や本市の状況、そして市民意識調査の結果を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

■ 成年後見制度の利用支援体制の構築

市民意識調査の結果では、成年後見制度の利用が必要になったときには同制度を利用したいと答えた人は約2割であり、成年後見制度を利用したくない理由として、他人に財産等を任せることや後見人の選任に不安を感じているなどがあげられています。

また、相談先を知らないと答えた人が約3割でした。

これらのことを踏まえ、成年後見制度の利用を促進するための支援体制の構築が必要です。

⇒「基本目標（1）地域連携ネットワークづくり」へ

■ 成年後見制度の認知度の向上

今後、高齢化率の増加に伴う認知症高齢者数の増加や、精神障害者保健福祉手帳の受給者および自立支援医療*（精神通院）受給者の増加が見込まれ、成年後見制度の利用が望ましい人が増加すると予想されます。

しかしながら、市民意識調査の結果より、成年後見制度に関する認知度は約3割であり、成年後見制度という言葉は聞いたことがあっても、申し立てに関する内容や後見人の選任に関する内容についてはまだまだ知られていないという現状があります。

⇒「基本目標（2）制度の啓発・利用促進」へ

■ 制度を利用することが難しい人への支援

成年後見制度の利用を必要であるにもかかわらず、後見開始の申し立てを支援する親族がいない場合や、経済的に困窮している等の理由から、制度を利用することが難しい人がいます。

そのような人についても、必要に応じて成年後見人制度を利用することができる支援が求められます。

⇒「基本目標（3）助成制度の整備」へ

6 基本目標ごとの取り組み

現状から見えた課題ごとに、3つの基本目標を定め、それぞれの基本目標に対する市の取り組みを、次ページ以降にまとめました。

また以下に、地域福祉計画の基本理念との関係を図式化しました。

地域福祉計画

基本理念

「地域でつながり、支え合う
安心して暮らせる福祉のまち
しゅうなん」

周南市成年後見制度利用促進計画

基本目標

（1）
地域連携ネット
ワークづくり

（2）
制度の啓発・
利用促進

（3）
助成制度の整備

取り組み

■ 支援体制の整備
ア 地域連携ネットワークづくり
イ 協議会
ウ チーム支援
■ 中核機関の整備
エ 中核機関の整備運営方針
オ 中核機関に期待される4つの機能
（ア）広報機能
（イ）相談機能
（ウ）成年後見制度利用促進機能
（エ）後見人支援機能

■ 制度の啓発・利用促進

■ 制度の利用が難しい人への支援
ア 市長申し立ての実施
イ 後見人の報酬助成の実施

(1)地域連携ネットワークづくり

〈市民意識調査より〉

(地域からの声)

- 大切な事だと思うので充分に考慮して欲しいと思います。
- 誰でも自分で判断できなくなる時が来ますので、その時の為に心の準備をしておきたいと思います。
- 動き方が分からず、利用したくてもできない人は多いと思う。

〈現状と課題〉

- 成年後見制度の利用が必要になっても、利用したいと考える人は少なく、成年後見制度の利用を阻害している要因として、他人に財産等を任せることや後見人の選任に不安を感じているという現状があります。
- これらを踏まえ、成年後見制度の利用を促進するための支援体制の構築が必要です。

〈具体的な取り組み〉

○市の取り組み

■ 支援体制の整備

ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、以下の3つの役割を地域連携の仕組みとして構築します。

本市は、権利擁護支援のため、本人とその家族、後見人を始めとする地域の関係者との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。

《役割1》権利擁護支援の必要な人の発見・支援

行政や関係機関が相談支援を行い、地域における身近な「相談機関」としての役割を果たします。

地域連携ネットワークは、相談機関や関係機関との情報交換や連携を通じ、権利擁護支援の必要な人を発見し、「相談機関」につなぐ役割を果たします。

《役割2》早期の段階からの相談・対応体制の整備

成年後見制度の利用が必要なケースの相談が、早期に「相談機関」につながることで、より適切な支援が可能になります。

そのために、相談機関や関係機関との情報交換や連携体制を整備していきます。

《役割3》意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する

支援体制の構築

権利擁護支援が必要な人と、支援する関係機関の集まりである「チーム」に対し、地域連携ネットワークが随時適切な支援を行うなど、専門的判断が必要な困難事例にも対応できる体制を構築します。

イ 協議会

協議会とは、市内の成年後見関係者が集い、高齢者、障害者など対象にとらわれず、困りごとや支援を必要とする事に対して、各団体からの支援・協力が円滑に行われるように調整する関係の構築や、情報を周知する連携の場を言います。

本市では、既存の「周南市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」と「障害者虐待対応協力者連絡会議」で培ったネットワークを活用し、「周南市成年後見制度利用促進連携協議会」（以下「協議会」と表記）と一体的に会議を開催することで、より広い権利擁護のネットワークの実現を目指します。

本計画の策定や市の成年後見制度の利用促進体制の検討にあたり、これまでは成年後見制度についての知見を有する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）などから構成される「連絡会議」を設置し、協議を行っていました。この「連絡会議」を「協議会」へ移行します。

「協議会」を中心に、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討などを行います。

ウ チーム支援

チームとは、権利擁護が必要な人を支援する関係機関の集まりです。

チーム員は、自身の役割を理解することが重要であり、チームが専門的判断を必要とする場面において、地域連携ネットワークが随時、チームを支援する体制を構築します。

■ 中核機関の整備

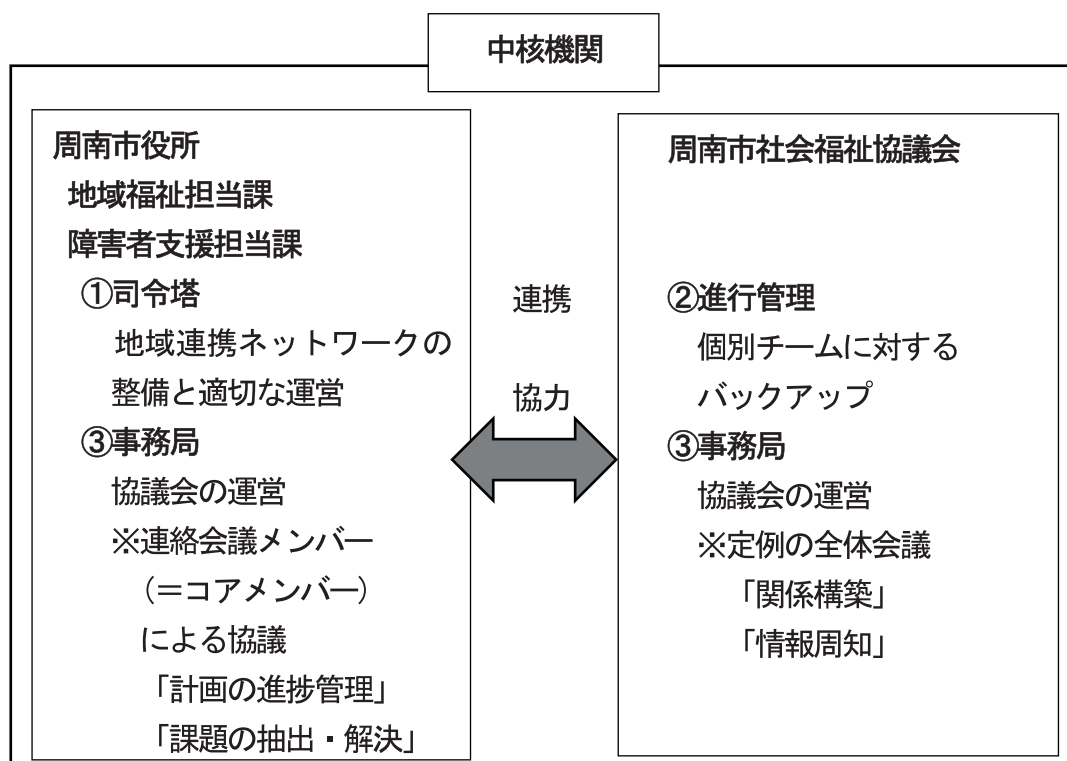
中核機関とは、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積することで、連携・協働の推進役を担う、地域連携ネットワークの中核となる機関です。

地域連携ネットワークにおいて、「①司令塔、②進行管理、③事務局」の3つの役割を担います。

エ 中核機関の整備運営方針

中核機関の役割の内容によって、市と関係機関が役割分担することで、中核機関の役割をより効果的に果たせると考えています。

51ページの図のように、市と周南市社会福祉協議会が相互に連携・協力しながら、中核機関の役割を分担します。



オ 中核機関に期待される4つの機能

(ア) 広報機能

市民向けの講演会や事業者向け説明会を開催するとともに、チラシ配布やホームページ作成を通じ、制度についての周知を行います。

(イ) 相談機能

常設の相談窓口を設置し、申し立てに関する相談支援を行うとともに、専門職による相談会等を行います。

(ウ) 成年後見制度利用促進機能

中核機関には、成年後見制度の利用を促進する機能として、次(52ページ)の役割を期待されています。

そのため、今後の中核機関の活動の実績をみながら、次期計画においてこれらのことを検討します。

成年後見制度利用促進機能	(a) 受任者調整（マッチング）等の支援 ・親族後見人&市民後見人候補者への支援～アドバイスや受任後の継続的な支援 ・受任者調整～市民後見人&法人後見の候補者名簿の整備 ・家裁との連携～後見人候補者の的確な推薦や後見人支援が行える体制の整備
	(b) 担い手の育成・活動の促進 ・市民後見人や法人後見の担い手の育成及び支援
	(c) 日常生活自立支援事業（＝地域福祉権利擁護事業）等関連制度からのスムーズな移行

（エ）後見人支援機能

中核機関には、本人とその支援関係者の状況の変化を把握し、必要に応じて家庭裁判所に情報提供すること等が期待されています。

そのため、今後の中核機関の活動の実績を見ながら、次期計画においてこれらのことを検討します。

（2）制度の啓発・利用促進

〈市民意識調査より〉

- きちんとしたことを勉強したい。
- 制度を知らないなので、どのような時にどの様に利用するのかわかりやすく教えてほしい。
- 聞いた事はあるが、具体的な内容は知らない。知ってもらう事が必要。

〈現状と課題〉

- 高齢化率の増加に伴う認知症高齢者数の増加や、精神障害者保健福祉手帳の受給者および自立支援医療（精神通院）受給者の増加が見込まれ、成年後見制度の利用を必要とする人が増加すると予想されます。しかし、成年後見制度に関する認知度が低く、申し立てに関する内容や後見人の選任に関する内容については周知されていないという現状です。
- 今後、成年後見制度の認知度の向上を図ることが必要です。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

■制度の啓発・利用促進

成年後見制度の利用を促進するためには、権利擁護のネットワークや中核機関などを整備することと併せて、その仕組みや制度自体についての正しい知識を本人や親族、関係機関へ幅広く周知することで、必要な人が制度を利用できる環境を整えることが大切です。

今後は、市民向けの講演会や事業者向け説明会を開催するとともに、チラシ配布やホームページ作成を通じ、制度についての周知を行っていきます。

(3)助成制度の整備

＜市民意識調査より＞

- 将来的に弁護士等に頼むことになると思うが、費用の面が不安。
- 申し立て費用が高い。
- 信用できる人が周囲に居ないと難しい。

＜現状と課題＞

- 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、後見開始の申し立てを支援してくれる親族がいない場合や、経済的に困窮している等の理由から、制度を利用することが難しいという現状があります。
- 市では、成年後見人の市長申し立てや、後見人に対する報酬助成を行っていますが、支援を必要とする方のニーズを把握し、支援に結びつけていく必要があります。

＜具体的な取り組み＞

○市の取り組み

■制度の利用が難しい人への支援

ア 市長申し立ての実施

本人を支援する親族などがいないために、後見開始の審判の申し立てが行えない高齢者や障害者には、市長が申し立てを行います。

申し立て事務については、対象者が高齢者の場合は地域福祉担当課、障害者の場合は障害者支援担当課が所管します。

また、直接、本人や親族が成年後見の申し立てをする際の、手続きの支援も行います。

イ 後見人の報酬助成の実施

資力がないために、後見人への報酬の支払いが困難な高齢者や障害者については、報酬の助成を行います。

第7章 計画の推進について

1 計画の推進体制

- 本計画を着実に推進するためには、住民、住民団体、関係機関、社会福祉協議会、事業者、行政が連携して取り組むことが重要となります。
そのため、それぞれが連携をとれるよう調整に努めていきます。

2 計画の普及

- 本計画を、市及び社会福祉協議会のホームページに公開します。
- 本計画の概要版を作成し、考え方について普及に努めます。
- 市が行う出前トークや研修の機会などを利用して、本計画を周知します。
- 関係機関や高等教育機関と連携し、本計画の普及に努めます。

3 計画の進捗管理

- 計画の進捗状況については、毎年評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 本計画の1年目から3年目までは、地域福祉計画評価委員会で計画の推進状況の把握、点検、評価を行います。
- 本計画の4年目及び5年目は、地域福祉計画評価・策定委員会で計画の推進状況の把握、点検、評価を行い、見直しを踏まえて次期計画の策定を行います。

第8章 用語集

【ア行】から【ワ行】まで、順に記載する。

1 周南市地域福祉計画、周南市地域福祉活動計画

～第4章に記載のある用語～

◎家計改善支援事業

家計管理に問題のある生活困窮者からの相談に応じ、家計に関する評価などを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画や、家計に関する個別プランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す支援を行う。

◎協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け、市町村が中心となって行う生活支援コーディネートや地縁組織、民間企業等の多様な関係主体間の定期的な情報の共有・連携強化の場。活動範囲としては、市全域の第1層と中学校区域の第2層があり、第1層は広域での支え合いのまちづくりについて、第2層は地域での助け合い活動の提案や取り組みについて話し合う場として機能する。

◎共同募金運動

地域福祉の推進を図ることを目的とし、国民の助け合いの精神を基調とした地域社会の自主的な活動によって、地域福祉推進のための財源を住民自らの手により助成しようとする国民運動のこと。

◎高等教育機関

大学や高等専門学校、専修学校またはこれらに準ずる各種学校のこと。

◎コミュニティカフェ

地域の中の「居場所」や「たまり場」になっているところの総称。趣味や子育て、地域の活性化など、様々なテーマで交流ができることや、ひとりでもゆっくり過ごすことができることなど、誰もが気軽に立ち寄ることができるいこいの場所のこと。

◎コンパクト・プラス・ネットワーク

行政や医療・福祉、商業等を都市の中心拠点や生活拠点に集約するとともに、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、拠点間のアクセスを公共交通等で確保することで、人口減少下においても一定のエリアで人口密度を維持し、各種サービスの効率性を高め、いつまでも暮らしやすいまちづくりを進める取り組みのこと。

.....
◎「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」

社会福祉法改正の施行に向けて、厚生労働省が平成29年12月12日付けで各都道府県知事、指定都市長、中核市長宛に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知し、示したガイドラインのこと。

◎児童・学生

本計画では、児童福祉法第4条にもとづき、満18歳に満たない者を児童とする。

18歳以上で、主に大学・短期大学・大学院・高等専門学校などの高等教育における一定の課程に在学している者を学生と整理する。

◎社会福祉法人地域公益活動推進協議会

平成28年度の社会福祉法改正により、全ての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取り組み」の実施が明記された。地域共生社会に向けて、制度や市場原理で満たされないニーズについても率先して対応するという、社会福祉法人の本来の役割を明確にするためのもの。単独の法人で対応できないニーズに対して、複数の法人が連携して応えていくことで、社会福祉法人の存在価値や地域からの信頼を高められている。市内の17の社会福祉法人が連携して取り組む。

◎重層的支援体制整備事業

令和2年に改正された社会福祉法において創設され、これまでの高齢、障害、子ども及び生活困窮など、分野別に受けていた相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、多機関と連携して支援する取り組みのこと。

◎就労準備支援事業

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫した支援を行うこと。

◎自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に対し、支援員が相談者の抱える問題を把握しながら、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援計画を作成し、ハローワーク等の関係機関へ同行訪問するなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行うこと。

◎生活困窮者自立支援事業

様々な課題を抱えて生活に困窮する人に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うこと。

.....
◎生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のため、地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う人のこと。

◎生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くために、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する事業のこと。

◎ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合う考え方のこと。

◎地域共生社会

制度・分野ごとの取り組みや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

◎地域食堂

個人やNPO法人、任意団体などが比較的小規模で非営利のもと運営する 食の提供を通じた地域住民の居場所づくりをめざす市民事業型の活動のこと。

◎地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

日常生活上の判断が十分出来ないため、日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスのこと。

◎地域包括支援センター

平成18年度の介護保険制度改正により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行う。

◎集いの場

個人の家や空き家等の個人宅、自治会館や集会所等の共同利用施設を活用し、地域住民同士がより身近に集まることのできる地域の居場所のこと。

.....
◎ノーマライゼーション

障害のある人も障害のない人も、互いに支え合い地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方のこと。

◎徘徊SOSネットワーク

高齢者が徘徊などにより行方不明になったときや、身元が判らない方が保護されたときに、市が運用しているメール配信サービスを活用し、なるべく早く行方不明者を発見または身元を確認する仕組みのこと。

◎ひきこもり

ひきこもりとは、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係を持てない状況が6カ月以上続いている状態のこと。

ただし、精神的な疾病がその主な原因と考えられる場合は、ひきこもりとはせず、医療機関での支援等をすべきものとされている。

◎ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしの高齢者など、家で閉じこもりがち、話し相手がいない、寂しいといった不安や悩みを持った人が、自治会館や市民センターなどの身近な場所に集まり、「仲間づくり」「出会いづくり」につなげるための活動拠点のこと。

◎ふれあい子育てサロン

核家族化の進行などにより、子育ての不安や悩みを抱えながら、誰にも相談できず、孤立した中で子育てをしている親が多くなってきていることから、居住する地域を拠点に、子育ての当事者など地域住民が子育てを楽しみ、仲間づくりを行う支え合いの活動拠点のこと。

◎包括的な支援体制

地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備すること。

◎ボランティアサマースクール

若者を対象としたボランティア活動の体験の場を設けることで、身近にある様々な活動について学び、共に生き、学び合い、支え合うことの大切さを伝えるもの。

◎もやいネットセンター

高齢者をはじめ誰もが安心して暮らすことができるよう、平成28年1月に設置した、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者などの総合的な福祉相談窓口（＝「福祉総合相談窓口」）をいう。

「福祉総合相談窓口」とは、複合的で重層的な課題のあるケースや主訴の不明確なケースなど、対象者を限定せずに相談を受理し、相談を総合的に受け止め、課題を分析し、関係機関を調整し、必要なサービスを組み合わせて支援を行い、支援状況のモニタリングを行う。

◎もやいネット地区ステーション

市民センター等に地域福祉コーディネーターを配置し、「見守り上、気掛かりな方」を対象に訪問支援活動を行う地域の見守り拠点のこと。

◎要保護児童対策地域協議会（要対協）

児童虐待などで保護を要する児童や支援が必要とされる児童や保護者に対し、関係機関が連携し支援を行うために設置された子どもを守る地域ネットワークのこと。児童福祉法第25条の2に定められている。

◎隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設をいう。

2 周南市再犯防止推進計画

～第5章に記載のある用語～

◎更生保護施設

犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれていない、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人たちを、一定の期間保護し、その円滑な社会復帰を助けるための施設をいう。

県内には、「山口更生保護会（山口市）」と「たちばな荘（下関市）」の2箇所がある。

◎更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。

◎社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動をいう。

◎スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。

◎スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家のこと。

◎BBS会（Big Brothers and Sisters Movement の略）

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決していくことや、健全に成長していくことを支援する併せて、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体のこと。

◎法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）

少年鑑別所法に基づいて、児童福祉機関や学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組む施設のこと。

◎保護司会

保護司は、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱を受けた非常勤の公務員で、給与は支給されておらず、活動内容に応じた実費弁償金が支給されている。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して保護観察や犯罪予防活動等を行う。

県内には13の保護区があり、保護区ごとに組織されている。

3 周南市成年後見制度利用計画

～第6章に記載のある用語～

◎自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度であり、精神通院医療、更生医療、育成医療が対象となる。

資 料 編

【資料1】地域福祉に関する市民意識調査

地域福祉に関する市民意識調査

日頃より市政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本市では、「地域でつながり、共につくろう 笑顔あふれる福祉のまち しゅうなん」を目指し、平成28年3月に、「第3次周南市地域福祉計画」（計画期間は平成28～令和2年度）を策定しました。

今回の市民意識調査を通じて、地域福祉に対する皆さんのお考えやご意見を伺い、次期計画へ反映をさせていきたいと考えております。

このたび、市内の18歳以上の方から3,000人を無作為に抽出し、市民意識調査を送付させていただきました。

ご回答いただく内容は、すべて統計的に処理し、調査の目的以外に使用することはありません。また、ご回答の内容から個人が特定されることは一切ございませんので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年11月

周南市長 藤井 律子

〔ご記入にあたってのお願い〕

- この調査は、あて名のご本人が回答してください。（ご本人が記入することが困難な場合は、ご家族等の方が代筆されてもかまいません。）
- 回答は、当てはまる番号を選び、○で囲んでください。「その他」に当てはまる場合は、（ ）内になるべく具体的に、その内容をご記入ください。
- 回答は、示された数の範囲で選び、あなたの考えに最も近いと思われる番号を○で囲んでください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、12月2日(月)までに郵便ポストへ投かんしてください。（切手は、不要です。）
- この調査について、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

周南市役所 福祉医療部 地域福祉課

電 話 0834-22-8465

ファクシミリ 0834-22-8396

あなたご自身のことについてお伺いします。

問1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
| 3. どちらでもない | 4. 答えたくない |
| 5. その他() | |

問2 あなたの令和元年11月1日現在の年齢を教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 18～24歳 | 2. 25～34歳 | 3. 35～44歳 |
| 4. 45～54歳 | 5. 55～64歳 | 6. 65～74歳 |
| 7. 75歳以上 | | |

問3 あなたの雇用形態などを教えてください。(○は1つ)

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 1. 正規の従業員 | |
| 2. 派遣の従業員、契約の従業員、パートの従業員、アルバイトの従業員 | |
| 3. 自営業（農林・漁業に従事を含む） | 4. 学生 |
| 5. 家事専業 | 6. 無職 |
| 7. その他() | |

問4 あなたの世帯の家族構成を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 単身世帯（ひとり暮らし） | 2. 夫婦のみの世帯 |
| 3. 二世帯世帯（親と子） | 4. 三世帯世帯（親と子と孫） |
| 5. その他の世帯() | |

お住まいの地域での生活についてお伺いします。

問5 あなたがお住まいの地域は、次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 熊毛 | 2. 久米、櫛浜、鼓南 |
| 3. 周陽、桜木、秋月、岐山、大津島 | 4. 遠石、関門、中央、今宿 |
| 5. 富田、菊川 | 6. 福川、夜市、戸田、湯野、和田 |
| 7. 須々万、長穂、向道、中須、須金、鹿野 | |

問6 ご近所の方とは、どの程度お付き合いしていますか。(○は1つ)

1. 困ったときお互いに相談したり助け合ったりしている
2. 相談や助け合うまではいかないが、世間話など親しく話をしている
3. 顔があえばあいさつをしている
4. ほとんど付き合いがない

問7 地域で参加している活動はどのようなものですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 自治会、コミュニティ関係 | 2. 老人クラブ、女性団体、青年団関係 |
| 3. 市民センター等の各種教室 | 4. PTA、学校関係 |
| 5. 消防団、防災活動関係 | 6. ボランティア関係 |
| 7. 特に参加していない | |
| 8. その他() | |

問8 地域の行事や活動に、どの程度参加していますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------------|--------|
| 1. 都合がつく限り参加している | } 問10へ |
| 2. 頼まれれば参加している | |
| 3. ほとんど参加していない(年に1回程度) | } 問9へ |
| 4. 全く参加していない | |

問9 問8で「3. ほとんど参加していない」「4. 全く参加していない」と回答された方にお尋ねします。その理由で一番近いものを教えて下さい。(○は1つ)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 仕事や家事が忙しい | 2. 関心がない |
| 3. 声がかからない | 4. 知り合いが少ない |
| 5. 行事、活動の情報がない | |
| 6. その他() | |

※問10へお進みください。

問10 どのような地域活動を期待しますか。最も期待するものをお選びください。(○は1つ)

1. 緊急事態が起きたときの対応
2. 防災、防犯など日頃の協力
3. お祭り、運動会など地域住民間の交流
4. 子どもや高齢者の支援などの住民間の普段からの助け合い
5. 特にない
6. その他()

問11 地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるために、平常時からどのようなことが必要だと思いますか。最も必要だと思うものをお選びください。(○は1つ)

1. 地域での定期的な防災訓練、勉強会
2. 防災マップの作成
3. 支援が必要な人それぞれの支援計画を地域の人みんなで考える
4. 特にない
5. その他()

地域福祉(住民による身近な支え合い)についてお伺いします。

問12 困った時や生活の問題を解決したい時、誰に相談しますか。(○はいくつでも)

1. 親族
2. 近所の人
3. 知人、友人
4. 自治会、コミュニティ関係者
5. 民生委員・児童委員
6. ケアマネジャー、ヘルパーなど、福祉サービス関係者
7. 行政機関(市役所等)
8. 福祉員、地域福祉コーディネーター
9. 病院、診療所
10. 学校、幼稚園、認定こども園、保育所等
11. 相談する先がない
12. その他()

問13 近所に困っている人がいる場合、

「①現在、手助けしていること」

「②今後、手助けできると思うこと」

「③現在又は将来、あなた自身が手助けして欲しいと思うこと」はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

困っている人への支援の内容	①手助け している	②手助け できる	③手助け して欲しい
・安否確認の声かけ、話し相手（家に閉じこもりがちで、周囲との付き合いが少ない人に）			
・ちょっとした電球の取り替えや買い物、ゴミ出しなど（身の回りのことをするのが困難な人に）			
・子どもの一時預りや保育園等の送迎（共働き、ひとり親家庭など小さな子どものいる人に）			
・通院の送迎や外出の支援（一人で外出が困難な人に）			
・悩み事、心配ごとの相談			
・その他（ ）			

問14 地域福祉（＝住民による身近な支え合い）を充実させていくうえで、市と地域住民の関係について、考えが最も近いものをお選びください。（○は1つ）

1. 家庭や地域でお互いが助け合い、できないことは市が支援する
2. 市と住民が協力しあい、福祉の課題について共に取り組む
3. 市が福祉サービスを充実させていく

問15 あなたは、「地域福祉活動（＝住民による身近な支え合いの活動）」に参加したいと思いますか。（○は1つ）

1. 率先して参加したい

2. どちらかといえば参加したい

3. どちらかといえば参加したくない

4. 参加したくない

5. わからない

問17へ

問16へ

問17へ

問16 問15で、地域福祉活動に「3. どちらかといえば参加したくない」「4. 参加したくない」と回答した方にお尋ねします。主な理由を教えてください。(○は1つ)

1. 機会がない
2. 時間がない
3. 興味、関心がない
4. 関心はあるが、どう参加したらよいか分からない
5. 健康上の理由による
6. その他 ()

※問18へお進みください。

問17 問15で、「1. 率先して参加したい」「2. どちらかといえば参加したい」「5. わからない」と回答した方にお尋ねします。あなたが地域福祉活動に参加する場合、どの範囲まで活動ができると考えますか。(○は1つ)

- | | |
|------------|----------|
| 1. 隣近所 | 2. 自治会内 |
| 3. 小学校区内 | 4. 中学校区内 |
| 5. 市内全体 | 6. わからない |
| 7. その他 () | |

※問18へお進みください。

問18 地域福祉をすすめていくために、住民一人ひとりはどうのようなことに取り組むべきだと考えますか。(○は1つ)

1. 身近な近所付き合いや助け合い
2. 福祉の知識や技術を身につける
3. 自治会、コミュニティ活動に積極的に参加する
4. ボランティア活動に参加する
5. わからない
6. その他 ()

問19 今後、取り組むべき地域福祉の課題として、次のうちどれを優先させるのがよいと考えますか。(○は3つまで)

1. 学校や地域での福祉教育の充実
2. 福祉に関する情報、活動内容などの提供
3. 地域の福祉活動のリーダーなど人材の養成・確保
4. 住民が地域で活動できる場の確保・整備
5. 住民・ボランティアなどの連携による地域で支え合う仕組みづくり
6. 身近なところでの総合的な保健、福祉、医療相談窓口の充実
7. その他 ()

問20 住民による身近な支え合いについてご提案、ご意見がありましたら、ご記入ください。

社会福祉協議会、民生委員児童委員についてお伺いします。

問21 あなたは、周南市社会福祉協議会を知っていますか。(○は1つ)

1. 名称や活動内容を知っている

問22へ

2. 名称は知っているが、活動内容は知らない

問23へ

3. 知らない

問22 問21で、「1. 名称や活動内容を知っている」と回答した方にお尋ねします。周南市社会福祉協議会は地域福祉推進の活動をしていますが、その活動の中で、今後充実してほしいと思うものはどれですか。(○は3つまで)

1. 地域の居場所作りの支援(いきいきサロンなど)

2. 健康、趣味活動の支援(介護予防教室など)

3. 日常生活の見守り活動(福祉員など)

4. 地域福祉コーディネーターの取り組み

5. 防災活動への支援(防災福祉マップづくりなど)

6. ボランティアの育成(ボランティアセンター運営など)

7. 福祉教育の推進(学校や地域での研修など)

8. 募金活動の推進(共同募金や歳末助け合い募金など)

9. 総合的な相談窓口

10. その他()

※問23へお進みください。

問23 あなたは、民生委員・児童委員制度を知っていますか。(○は1つ)

- 1. 名称や活動内容を知っている
- 2. 名称は知っているが、活動内容は知らない
- 3. 知らない

問24へ

問26へ

問24 問23で、「1. 名称や活動内容を知っている」と回答した方にお尋ねします。あなたの地区を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。(○は1つ)

- 1. 氏名や活動内容を知っている
- 2. 氏名は知っているが、活動内容は知らない
- 3. 全く知らない

問25へ

問26へ

問25 問24で、「1. 氏名や活動内容を知っている」と回答した方にお尋ねします。民生委員・児童委員に相談したことがありますか(○は1つ)

- 1. 相談したことがある
- 2. 相談したことがない

※問26へお進みください。

問26 社会福祉協議会、民生委員・児童委員についてご提案、ご意見がありましたら、ご記入ください。

再犯防止の取り組みについてお伺いします。

質問中の用語の意味は、次のとおりです。

「再犯」：犯罪をした人が再び犯罪をすること。

「再犯防止」：犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすること。

問27 あなたは、再犯防止の取り組みを知っていますか。(○は1つ)

- 1. よく知っている
- 2. 少し知っている
- 3. よく知らないが聞いたことがある
- 4. 知らない

問28へ

問30へ

問28 問27で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. よく知らないが聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。再犯防止に協力する民間協力者として、知っているものに○をつけて下さい。(○はいくつでも)

- 1. 保護司
- 2. 更生保護女性会
- 3. 協力雇用主
- 4. BBS会
- 5. 更生保護施設
- 6. その他()

※問29へお進みください。

問29 問27で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. よく知らないが聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。民間協力者を増やすためには、何をすべきだと思いますか。(○は3つまで)

- 1. 民間協力者の活動を紹介する広報を充実させる
- 2. 民間協力者の団体と協力して、1日体験など誰もが気軽に参加できるような機会を増やす
- 3. 民間協力者に対する表彰の機会を増やす
- 4. 民間協力者に対する研修を充実させる
- 5. 民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援を充実させる
- 6. わからない
- 7. その他()

※問30へお進みください。

問30 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つ)

- | | | | |
|-----------------|---|------|------|
| 1. 思う | } | 問31へ | |
| 2. どちらかといえば思う | | } | 問32へ |
| 3. どちらかといえば思わない | | | } |
| 4. 思わない | | | |
| 5. わからない | | | |

問31 問30で「1. 思う」「2. どちらかといえば思う」と回答した方にお尋ねします。
どのような協力をしたいと思いますか。(○は3つまで)

1. 犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする
2. 協力雇用主(犯罪前歴を承知の上で雇用に協力する事業主)として、犯罪をした人を雇用する
3. 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する
4. 再犯防止に関するボランティア活動に参加する
5. 広報・啓発活動に参加する
6. インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する
7. わからない
8. その他()

※問33へお進みください。

問32 問30で「3. どちらかといえば思わない」「4. 思わない」と回答した方にお尋ねします。協力したいと思わない理由を教えてください。(○は3つまで)

1. 犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
2. 自分自身にメリットがないから
3. 具体的なイメージがわからないから
4. 時間的余裕がないから
5. 興味がないから
6. 犯罪をした人への支援は国や地方公共団体が行う方がよいから
7. わからない
8. その他()

※問33へお進みください。

問33 再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みで知っているものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 社会を明るくする運動

2. 再犯防止啓発月間

3. 知らない

4. その他()

問34へ

問35へ

※「その他」の方も、問34へお進みください。

問34 問33で「1. 社会を明るくする運動」「2. 再犯防止啓発月間」と答えた方にお尋ねします。どのようにして知りましたか。(○はいくつでも)

1. パンフレットやポスターで知った

2. イベントやシンポジウムに参加して知った

3. テレビや新聞で知った

4. インターネットで知った

5. 知人から聞いて知った

6. その他()

※問35へお進みください。

問35 あなたは、再犯防止に関して、広く理解や関心を深めるためには、何に取り組むべきだと思いますか。(○は3つまで)

1. 芸能人やキャラクターが出演するイベントを充実させる

2. 誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実させる

3. テレビや新聞などでの広報を充実させる

4. インターネットでの情報発信を充実させる

5. パンフレットやポスターを増やす

6. 再犯防止に協力する民間協力者に対する表彰の機会を増やす

7. 学校の授業で取り上げるよう働きかける

8. 地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける

9. 職場の研修などで取り上げるよう働きかける

10. その他()

問36 再犯防止のために、周南市は何に取り組むべきだと思いますか。(○は3つまで)

1. 再犯防止のための計画を策定する

2. 犯罪をした人を市の関係機関で雇用する

3. 犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る

4. 住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動する

5. 再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする

6. わからない

7. その他()

問 37 再犯防止の取り組みについてご提案、ご意見がありましたら、ご記入ください。

成年後見制度について伺います。

問 38 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(○は1つ)

- 1. よく知っている
- 2. 少し知っている
- 3 よく知らないが聞いたことがある
- 4. 知らない

問 39 へ

問 45 へ

問 39 問 38 で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. よく知らないが聞いたことがある」と答えた方にお尋ねします。知っているものに○をつけて下さい。
(○はいくつでも)

- 1. 法定後見制度がある
- 2. 任意後見制度がある
- 3. 本人の判断能力に応じ、「後見」「保佐」「補助」の3つの区分がある
- 4. 法定後見の申立て手続きは、4親等内の親族が行うことができる
- 5. 何らかの理由で本人が申立てできず、身寄りがいない場合は、市長が申立てをすることができる
- 6. 成年後見人は親族の他、弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が選任されることがある
- 7. 成年後見人に社会福祉法人等の法人が選任されることがある
- 8. 一般市民が市民後見人として活動している例もある
- 9. 成年後見人の業務は財産管理と身上の保護がある
- 10. 成年後見人がついても本人は選挙権を失わない

※問 40 へお進みください。

問40 あなたは、必要となったときには、成年後見制度を利用したいと思いますか。

(○は1つ)

1. はい

問42へ

2. いいえ

問41へ

3. わからない

4. 現在利用中である

問42へ

問41 問40で「2. いいえ」と答えた方にお尋ねします。利用したくない理由は何ですか。

(○は3つまで)

1. 成年後見制度を利用しなくても、親族の援助が期待できるから

2. 他人(家族・親族含む)に財産など任せることに不安があるから

3. 誰が後見人に選任されるか不安であるから

4. 家族・親族の信頼関係が崩れる恐れがあるから

5. 申立て手続きが大変そうだから

6. 申立て費用や成年後見人に支払う報酬がどのくらい必要か、わからないから

7. 家庭裁判所に申し立てることに抵抗があるから

8. 後見人がいなくても、困ることが具体的に思いつかないから

9. わからない

10. その他()

※問42へお進み下さい。

問42 現在、あなたの身近に成年後見制度の利用が望ましい人がいますか。(○は1つ)

1. いる

2. いない

3. わからない

問43 成年後見制度の利用を促進するには、何が課題だと思いますか。(○は3つまで)

1. 成年後見制度やその手続きについて知る機会がない

2. 成年後見制度が分かりにくい

3. 申立て費用の負担がある

4. 相談窓口や手続きを支援してくれるところがわからない

5. 後見人に対して報酬の費用負担がある

6. その他()

.....
問 44 成年後見制度の相談先を知っていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. 家庭裁判所 | 2. 法テラス |
| 3. 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など） | 4. 周南市役所 |
| 5. 社会福祉協議会 | 6. 地域包括支援センター |
| 7. 知らない | |
| 8. その他（ | ） |

問 45 成年後見制度についてご提案、ご意見がありましたら、ご記入ください。

周南市地域福祉計画の策定についてお伺いします。

問 46 国は、市が策定する地域福祉計画に、以下の項目を盛り込むよう定めています。
周南市で特に必要と思う取り組みは、何だと思われますか（○は3つまで）

1. 福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業等）との連携
2. 様々な課題を抱える人や世帯への総合的な相談支援
3. 高齢者、障害者、子ども等が共に利用できるサービスの提供
4. 住まいの確保に困っている人への支援
5. 就労が困難な人への支援
6. 判断能力に不安がある人への支援
7. 高齢者、障害者、子ども等に対する虐待への対応
8. 犯罪をした人への社会復帰の支援
9. 誰もが気軽に立ち寄れる居場所の整備
10. 寄付や募金などによる財源の確保

問 47 その他、地域福祉についてご提案、ご意見がありましたら、ご記入ください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

調査票は、同封の返信用封筒に入れて、12月2日までに郵便ポストへ投かんしてください。

【資料2】地域福祉に関する市民意識調査報告書

地域福祉に関する市民意識調査
報告書

令和2年3月
周南市

目次

1 調査の概要.....1

- 1 調査の目的
- 2 調査概要
- 3 報告書の見方

2 調査結果.....2

1 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、市民意識調査を通じて、地域福祉に対する皆さんのお考えやご意見を伺い、第4次地域福祉計画策定の参考とするために実施したものです。

2 調査概要

調査地域	: 周南市全域
調査対象者	: 市内の18歳以上の方から3,000人を無作為抽出
調査期間	: 令和元年11月5日から令和元年12月2日まで
調査方法	: 郵送による配布、回収
回収結果	: 1,376人（回収率：45.9%）

◎配布の内訳（人口は、令和元年10月31日現在）

年齢層	男性 (人)	女性 (人)	人口 (人)	構成比 (%)
75歳以上	275	275	23,964	19.7
65～74歳	275	275	22,382	18.4
55～64歳	250	250	17,163	14.1
45～54歳	250	250	19,949	16.4
35～44歳	200	200	16,532	13.6
25～34歳	150	150	12,833	10.5
18～24歳	100	100	9,056	7.3
	1,500	1,500	121,879	100

3 報告書の見方

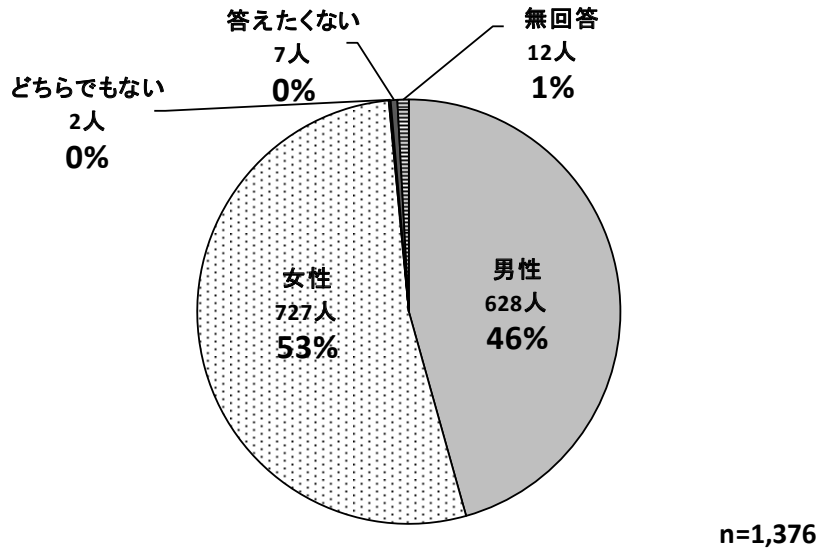
◎複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ）の設問は、選択肢ごとの有効回答数を示しています。

◎「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

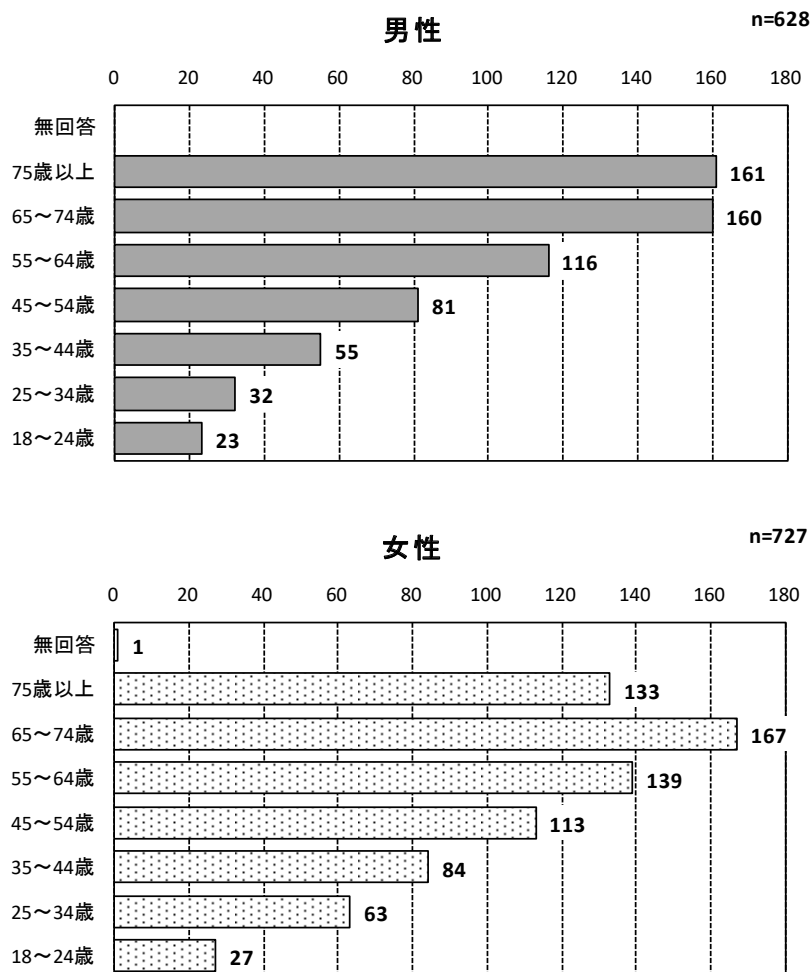
2 調査結果

問1 あなたの性別を教えてください。

N=1,376

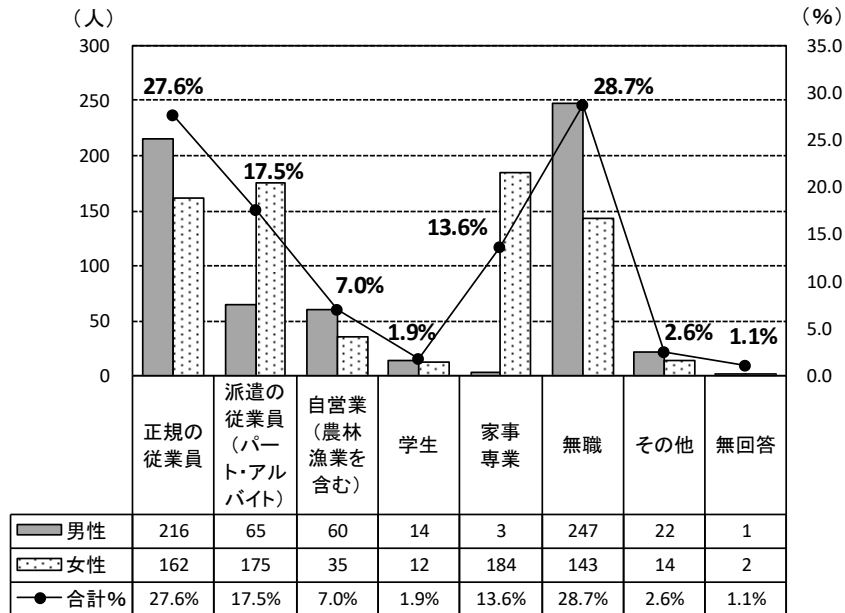


問2 あなたの令和元年11月1日現在の年齢を教えてください。



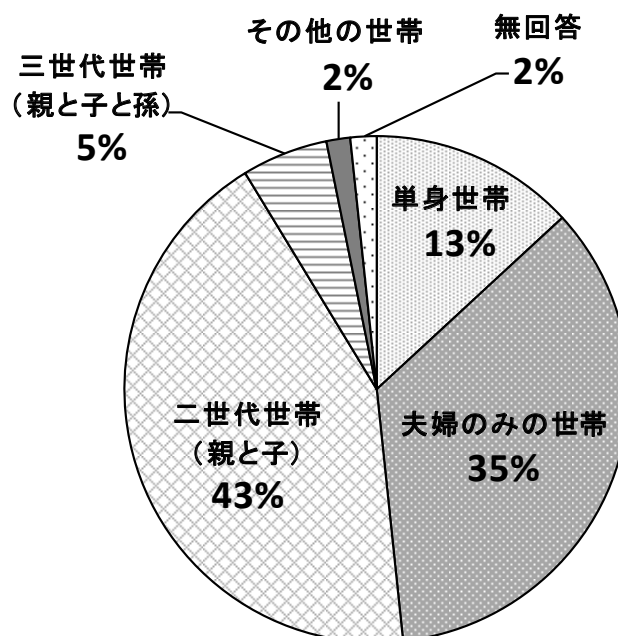
問3 あなたの雇用形態などを教えてください。

男性は、「無職」が247人（39.3%）、「正規の従業員」が216人（34.4%）の順に多く、女性も「家事専業」が184人（25.3%）、「派遣の従業員」が175人（24.1%）、「正規の従業員」が162人（22.3%）の順になっています。



n=1,376

問4 あなたの世帯の家族構成を教えてください。



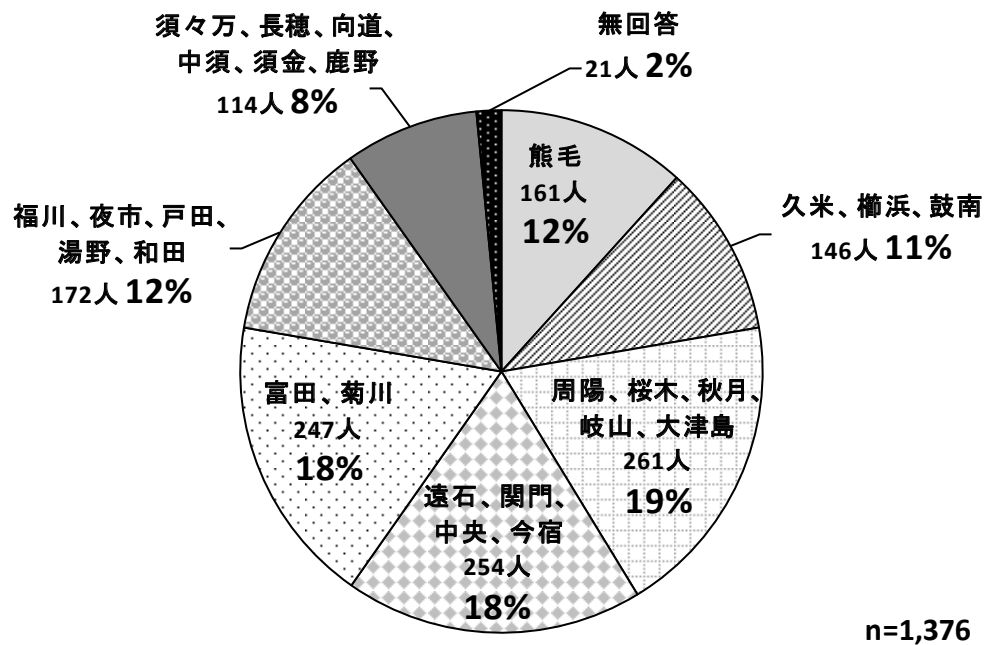
n=1,376

お住まいの地域での生活についてお伺いします。

問5 あなたがお住まいの地域は、次のどれにあてはまりますか。

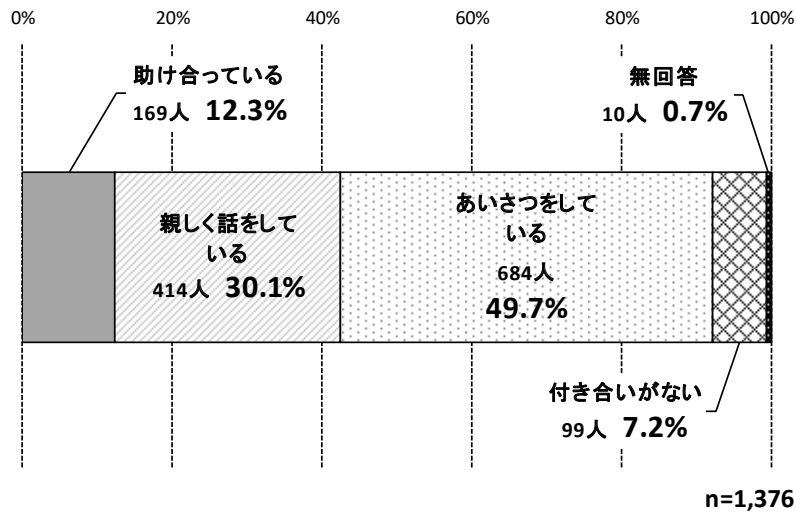
年齢層及び性別による無作為抽出での市民意識調査を行ったところ、結果的には各地区からある程度バランスよく回答を受けています。

地区	人数	割合 (%)
熊毛	161	11.7
久米、櫛浜、鼓南	146	10.6
周陽、桜木、秋月、岐山、大津島	261	19.0
遠石、関門、中央、今宿	254	18.5
富田、菊川	247	18.0
福川、夜市、戸田、湯野、和田	172	12.5
須々万、長穂、向道、中須、須金、鹿野	114	8.3
無回答	21	1.5



問6 ご近所の方とは、どの程度お付き合いしていますか。

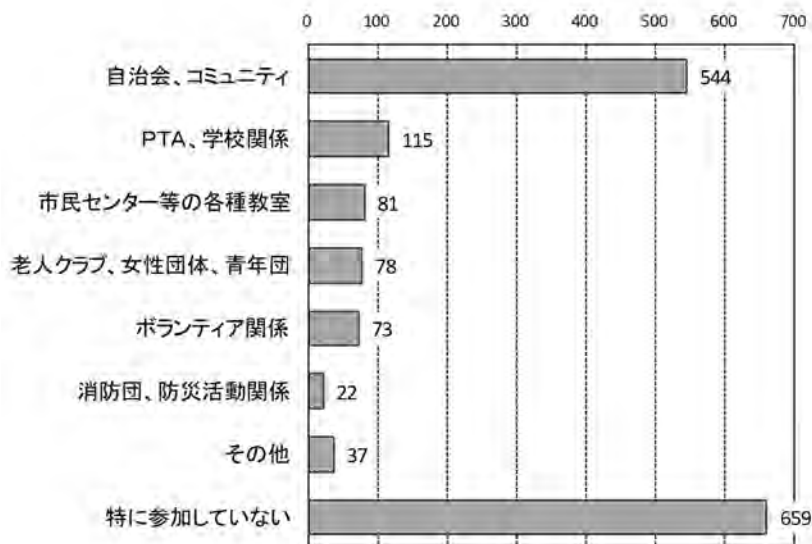
近所付き合いの程度についての回答では、「助け合っている」が169人（12.3%）、「親しく話をしている」が414人（30.1%）、「あいさつをしている」が684人（49.7%）と、これら3つで9割を占める結果となりました。



問7 地域で参加している活動はどのようなものですか。

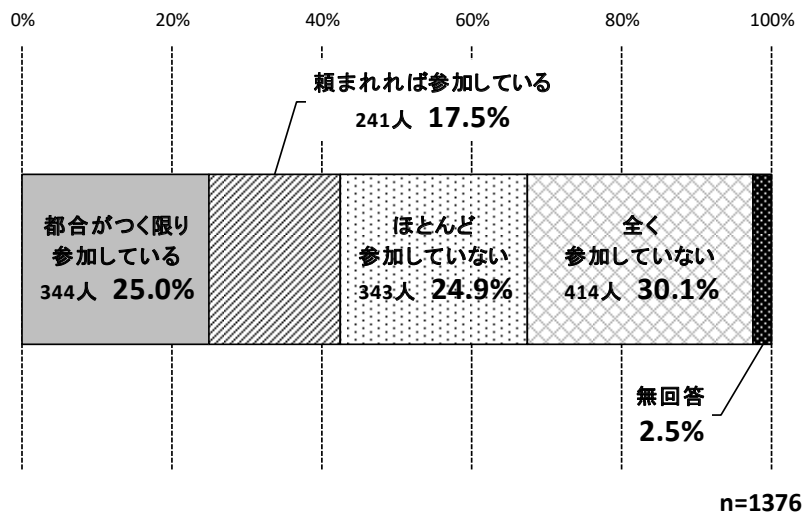
活動内容については、「自治会、コミュニティ」が544人（39.5%）と最も多く、「PTA、学校関係」が115人（8.4%）となっています。

また、「特に参加していない」が659人（47.9%）と、半数近くが地域でのつながりを持っていない結果となりました。



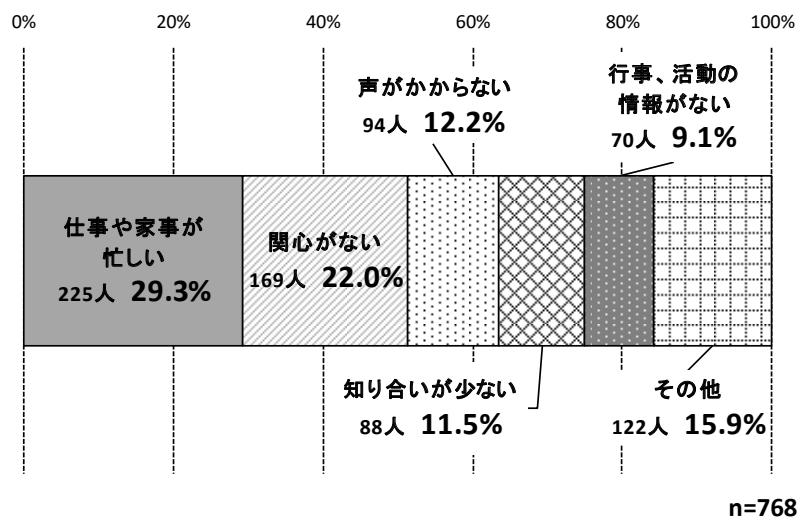
問8 地域の行事や活動に、どの程度参加していますか。

参加の度合いについては、「都合がつく限り参加している」が344人（25.0%）、
「頼まれれば参加している」が241人（17.5%）と4割程度が参加していますが、「ほとんど
参加していない」（24.9%）、「全く参加していない」（30.1%）と、半数以上が参加をして
おらず、地域でのつながりをもっていない結果となりました。



問9 問8で「3. ほとんど参加していない」「4. 全く参加していない」と回答された方にお尋ねします。その理由で一番近いものを教えて下さい。

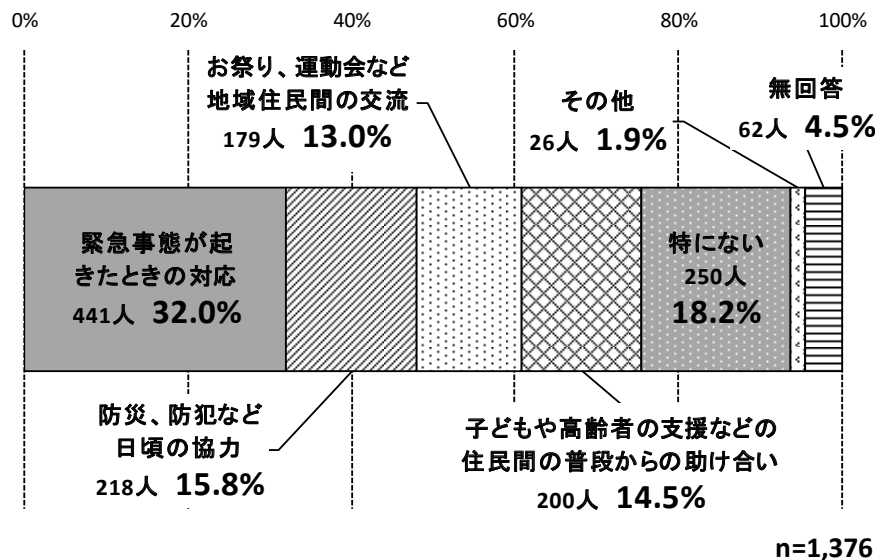
「仕事や家事が忙しい」225人（29.3%）、「関心がない」169人（22.0%）、「声がかからない」94人（12.2%）、「知り合いが少ない」88人（11.5%）と続いています。



問10 どのような地域活動を期待しますか。最も期待するものをお選びください。

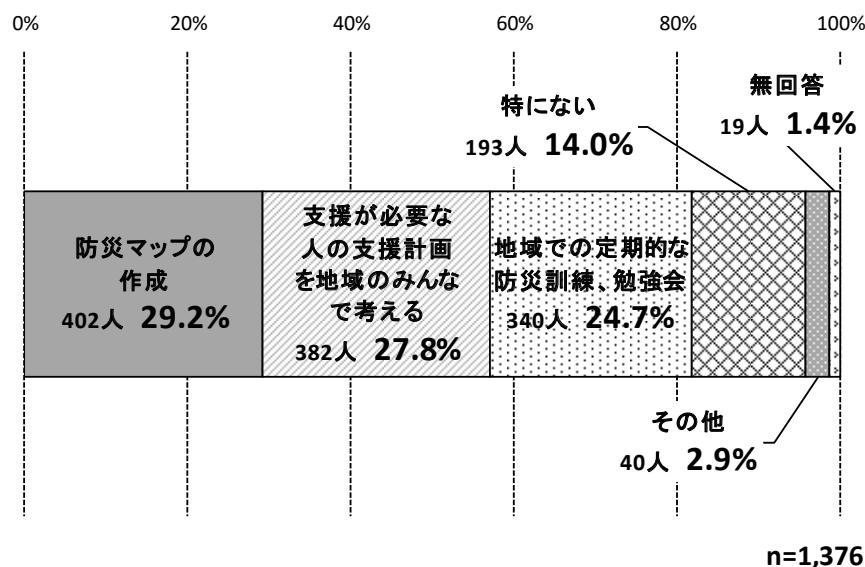
「緊急事態が起きたときの対応」441人(32.0%)、「防災、防犯などの日頃の協力」218人(15.8%)と、防災に対する意識の高さが示されています。

また、「お祭り、運動会など地域住民間の交流」179人(13.0%)、「子どもや高齢者の支援などの住民間の交流」200人(14.5%)が示すとおり、地域でのつながりを持つ機会を期待していることが明らかとなっています。



問11 地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるために、平常時からどのようなことが必要だと思いますか。最も必要だと思うものをお選びください。

「防災マップの作成」(29.2%)、「支援が必要な人の支援計画を地域みんなで考える」(27.8%)と、6割近くが具体的な対応を必要と考えています。

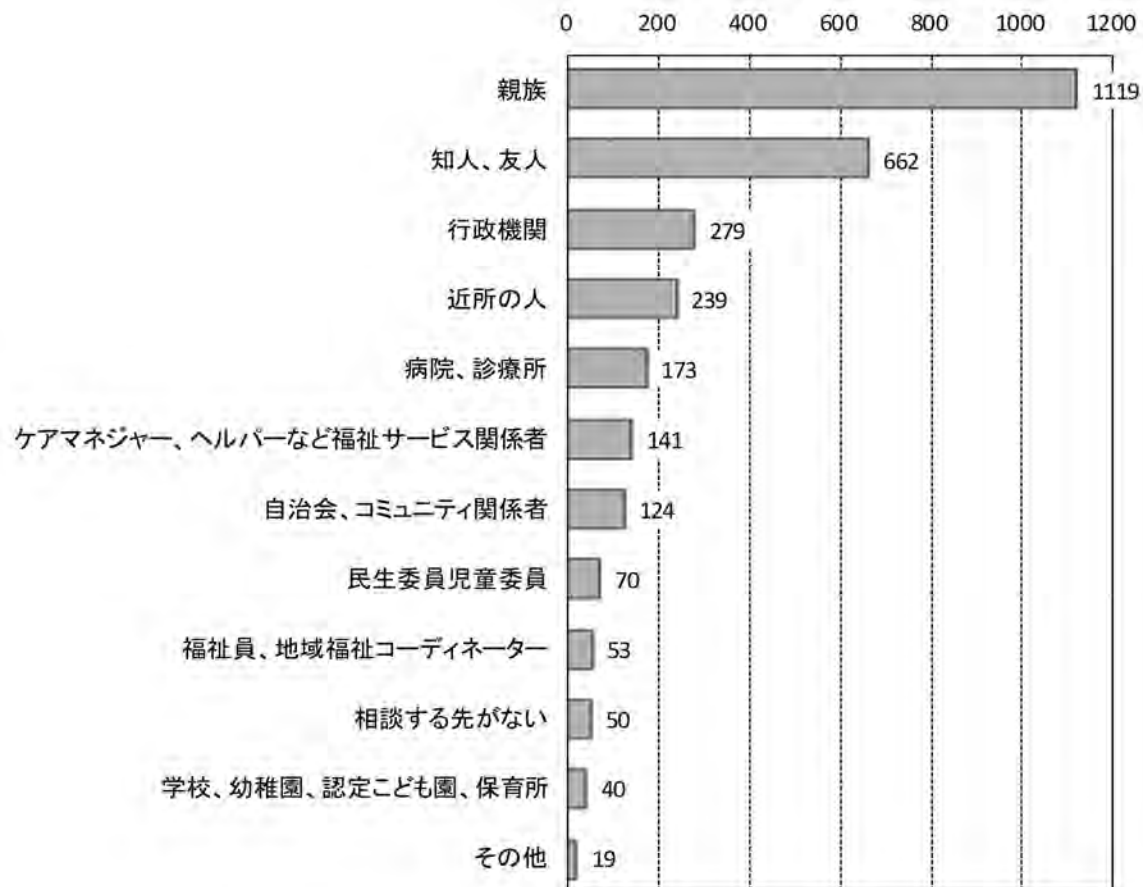


地域福祉(住民による身近な支え合い)についてお伺いします。

問12 困った時や生活の問題を解決したい時、誰に相談しますか。
(〇はいくつでも)

総回答数 2,969 人のうち、「親族」が最も多く 1119 人 (37.6%)、次いで「知人、友人」662 人 (16.6%)、「近所の人」239 人 (17.4%) となり、7 割近くが個人的なつながりで問題の解決にあたっていることが示されています。

また、「民生委員・児童委員」70 人 (5.1%)、「ケアマネジャー、ヘルパーなど福祉サービス関係者」141 人 (10.2%)、「福祉員、地域福祉コーディネーター」53 人 (3.9%)、行政機関 279 人 (9.3%) と、福祉の関係機関等へ相談する割合が低く、地域のつながりによる問題解決が行われていないことが示されています。

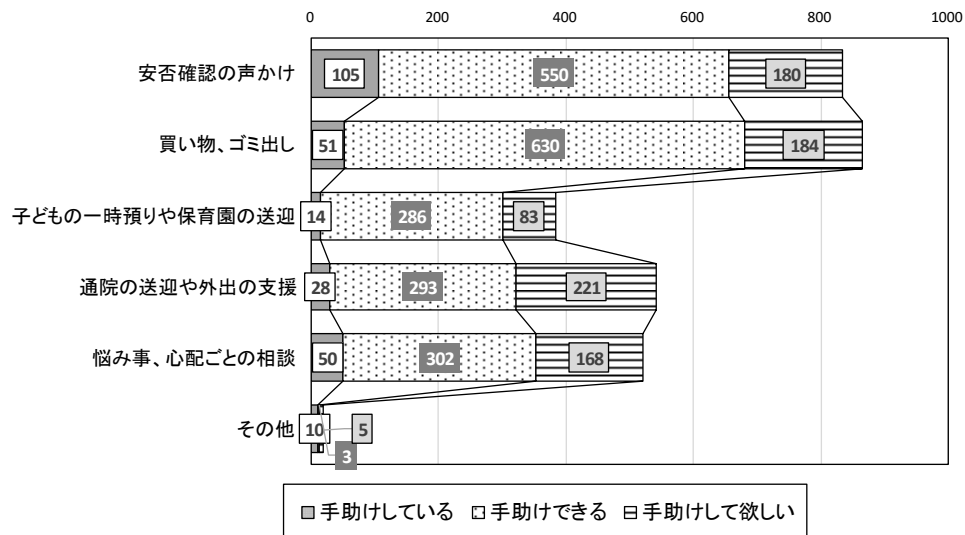


問13 近所に困っている人がいる場合、

「①現在、手助けしていること」、「②今後、手助けできると思うこと」、
「③現在又は将来、あなた自身が手助けして欲しいと思うこと」はありますか。（あ
てはまるものすべてに○）

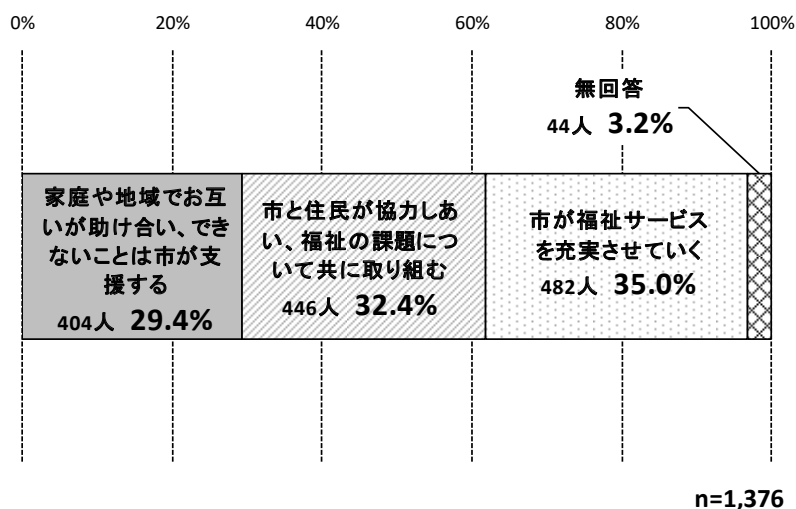
手助けしている」の回答は総数 258 人、「②手助けできる」の回答は総数 2,064 人、「③
手助けしてほしい」の回答は総数 841 人でした。

多くの方が、何らかの身近な支え合いができると回答しています。



問14 地域福祉（＝住民による身近な支え合い）を充実させていくうえで、市と地域
住民の関係について、考えが最も近いものをお選びください。

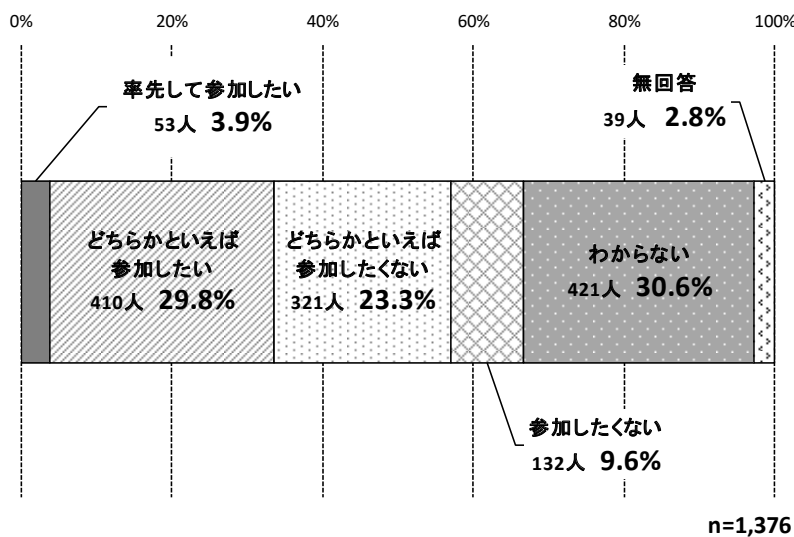
「家庭や地域でお互いが助け合い、市が支援する」404 人（29.4%）、「市と住民が福祉の
課題についてともに取り組む」446 人（32.4%）、「市が福祉サービスを充実させていく」
482 人（35.0%）と、考えに大きな差が生じていないことが示されています。



問15 あなたは、「地域福祉活動（＝住民による身近な支え合いの活動）」に参加したいと思いますか。

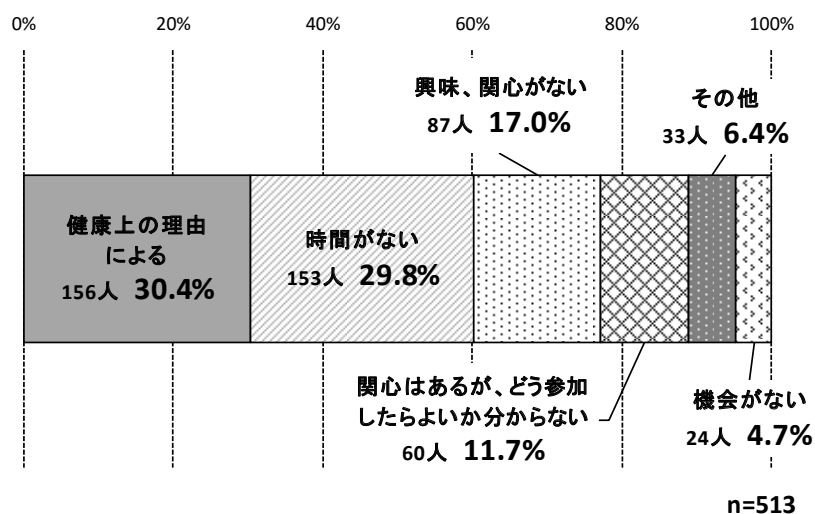
肯定的な意見として、「率先して参加したい」53人（3.9%）、「どちらかといえば参加したい」410人（29.8%）と約3割の回答があり、否定的な意見「どちらかといえば参加したくない」321人（23.3%）、「参加したくない」132人（9.6%）の約3割と回答が拮抗しています。

また、「わからない」も421人（30.6%）から回答があり、こちらも約3割を示しています。



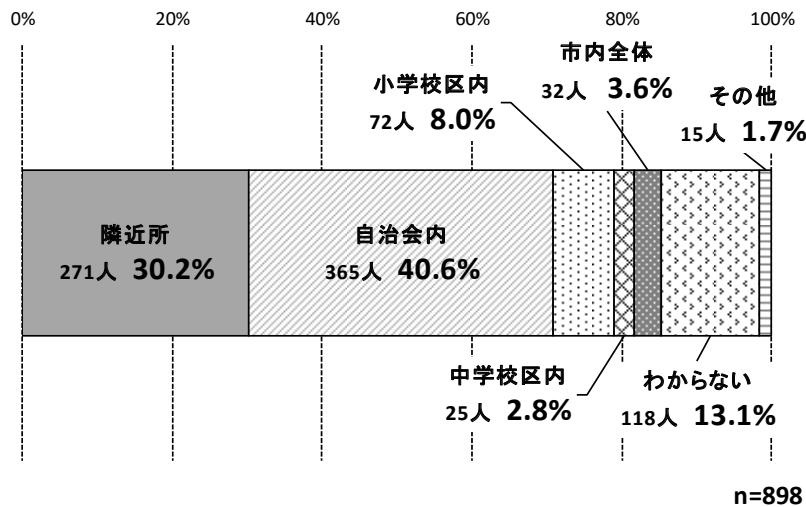
問16 問15で、「地域福祉活動」に「3. どちらかといえば参加したくない」「4. 参加したくない」と回答した方にお尋ねします。
主な理由を教えてください。

「健康上の理由による」156人（30.4%）、「時間がない」153人（29.8%）が合わせて6割を占め、次いで「興味、関心がない」87人（17.0%）となっています。



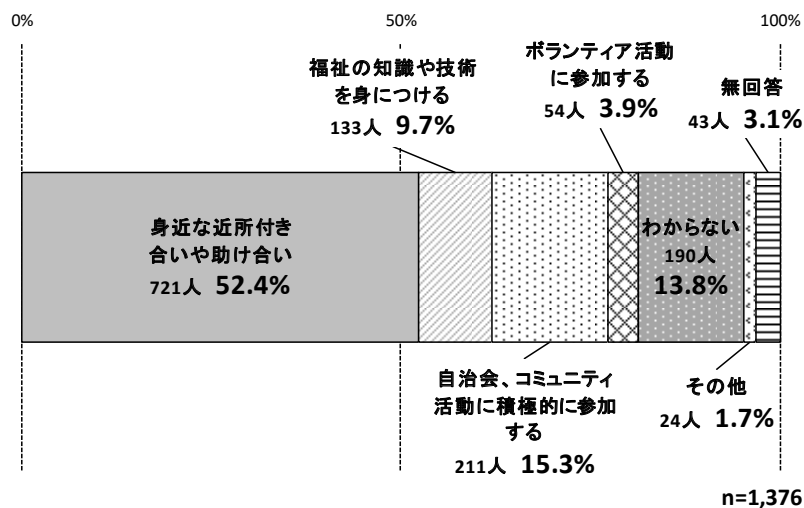
問17 問15で、「1. 率先して参加したい」「2. どちらかといえば参加したい」「5. わからない」と回答したにお尋ねします。あなたが地域福祉活動に参加する場合、どの範囲まで活動ができると考えますか。

隣近所 271人 (30.2%)、自治会内 365人 (40.6%) で7割を占め、限られた範囲で「住民による身近な支え合いの活動」を行う考えが強いことが示されています。



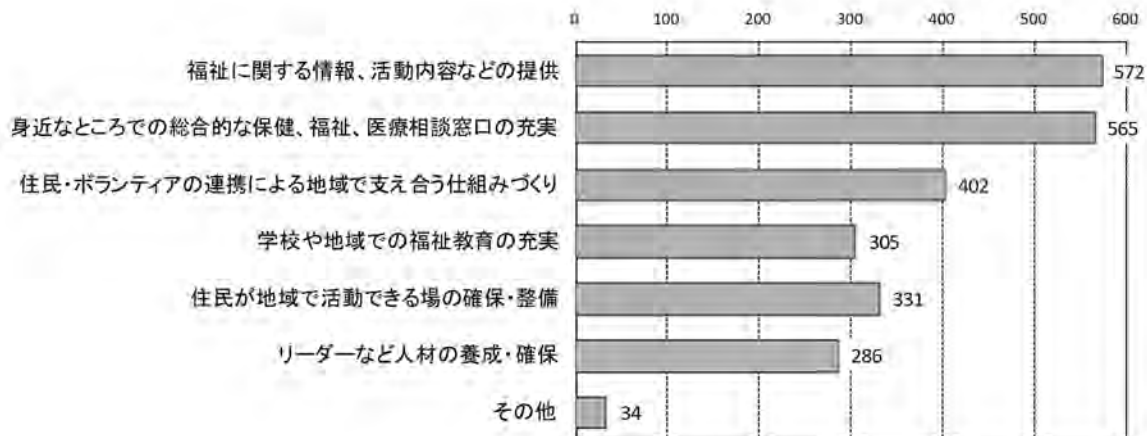
問18 地域福祉をすすめていくために、住民一人ひとりはどういうことに取り組むべきだと考えますか。

「身近な近所付き合いや助け合い」721人 (52.4%) の回答が半数を超え、限られた範囲での取り組みが示されています。



問19 今後、取り組むべき地域福祉の課題として、次のうちどれを優先させるのがよいと考えますか。

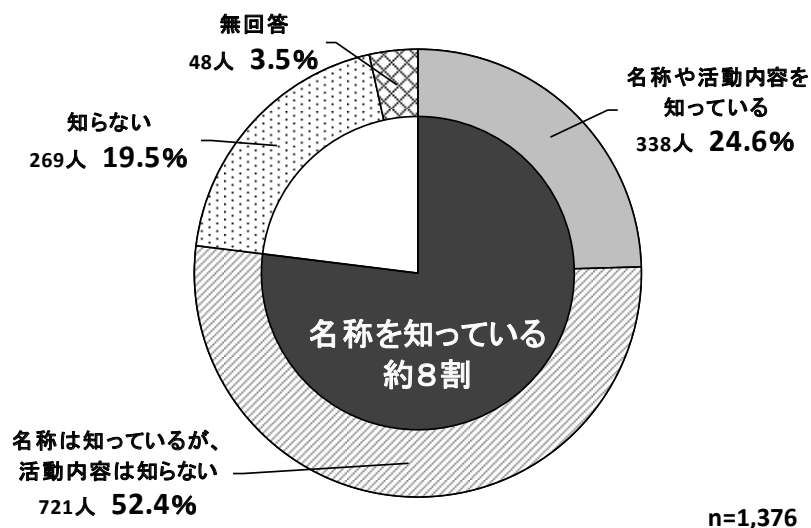
回答の総数2,495人のうち、「福祉に関する情報、活動内容などの提供」572人(22.9%)、「身近なところでの総合的な保健、福祉、医療相談窓口の充実」565人(22.6%)と、情報発信や窓口の充実が約4割を占め、「住民・ボランティアの連携による地域で支え合う仕組みづくり」402人(16.1%)、「住民が地域で活動できる場の確保・整備」331人(13.3%)が次いでいます。



社会福祉協議会、民生委員児童委員についてお伺いします。

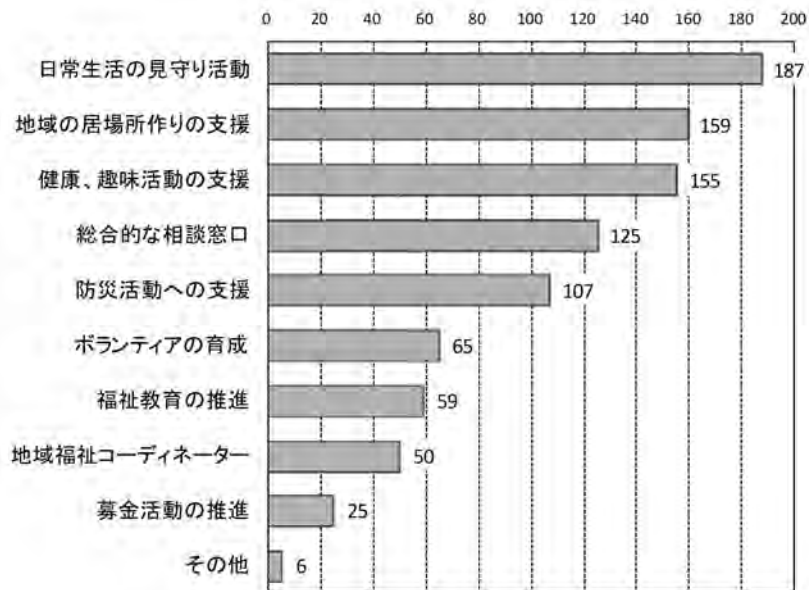
問21 あなたは、周南市社会福祉協議会を知っていますか。

「知っている」338人(24.6%)、「活動内容は知らない」721人(52.4%)と、約8割の方が知っていると回答しています。



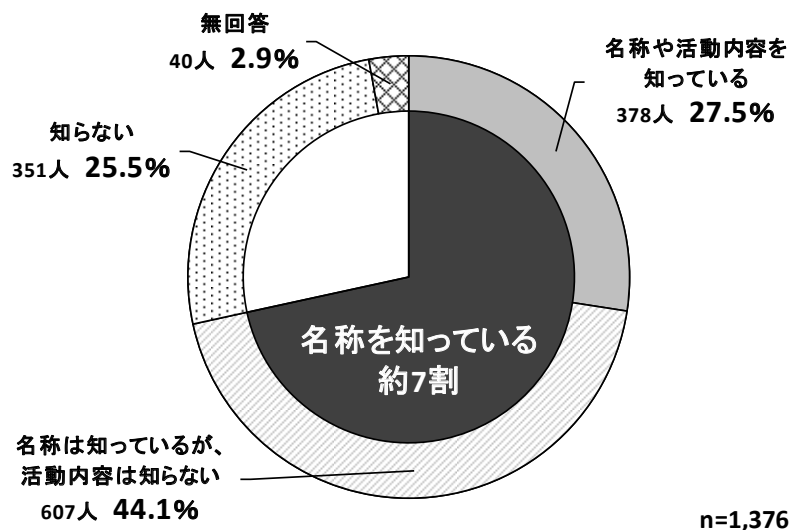
問22 問21で、「1. 名称や活動内容を知っている」と回答した方にお尋ねします。
周南市社会福祉協議会は地域福祉推進の活動をしています。その活動の中で、
今後充実してほしいと思うものはどれですか。

回答総数 938 人のうち、「日常生活の見守り活動」187 人 (19.9%)、「地域の居場所作りの支援」159 人 (17.0%)、「総合的な相談窓口」125 人 (13.3%) で約半数を占め、次いで「健康、趣味活動の支援」155 人 (16.5%)、「防災活動への支援」107 人 (11.4%) と続いています。



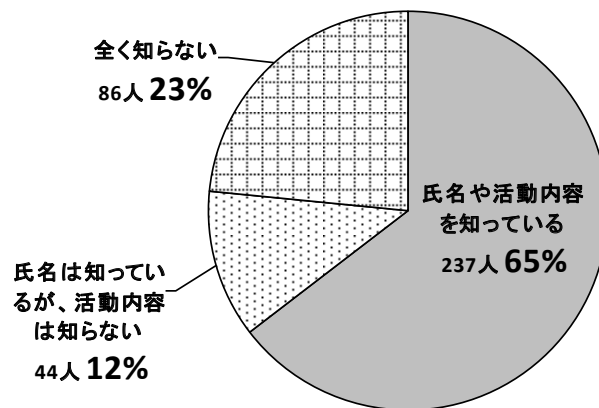
問23 あなたは、民生委員児童委員制度を知っていますか。

「活動内容を知っている」378 人 (27.5%) 「活動内容は知らない」607 人 (44.1%) と、約7割の方が名称を知っていると回答しています。



問24 問23で、「1. 名称や活動内容を知っている」と回答した方にお尋ねします。
あなたの地区を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。

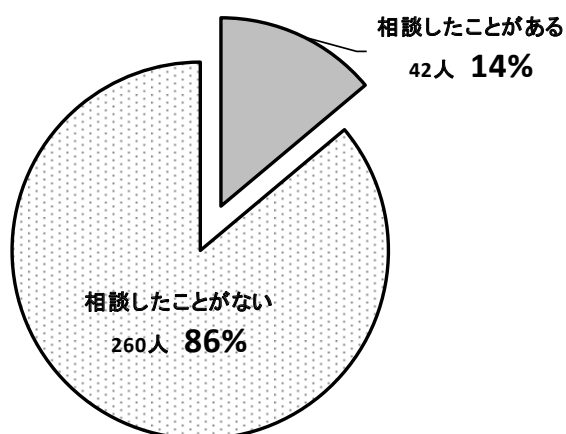
民生委員児童委員制度を知っていると回答された方のうち、回答された方の地区を担当している委員を知っているのは237人（64.6%）で、地域で周知が進んでいないことが示されています。



n=367

問25 問24で、「1. 氏名や活動内容を知っている」と回答した方にお尋ねします。
民生委員・児童委員に相談したことがありますか。

「相談したことがない」260人（86.1%）となっています。

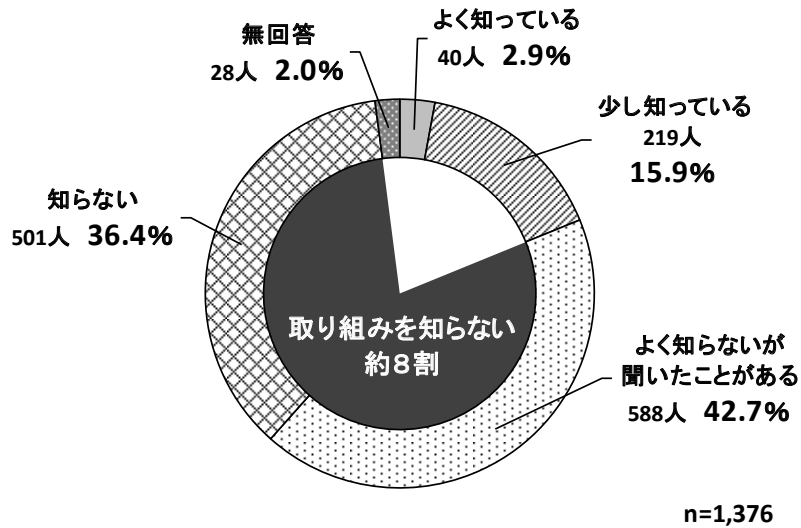


n=302

再犯防止の取り組みについてお伺いします。

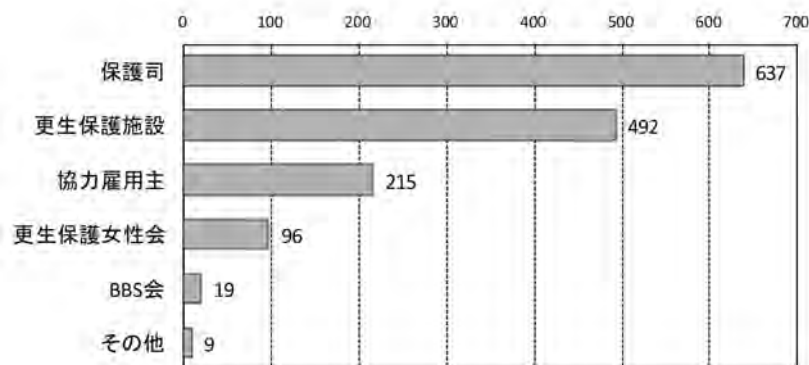
問27 あなたは、再犯防止の取り組みを知っていますか。

「よく知らないが聞いたことがある」588人(42.7%)「知らない」501人(36.4%)と、約8割が取り組みを知らないと回答されています。



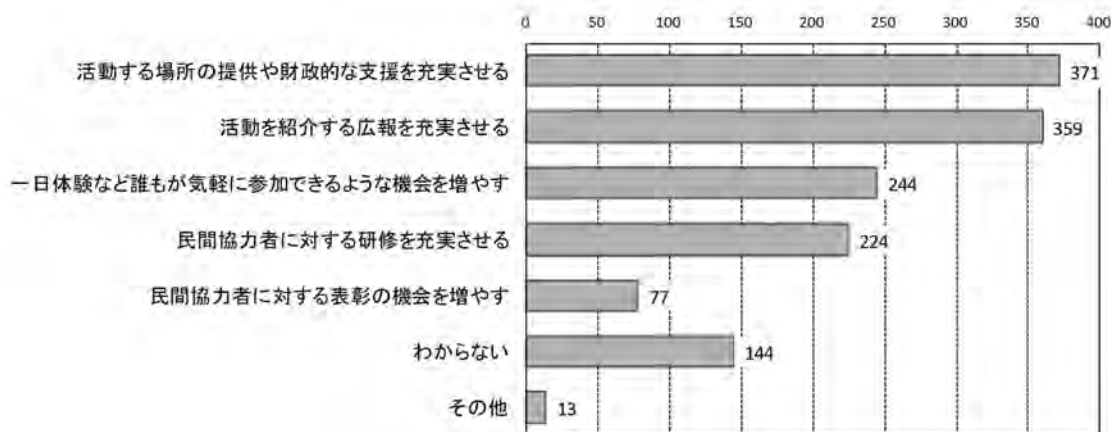
問28 問27で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. よく知らないが聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。再犯防止に協力する民間協力者として、知っているものに○をつけて下さい。

総回答数1,468人のうち、「保護司」637人(43.3%)、「更生保護施設」492人(33.5%)の順に知られています。



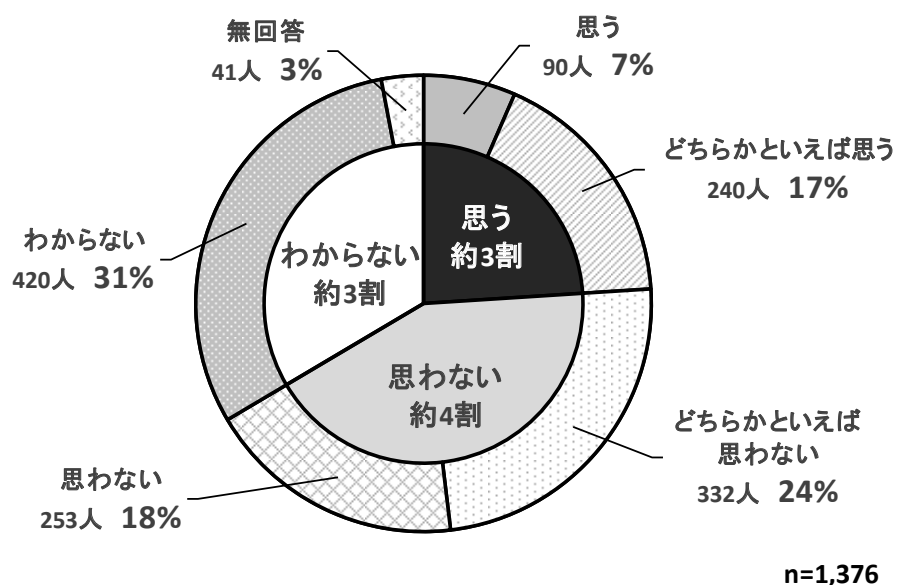
問29 問27で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. よく知らないが聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。民間協力者を増やすためには、何をするべきだと思いますか。

総回答数 1,432 人のうち、「活動する場所の提供や財政的な支援を充実させる」371 人 (25.9%)、「活動を紹介する広報を充実させる」359 人 (25.1%)、「一日体験など誰もが気軽に参加できるような機会を増やす」244 人 (17.0%) の順に回答が多くなっています。



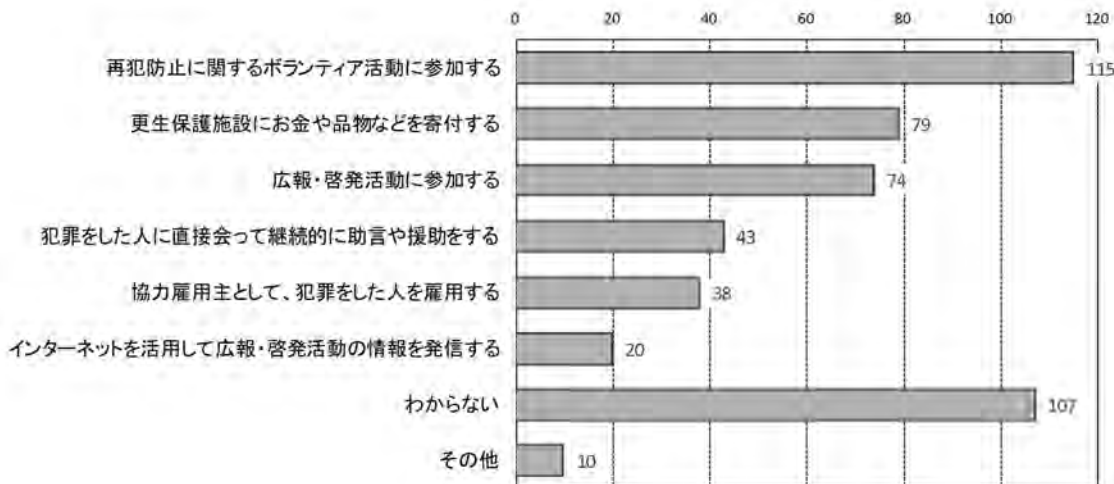
問30 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

肯定的な意見が約3割、否定的な意見が約4割、わからないの意見が約3割となっています。



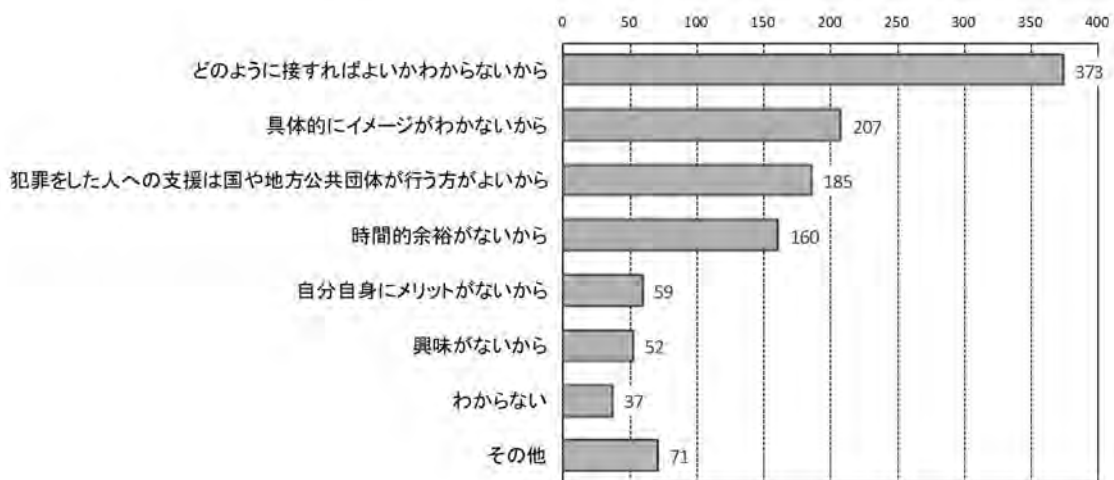
問31 問30で「1. 思う」「2. どちらかといえば思う」と回答した方にお尋ねします。どのような協力をしたいと思いますか。

「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が115人（34.8%）をはじめ、「更生保護施設にお金や品物などを寄付する」79人（23.9%）、「広報・啓発活動に参加する」74人（22.4%）など、約6割が何らかの協力をしたいと回答しています。



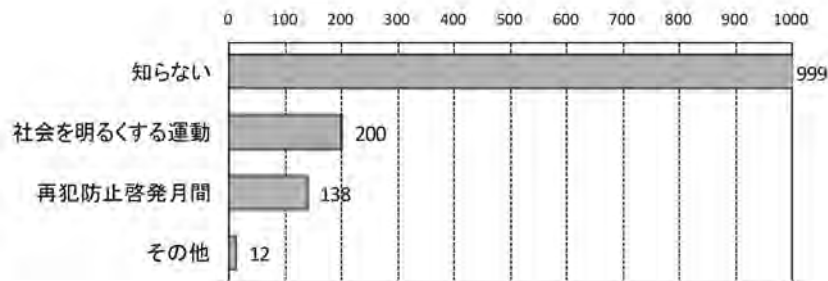
問32 問30で「3. どちらかといえば思わない」「4. 思わない」と回答した方にお尋ねします。協力したいと思わない理由を教えてください。

「どのように接すればよいかわからないから」373人（32.6%）、「具体的にイメージがわからないから」207人（18.0%）と続き、約5割が、協力方法が分からないと回答しています。



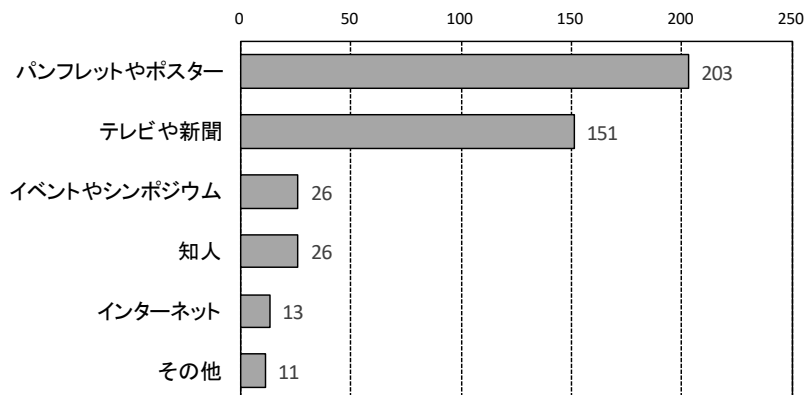
問33 再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みで知っているものに○をつけてください。

約7割が「知らない」と回答し、国・県・市町・保護司会ほかの関係団体等が協力して毎年7月に1か月間実施している、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」が周知されていないことが明らかとなっています。



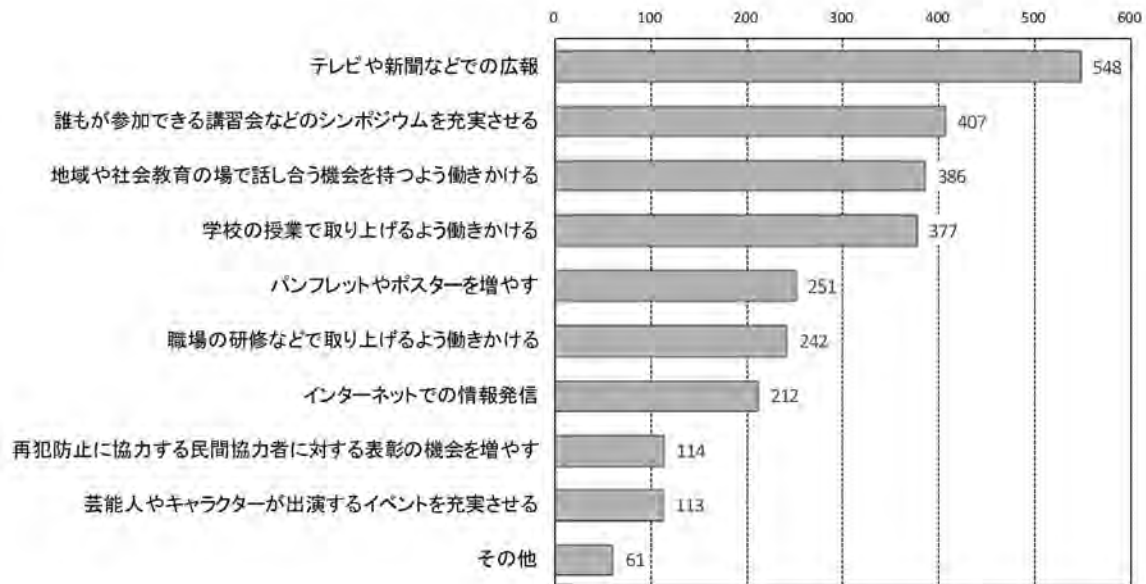
問34 問33で「1. 社会を明るくする運動」「2. 再犯防止啓発月間」と答えた方にお尋ねします。どのようにして知りましたか。

「パンフレットやポスター」203人（47.2%）、「テレビや新聞」151人（35.1%）と続いています。



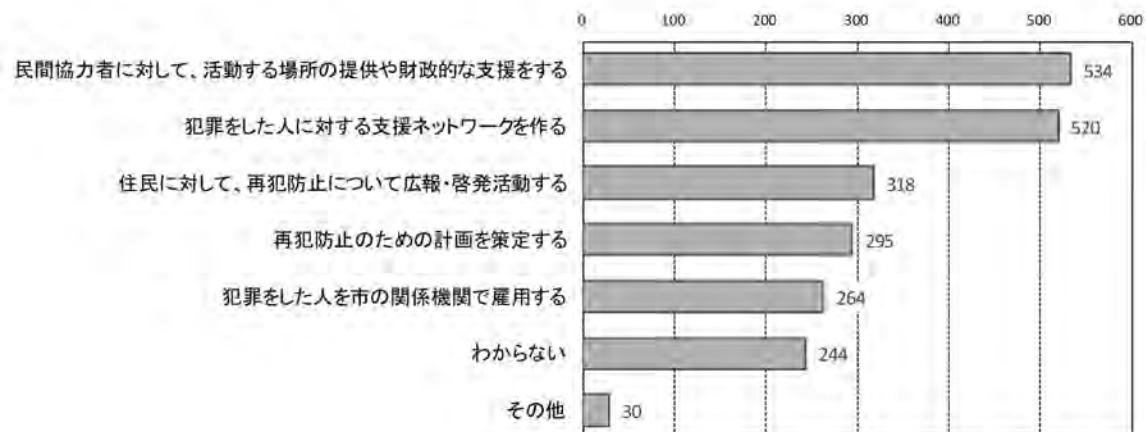
問35 あなたは、再犯防止に関して、広く理解や関心を深めるためには、何に取り組むべきだと思いますか。

「テレビや新聞などでの広報」548人(20.2%)をはじめ、「誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実させる」407人(15.0%)、「地域や社会教育の場で話し合う機会を持つよう働きかける」386人(14.2%)、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」377人(13.9%)と続き、身近なところから啓発に取り組むように回答しています。



問36 再犯防止のために、周南市は何に取り組むべきだと思いますか。

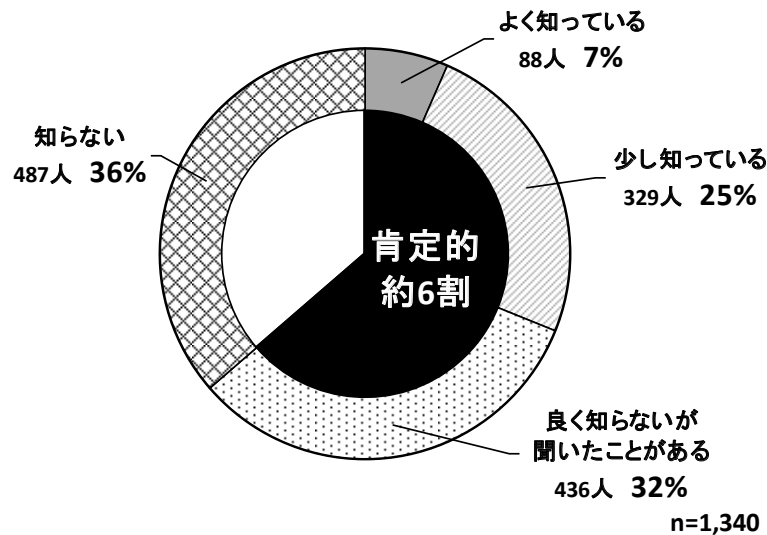
「民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」534人(24.2%)、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」520人(23.6%)と続いています。



成年後見制度についてお伺いします。

問38 あなたは、成年後見制度を知っていますか。

「よく知っている」88人(6.5%)、「少し知っている」329人(24.5%)
「よく知らないが聞いたことがある」436人(32.5%)と、約6割が肯定的な回答をしています。



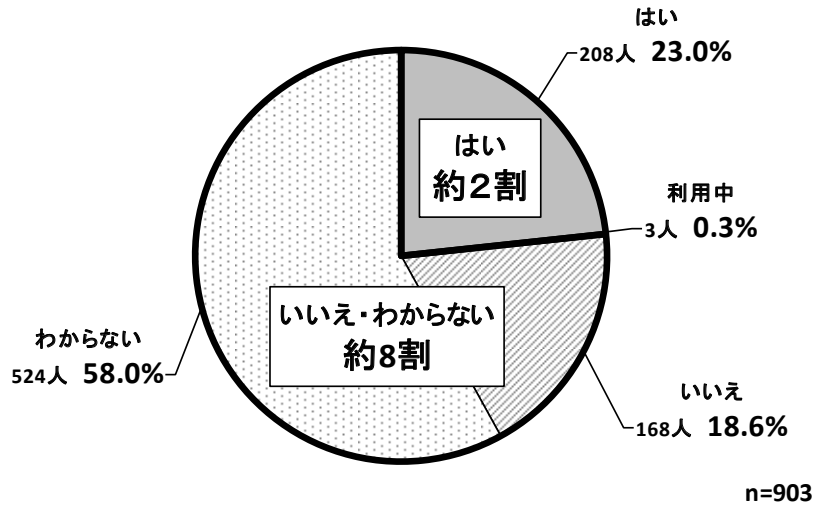
問39 問38で「1. よく知っている」「2. 少し知っている」「3. よく知らないが聞いたことがある」と答えた方にお尋ねします。知っているものに○をつけて下さい。

「法定後見制度がある」409人(22.1%)、「親族のほか専門職が選任されることがある」408人(22.1%)と続いています。



問40 あなたは、必要となったときには、成年後見制度を利用したいと思いますか。

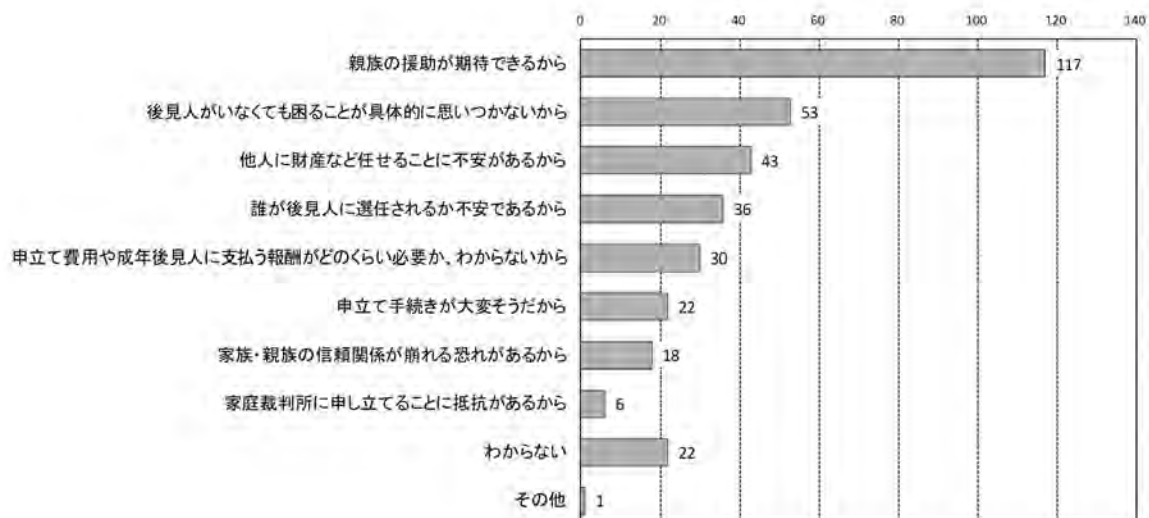
「はい」208人(23.0%)、「利用中」3人(0.3%)と続き、約8割が「いいえ」168人(18.6%)、「わからない」524人(58.0%)と回答しています。



問41 問40で「2いいえ」と答えた方にお尋ねします。利用したくない理由は何ですか。

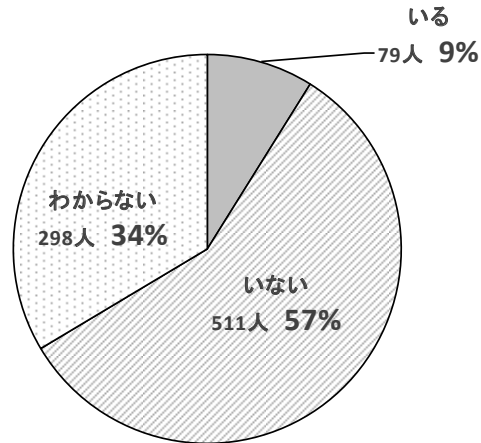
「親戚の援助が期待できるから」117人(33.6%)、「後見人がいなくても困ることが具体的に思いつかないから」53人(15.2%)と続いています。

また、約4割が何らかの不安を感じて利用したくないと回答しています。



問42 現在、あなたの身近に成年後見制度の利用が望ましい人がいますか。

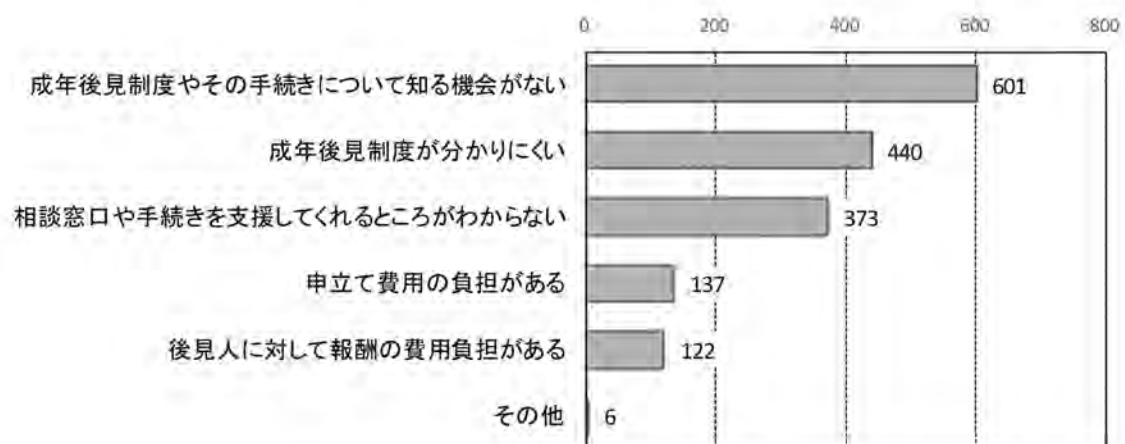
約1割が「いる」79人(8.9%)、約9割が「いない」511人(57.5%)、「わからない」298人(33.6%)と回答しています。



n=888

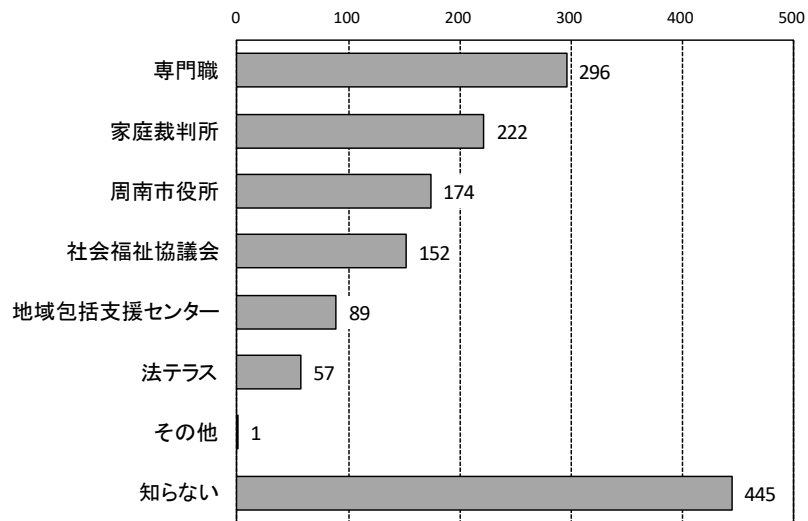
問43 成年後見制度の利用を促進するには、何が課題だと思いますか。

「成年後見制度やその手続きについて知る機会がない」601人(35.8%)、「成年後見制度が分かりにくい」440人(26.2%)、「相談窓口や手続きを支援してくれるところがわからない」373人(22.2%)と、約8割が分からないことを課題と回答し、約2割が費用的な課題を回答しています。



問44 成年後見制度の相談先を知っていますか。

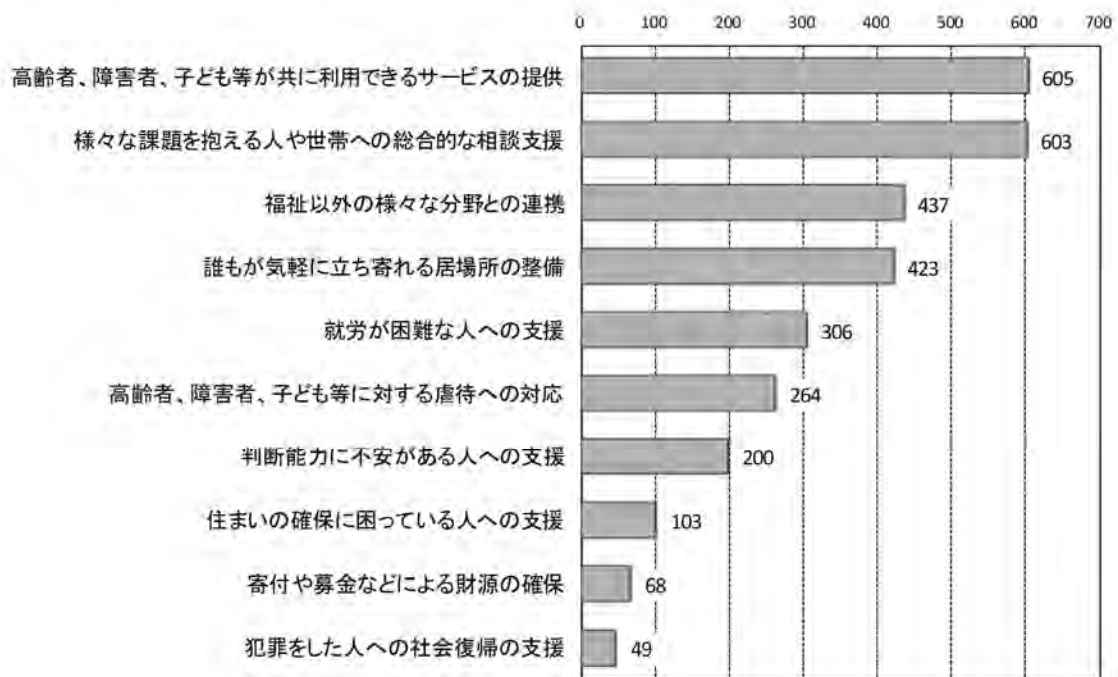
約3割が「知らない」445人（31.0%）と回答し、約7割が相談先を知っていると回答しています。



周南市地域福祉計画の策定について伺います。

問46 国は、市が策定する地域福祉計画に、以下の項目を盛り込むよう定めています。
周南市で特に必要と思う取り組みは、何だと思いますか。

「高齢者、障害者、子ども等が共に利用できるサービスの提供」605人（19.8%）、「様々な課題を抱える人や世帯への総合的な相談支援」603人（19.7%）と続き、複数分野との連携や居場所の整備が必要と回答しています。



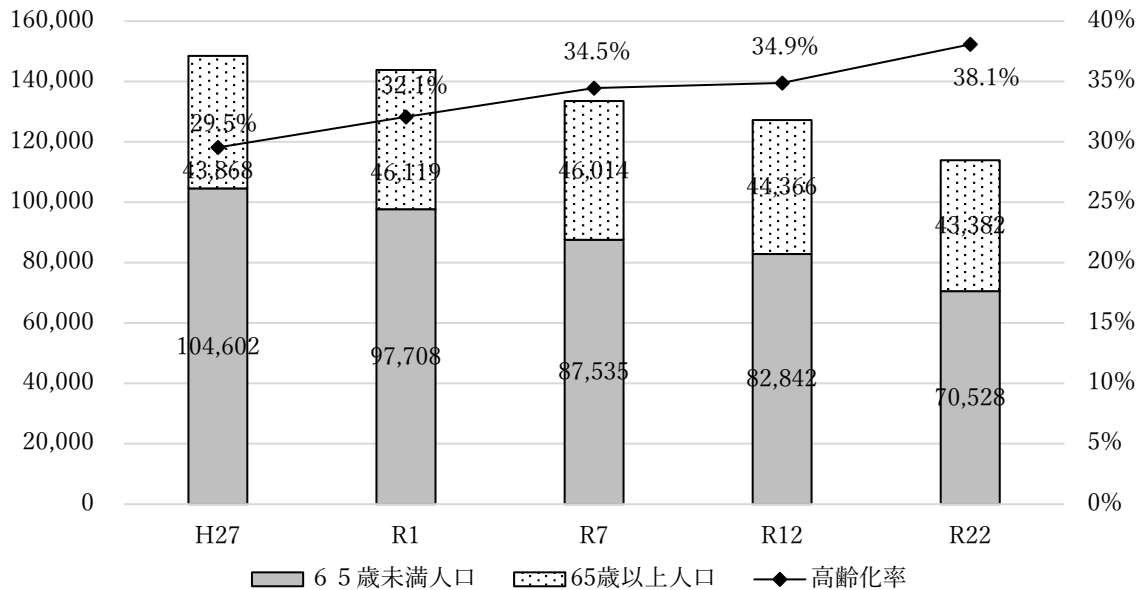
【資料3】成年後見利用促進計画資料

◆◆成年後見利用促進計画資料◆◆

◆ 高齢者の現状

図表1 周南市の人口及び高齢者化率の推移

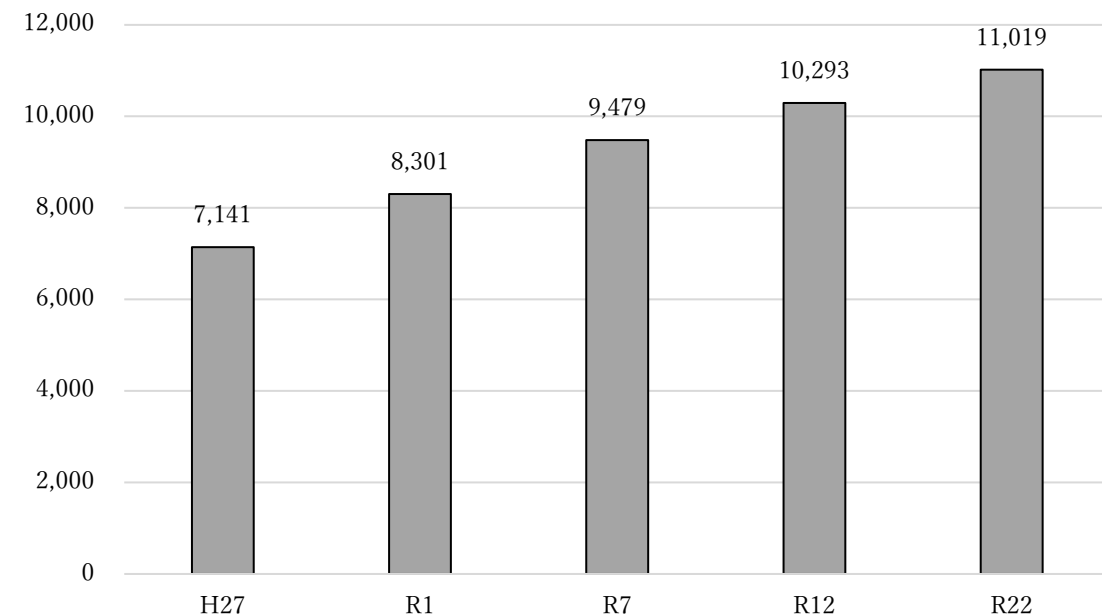
本市の総人口が減少する一方で、高齢化率は今後も上昇することが見込まれています。



資料：「国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』より

図表2 周南市の認知症高齢者の推移

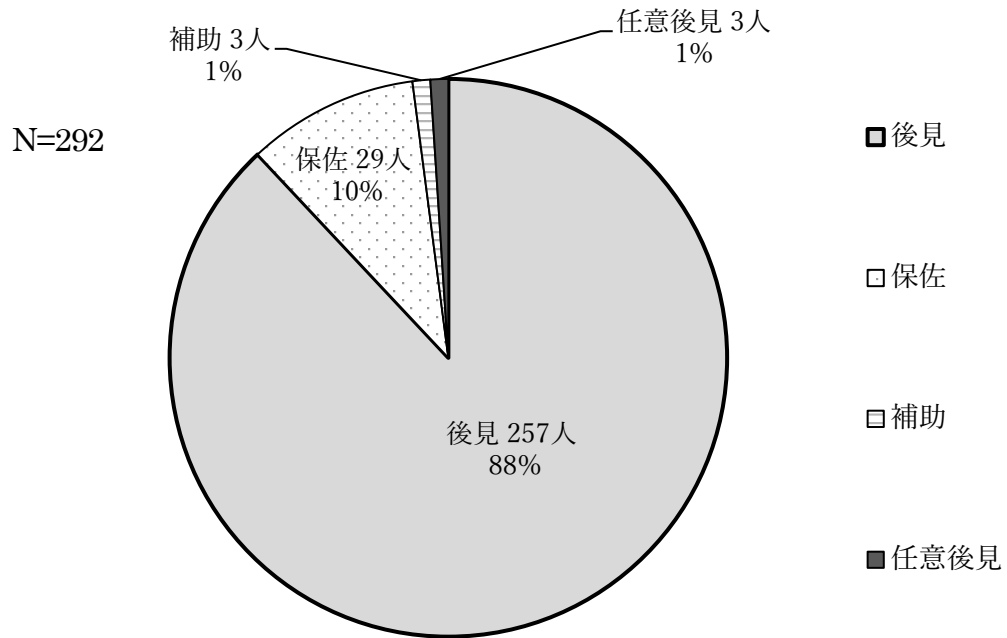
認知症高齢者数は、今後も増加することが見込まれています。



資料：「国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を基に、将来の数を推計

図表3 周南市の成年後見制度の利用者数（類型別）

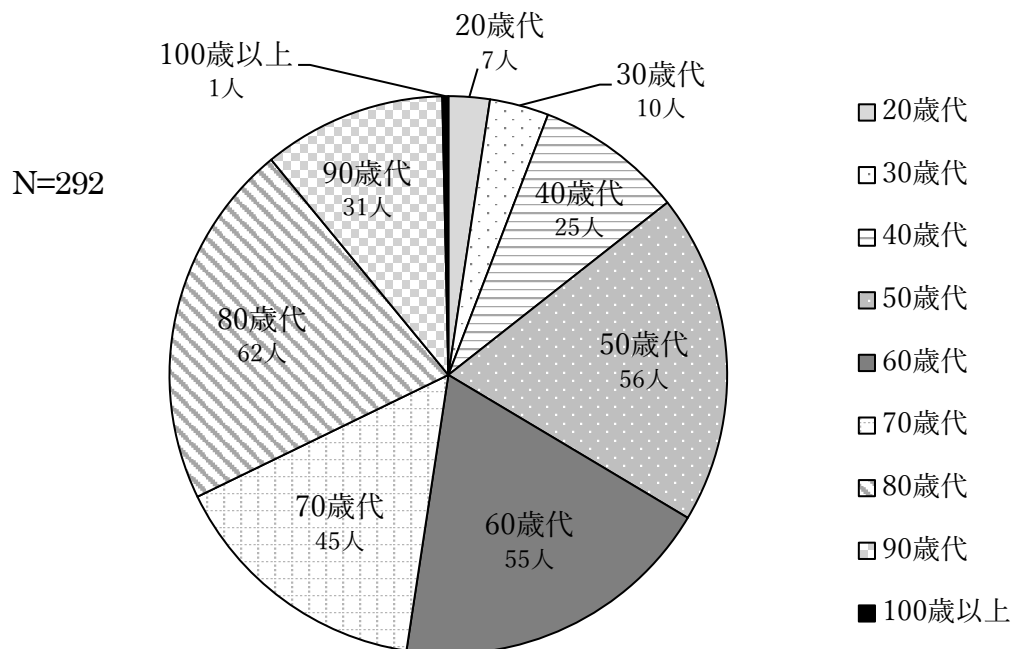
後見人の利用者が257人と、全体の88%を占めています。



資料：山口家庭裁判所提供データより（令和元年6月27日時点）

図表4 周南市の成年後見制度の利用者数（年代別）

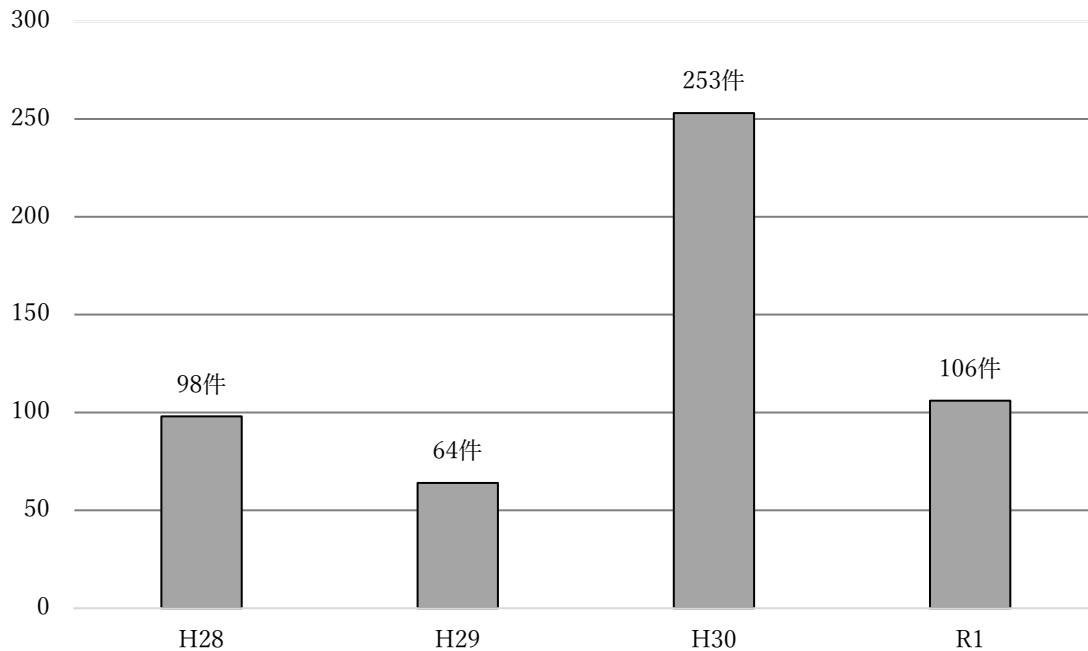
制度の利用者は、高齢者の年代の方が多くなっています。



資料：山口家庭裁判所提供データより（令和元年6月27日時点）

図表5 市もやいネットセンター 成年後見に関する相談件数（延）

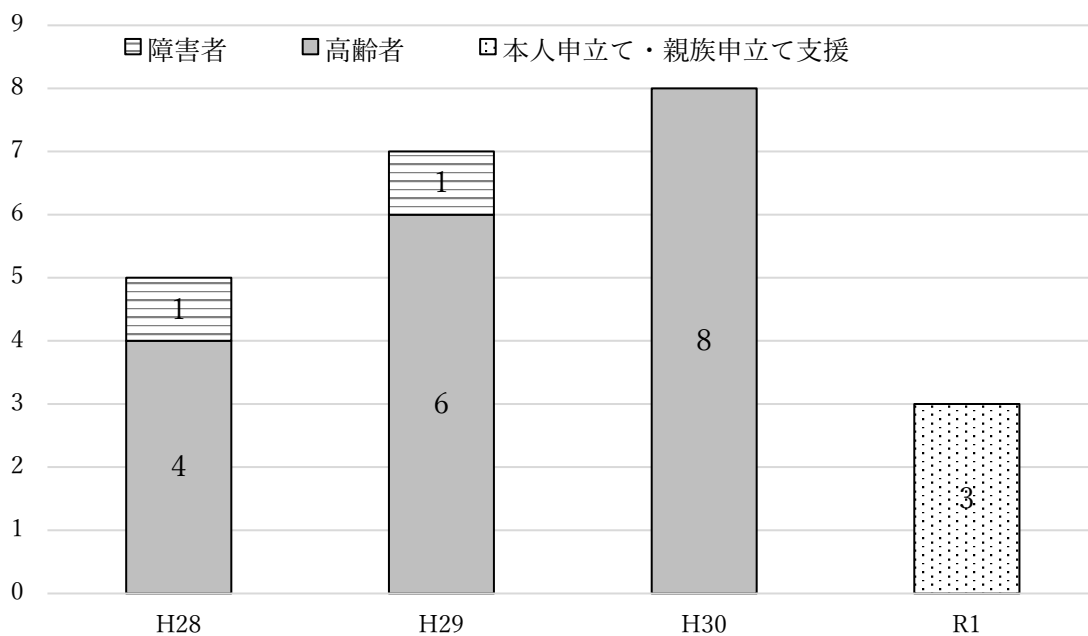
年度ごとに相談件数の増減はありますが、毎年度一定数以上の相談が寄せられています。



資料：市もやいネットセンター相談件数実績より

図表6 成年後見市長申立て件数

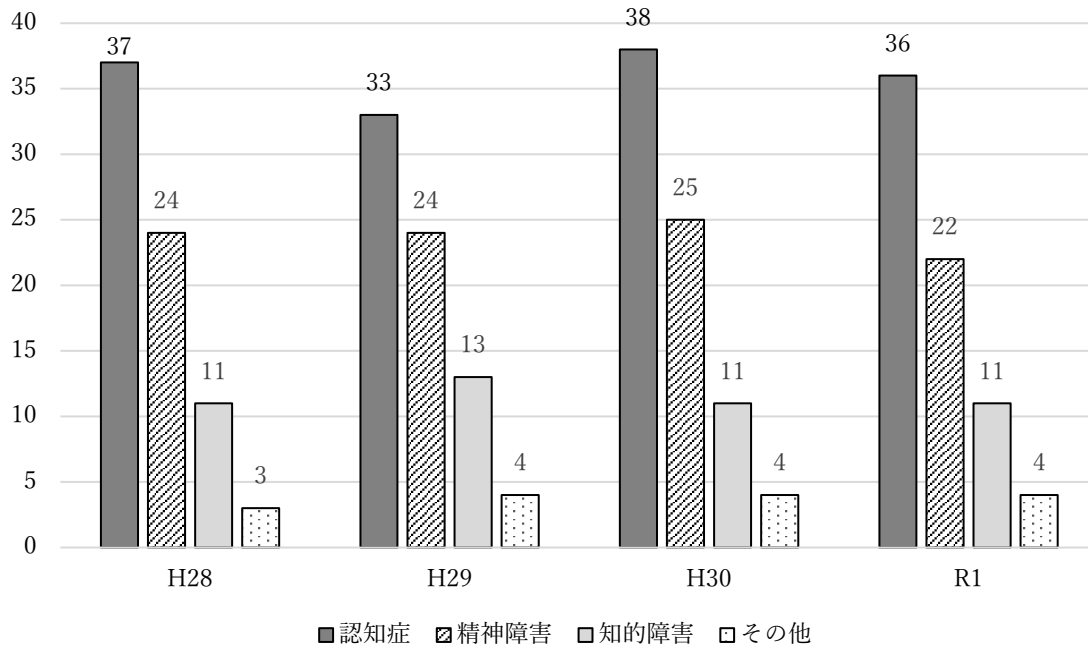
令和元年度の市長申し立ては高齢者・障害者とも0件でしたが、高齢者の成年後見人について本人申し立て・親族申し立てを直接支援したケースが3件あり、成年後見制度を利用する際に支援を必要とするケースが、毎年度一定数存在することが明らかになっています。



資料：周南市成年後見制度利用促進事業の実績より

図表7 地域福祉権利擁護事業の利用件数

事業の利用者は、認知症→精神障害→知的障害→その他の順になっています。

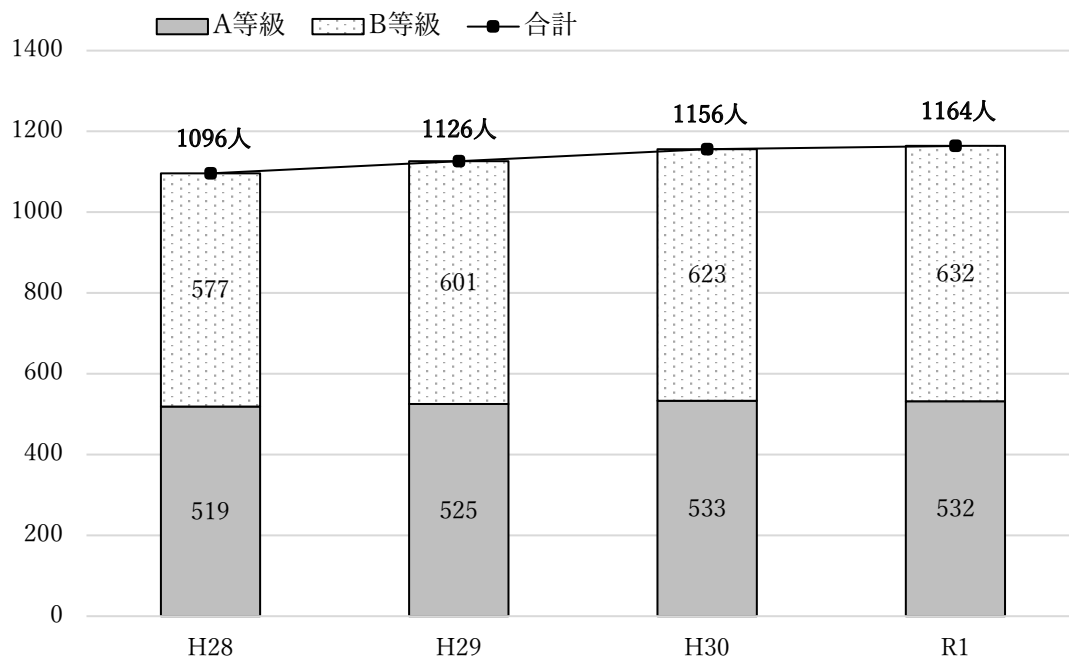


資料：「高齢者福祉施策の概要」、「地域福祉権利擁護事業実施状況」より

(2) 障害者の現状

図表8 療育手帳所持者の状況

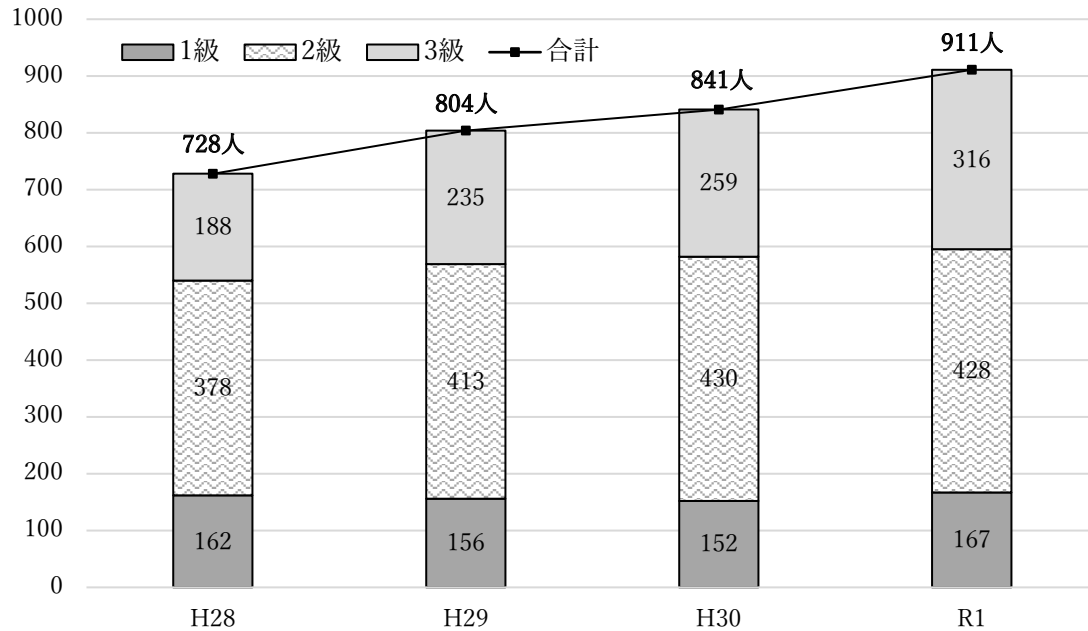
手帳の所持者は、H28:1,096人→H29:1,126人→H30:1,156人→R1:1,164人と、年々増加しています。



資料：周南市障害者計画より

図表9 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

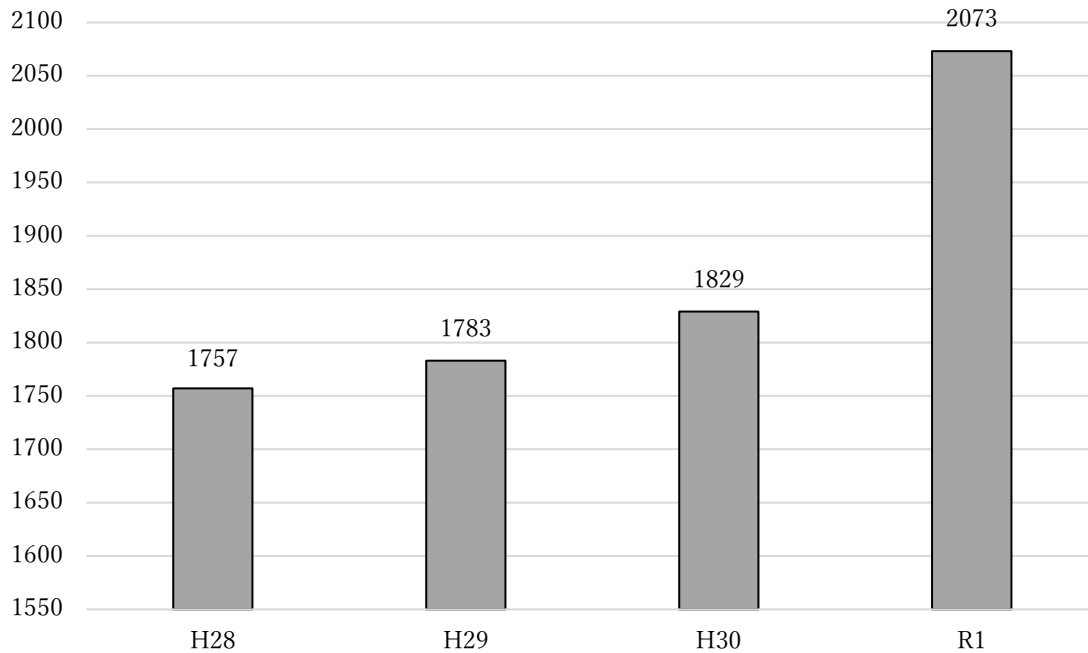
手帳の総数は、H28:728人→H29:804人→H30:841人→R1:911人と、年々増加しています。



資料：周南市障害者計画より

図表10 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

受給者は、年々増加しています。



資料：周南市障害者計画より

【資料4】周南市地域福祉計画評価・策定委員会 委員名簿

周南市地域福祉計画評価・策定委員会 委員氏名

推薦機関	役職名等	氏名	備考
第3次周南 地域福祉計画 評価・策定 委員会	徳山大学福祉情報学部教授	小林 武生	会長
	周南市民生委員児童委員協議会 監査	田村 俊雄	
周南市高齢者 保健福祉推進 会議	周南市介護支援専門員協会 会長	藤本 真樹	
周南市地域自立 支援協議会	山口県立周南総合支援学校 校長	小野 倫代	
周南市こども 育成支援 対策審議会	CAP周南	木村 美弥子	
周南市 健康づくり 推進協議会	一般社団法人徳山薬剤師会 会長	西村 正広	
周南市 社会福祉協議会	今宿地区社会福祉協議会 会長	清水 宗生	
公募		羽部 真彦	
		小川 恵美子	

会長が特に必要と認めた人（周南市再犯防止推進計画について）

法務省 山口保護観察所	企画調整課長	松林 初恵	
----------------	--------	-------	--

【資料5】周南市成年後見制度利用促進計画 委員名簿

周南市成年後見制度利用促進計画 委員氏名

	役 職 名 等	氏 名
1	山口県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター 副委員長	通山 和史
2	山口県司法書士会 成年後見制度利用促進委員会 副委員長	野村 卓志
3	山口県司法書士会 リーガルサポート副支部長	石橋 啓之
4	一般社団法人 山口県社会福祉士会 成年後見制度利用促進チーム 圏域リーダー	室本 好重
5	山口家庭裁判所 首席書記官	平林 功充
6	山口家庭裁判所 主任書記官	神杉 美樹
7	山口家庭裁判所 主任書記官	渡辺 啓
8	山口家庭裁判所周南支部 上席主任書記官	金川 直樹
9	山口家庭裁判所周南支部 主任書記官	森 直美
10	山口家庭裁判所周南支部 主任書記官	野村 謙治
11	周南市社会福祉協議会 業務課長	藤田 辰夫
12	周南市社会福祉協議会業務課 生活支援係 係長	山本 多恵
13	周南市社会福祉協議会業務課 生活支援係	伊藤 利明
14	周南市社会福祉協議会業務課 生活支援係	沼田 早紀

【資料6】周南市地域福祉計画の策定経過

計画の策定経過

会議名	開催日	主な協議内容
令和元年度		
第1回周南市成年後見制度利用促進連絡会議	8月19日	・成年後見制度に係る各団体の現状 ・成年後見制度利用促進体制整備に向けた取り組み体制 ・中核機関について
第1回周南市地域福祉計画評価・策定委員会	9月10日	・地域福祉計画及び周南市地域福祉計画評価・策定委員会について（会長選出） ・第4次周南市地域福祉計画、同地域福祉活動計画の策定について（併せて策定の了承） ・市民意識調査（アンケート）の実施について ・関係機関・団体ヒアリングについて
第2回周南市成年後見制度利用促進連絡会議	10月17日	・基本計画の進捗状況 ・チームについて ・協議会について ・中核機関について
地域福祉に関する市民意識調査の実施	11月5日	〆切12月2日で実施。 3,000通発送、1,376通回収。
第3回周南市成年後見制度利用促進連絡会議	12月16日	・周南市における「チーム」「協議会」「中核機関」について

会議名	開催日	主な協議内容
令和2年度		
評価・策定委員会委員から 第4次周南市地域福祉計画、同 地域福祉活動計画に係る 意見聴取（文書で聴取）	6月11日	下記の項目に対する意見聴取 ・地域福祉計画で盛り込む内容 ・第4次地域福祉計画体系図 ・地域福祉に関する市民意識 調査（令和元年度実施） ・同調査で付された自由意見 ・地域福祉に関する市民意識 調査報告書
第4回 周南市成年後見制度利 用促進連絡会議	7月28日	・地域福祉計画（成年後見制度利用 促進計画案）について
周南市再犯防止推進計画策定に 向けた関係機関へのアンケート の実施（文書による）	12月11日	下記の項目に対する自由意見 ・広報・啓発活動の推進 ・就労・住居の確保 ・保健医療・福祉的支援 ・非行の防止と修学支援 ・関係機関・団体との連携
第2回周南市地域福祉計画 評価・策定委員会	2月1日	計画素案の審議 ・第1章～第3章 総論 ・第4章 周南市地域福祉計画、 同地域福祉活動計画 ・第5章 周南市再犯防止推進計画 ・第6章 周南市成年後見制度利用 促進計画 ・第7章 計画の推進 ・第8章 用語集
周南市再犯防止推進計画素案の 関係機関説明	2月4日	周南保護区保護司会への説明
計画素案の市議会への説明	2月8日	計画素案説明
周南市再犯防止推進計画素案の 関係機関説明	2月26日	周南保護区保護司会への説明
パブリックコメントの実施	2月12日 ～3月12日	パブリックコメント
第3回周南市地域福祉計画 評価・策定委員会	3月15日	パブリックコメント後、計画案の 審議
		完成

【資料7】計画の施策とSDGsの関連

計画の施策とSDGsの関連表

計画の施策に反映させた「地域福祉計画に盛り込むべき事項」の一覧表

基本目標	施策	SDGs	地域福祉計画に 盛り込むべき事項
安心・安全に 暮らせるまちづくり	だれもが生活しやすい地域環境づくり	3、5、10、11、16	ア、カ、タ
	災害時における要配慮者支援体制の整備	3、10、11	タ
みんなが助け合う 地域づくり	見守り体制の充実	1、3、5、10、17	ス、タ
	支え合い意識の醸成	1、3、5、10、11、16、17	シ、ス、セ、タ
	地域福祉の担い手づくり	3、5、10、11、16、17	ス、タ
	社会参加の推進	3、5、10、17	タ
自分らしい生き方を 支える仕組みづくり	相談体制の充実	1、3、5、10、11、17	コ、タ
	権利擁護の推進	1、3、5、10、11、17	イ、ケ、タ
	情報提供の充実	3、11、17	タ
必要なサービスを 受けられる体制 づくり	包括的な福祉サービスの基盤整備	1、3、5、10、11、17	ウ、エ、オ、キ、ク、タ
	支援が届きにくい人への対応	1、3、5、10、11、17	ウ、タ
再犯防止を推進するための取り組み (再犯防止推進計画)	広報・啓発活動の推進	1、3、10、11、17	ア、カ、キ、サ、タ
	就労・住居の確保		
	保健医療・福祉的支援		
	非行の防止と修学支援		
	関係機関・団体との連携		

成年後見制度の利用 を促進するための 取り組み (成年後見制度利用 促進計画)	地域連携ネットワー クづくり	1、3、5、10、11、17	イ、ケ、タ
	制度の啓発・利用 促進		
	助成制度の整備		

持続可能な開発目標(SDGs)

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されています。

SDGsの達成に向けた取り組みは、地域課題解決に向けた自立的好循環を生み出し、地方創生の課題解決を一層促進することから、本市においても、各施策との対応関係を明らかにし、SDGsを踏まえた地方創生を推進します。

(引用：第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略)



(ロゴ：国連広報センター作成)

SDGsの17の目標

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4（教育）	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化（エンパワメント）を行う
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7（エネルギー）	すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8（経済成長と雇用）	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強じん（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
目標10（不平等）	各国内および各国間の不平等を是正する
目標11（持続可能な都市）	包括的で安全かつ強じん（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13（気候変動）	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4次周南市地域福祉計画
第4次周南市地域福祉活動計画
周南市再犯防止推進計画
周南市成年後見制度利用促進計画

令和3年3月

発行 周南市

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

編集 周南市 こども・福祉部 地域福祉課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8465

FAX 0834-22-8396

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

〒745-8529 山口県周南市速玉町3番17号

周南市徳山社会福祉センター内

電話 0834-22-8721

FAX 0834-32-0021